

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 新木 淳彦 氏から、別紙のとおり令和元年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年2月27日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	榑 原 剛
同	小林 義 直
同	寺 沢 さゆり

令和元年度  
長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ  
子育て及び高齢者福祉等関連事業に関する事務  
の執行について

長野市包括外部監査人  
税理士 新木 淳彦

# 目 次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件.....	1
第3 事件を選定した理由.....	1
第4 外部監査の対象.....	1
第5 外部監査対象期間.....	2
第6 外部監査実施期間.....	2
第7 外部監査の着眼点.....	2
第8 外部監査対象の選定と主な監査手続.....	4
8.1 監査対象部署等の選定.....	4
8.2 主な監査手続.....	4
第9 包括外部監査人及び補助者.....	4
第10 利害関係.....	4
第11 その他.....	4
第2章 長野市の子育て・高齢者福祉等の支援事業の概要.....	6
第1 長野市の概要.....	6
1.1 長野市の概要.....	6
1.2 長野市の人口動向.....	6
1.2.1 年次別人口及び世帯.....	6
1.2.2 年齢構成（年齢3区分別人口）.....	6
1.2.3 年齢3区分別人口から求められる年齢構造指数.....	7
1.2.4 長野市が実施した市民意識アンケートの回答.....	7
1.3 長野市の一般会計予算額と決算額.....	8
1.3.1 一般会計当初予算の特徴.....	8
1.3.2 一般会計予算の推移.....	9
1.3.3 一般会計決算の推移.....	10
1.4 長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と第五次長野市総合計画との整合.....	10
1.5 第五次長野市総合計画の計画構成.....	11
1.5.1 第五次長野市総合計画から一部抜粋.....	12
第2 子ども子育て支援.....	14
2.1 子ども子育て関連3法と子ども子育て支援法の概要.....	14
2.1.1 子育てをめぐる現状と課題.....	15
2.1.2 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント.....	15
2.1.3 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み.....	16

2.1.4	子ども・子育て支援	17
2.1.5	地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について	17
2.2	第五次長野市総合計画の子ども子育て・高齢者福祉・教育委員会の事業体系	19
2.3	長野市の子ども子育て支援事業計画の概要	20
2.3.1	3つの基本目標	20
2.3.2	9の基本施策	21
2.3.3	23の個別施策	21
2.3.4	111の個別事業	22
2.3.5	支援事業計画の概要	26
第3	長野市教育委員会の教育施策等	26
3.1	長野市教育委員会事業計画の概要	26
3.1.1	教育の基本政策	27
3.1.2	10の基本施策	28
3.1.3	27の個別施策	28
3.1.4	75の個別事業	29
3.1.5	長野市の教育環境と教育財政	32
第4	高齢者福祉等関連事業	38
4.1	高齢者福祉事業	38
4.1.1	高齢者福祉事業の経過	39
4.2	高齢者福祉等関連支援事業計画の概要	45
4.2.1	4つの基本施策	46
4.2.2	13の個別施策	46
4.2.3	113の個別事業	47
4.3	高齢者定義の共同宣言	50
第3章	監査の結果	52
第1	子ども子育て関連事業	52
1.1	教育・保育施設等の運営基準の設定（12）	52
1.2	保育士資格保有者の活用（14）	54
1.3	職員研修の促進（15）	56
1.4	園の自己評価の促進（16）	58
1.5	職員処遇改善事業（17）	60
1.6	障害児保育事業（18）	62
1.7	教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）（19）	64
1.8	延長保育事業・休日保育事業（時間外保育事業）（21）	66
1.9	放課後子ども総合プラン（22、44、56）	69
1.10	ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）（23）	73

1.11	はじめまして赤ちゃん事業 (24)	77
1.12	養育支援訪問事業 (25)	79
1.13	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場 (26、34)	81
1.14	一時預かり事業 (27)	83
1.15	病児・病後児保育事業 (28)	87
1.16	ファミリー・サポート・センター (29)	90
1.17	多子世帯の保育料軽減 (31)	93
1.18	福祉医療費給付事業 (32)	95
1.19	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (33)	98
1.20	保育所地域活動事業 (35)	100
1.21	子育てガイドブックの作成 (36)	102
1.22	子育てサークル等のネットワーク化への支援 (37)	104
1.23	長野市子育て情報ホームページの作成充実 (38)	106
1.24	地域活動団体に対する活動支援 (40)	108
1.25	長野市子育てサークル活動支援 (41)	110
1.26	児童育成地域組織に対する活動支援 (42)	112
1.27	ながの子育て家庭優待パスポート事業 (43)	115
1.28	出産・子育て応援メール配信事業 (個別事業番号なし)	117
第2	教育委員会関連事業	119
2.1	長野市教育センター (401・402・403・404・405)	119
2.2	学校マイプラン推進事業 (409)	125
2.3	学校教育活動支援 学習バス (409)	128
2.4	情報教育関連支援業務委託事業 スクールパートナーズながの (411)	131
2.5	長野市立学校情報セキュリティポリシー (個別事業番号なし)	136
2.6	幼・保・小・中・高の連携の充実 市立長野中学校授業公開 (416)	141
2.7	活力ある学校づくり推進事業 連携推進ディレクター (429)	145
2.8	支援が必要な児童生徒を支える体制 中間教室 (432)	147
2.9	長野市就学援助制度 (要保護・準要保護児童生徒援助) (434)	152
2.10	長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金 (435)	156
2.11	長野市子どもわくわく体験事業補助金 (437)	159
2.12	長野市コミュニティスクール運営委員会補助金事業 (440)	164
2.13	長野市少年育成センター (441)	167
第3	高齢者福祉関連事業	171
3.1	老人クラブの育成事業 (201)	171
3.2	おでかけパスポート事業 (202)	174
3.3	敬老祝事業 (203)	177

3.4	ながのシニアライフアカデミー運営事業 (204)	180
3.5	老人福祉センター (愛称:かがやきひろば) 管理・運営事業 (205)	182
3.6	老人憩の家 (愛称:いこいの家) (206)	184
3.7	ふれあい交流ひろば (愛称:かがやきひろば) 管理・運営事業 (207)	187
3.8	シニアアクティブルーム運営事業 (209)	189
3.9	高齢者授産施設就労奨励金支給事業 (214)	191
3.10	はり、マッサージ費等助成事業 (224)	193
3.11	介護予防教室 (230)	195
3.12	介護予防・日常生活支援総合事業 (移動支援サービス 244)	197
3.13	ひとり暮らし高齢者友愛活動事業 (246)	200
3.14	日常生活用具給付事業 (248)	202
3.15	緊急通報システム (249)	204
3.16	長野市要介護被保険者等住宅整備事業 (250)	207
3.17	配食サービス (251)	209
3.18	訪問理容・美容サービス事業 (252)	211
3.19	在宅福祉介護料 (253)	213
3.20	在宅介護者リフレッシュ事業 (254)	215
3.21	はいかい高齢者家族支援サービス助成事業 (255)	217
3.22	介護者教室 (256)	219
3.23	家庭ごみ処理手数料減免 (257)	221
3.24	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (271)	223
3.25	特別措置事業 (289)	225
3.26	成年後見制度利用支援事業 (290)	226
3.27	地域包括支援センター・在宅介護支援センター (292)	228
3.28	利用者負担援護事業 (302)	231
3.29	軽費老人ホーム (A型・ケアハウス) 事務費補助 (310)	234
3.30	有料老人ホーム (監査対象外)	236
3.31	高齢者生活福祉センター (311)	237
3.32	高齢者共同生活支援施設 (312)	239
第4章	監査を終えて	241

## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項、第2項及び長野市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年長野市条例第4号）の規定に基づく監査

### 第2 選定した特定の事件

子育て及び高齢者福祉等関連事業に関する事務の執行について

### 第3 事件を選定した理由

長野市は、平成17年1月に豊野町・戸隠村・鬼無里村・大岡村との市町村合併を行い、平成22年1月には信州新町・中条村との市町村合併を行った。この市町村合併により市域は拡大したものの、年々住民の数は減少傾向にあり、人口の減少、少子高齢化による歳入の減少と社会保障費関連等歳出の増加が懸念される場所である。一方で、市行政サービスの更なる向上は、市民の強い要望である。

特に、子育て等関連事業では、平成31年4月には初の待機児童が11名確認されるなどの報道もあり、待機児童解消に向けた取り組みや、児童虐待防止対策、ひとり親家庭等に起因する子供の貧困対策等多くの課題に対して対応を迫られており、長野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を実施している。

また、高齢者福祉等関連事業では、平成31年3月時点の65歳以上の高齢者人口は110,027人と長野市総人口の29.2%を占めており、今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、「あんしんいきいきプラン21」（長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画）において、いわゆる「団塊の世代」のすべてが後期高齢者（75歳以上）になる2025年を念頭に計画を定めており、高齢者を取り巻く状況等の変化を踏まえ、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して生活できる環境を構築するとしている。

加えて長野市長は、「75歳以上を高齢者と呼びましょう」として、高齢者の施策の転換を広く内外に発信しており、従来の福祉から活躍へのシフトも推進している。

子育てや高齢者等の様々な分野の課題に一体的に対応していくため「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、長野市民の生活に直結する重要な事業として市民の関心も非常に高いことから、経済性、効率性、有効性の観点から合規性を踏まえて監査することは意義があると判断し、包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

### 第4 外部監査の対象

子ども子育て支援個別事業（教育委員会支援事業を含む）及び高齢者福祉関連個別事業に関する事務の管理・執行状況について監査の対象とした。

## 第5 外部監査対象期間

原則として平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）とし、必要に応じて平成29年以前及び平成31年度の一部執行についても監査の対象とした。

## 第6 外部監査実施期間

令和元年6月21日から令和2年2月25日まで

## 第7 外部監査の着眼点

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めており、住民福祉の原則と行政効率の原則について努力と義務を課している。

また、同法第2条第15項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と定めており、同法第2条第16項では、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めることから、行政効率の原則と法令遵守の原則を義務付けている。この第2条第14項、15項及び16項により、地方公共団体は事務処理に当たって、法令を遵守したうえで、住民の福祉の増進に努めつつ最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。よって、包括外部監査は本趣旨に則って監査を実行すべきと考えられる。

子ども子育て関連と高齢者福祉関連は、長野市における住みやすさ、暮らしやすさを求めて非常に関心の高い施策を要求されているところであり、長野市も、様々な対応を実施している。

平成22年4月には、「ながのこども未来プラン」を策定し子育て支援施策や教育・保育事業の充実を図ってきたが、平成24年8月に国が子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させると、長野市も平成27年度から、これらの法に基づく子ども・子育て支援制度をスタートさせている。

高齢者福祉関連事業では、「あんしんいきいきプラン21」により、平成30年度より第8次長野市高齢者福祉計画及び第7期長野市介護保険事業計画をスタートさせている。

本監査では、福祉サービスの視点、利用者・受益者からの視点、社会情勢の視点といった点に着眼し、次に記載の視点で監査を実施する。

### 1. 合規性

監査対象事業及びその事務は、関係法令・条令・規則・要綱・要領等に基づき適法かつ公平公正に執行されているか。

### 2. 有効性

監査対象事業は、その目的の達成に向けて効果的な内容となっているか、また、補助



金・助成金・給付金・委託料等は有効的に活用されているか。

### 3. 経済性

監査対象事業は計画性を有し、社会情勢に即した、経済的、効率的かつ実効性のある事業として実施されているか。さらに、今後において市として縮小・廃止又は民営化移行などの検討に値する事業はないか。

個別的視点としては次のとおり。

#### 1. 福祉サービスとしての視点

- (1) 監査対象事業は、住民福祉であることを意識し、理念や基本方針を明確にし、事業計画が適切に策定されているか。また、中長期的ビジョンが明確にされているか。
- (2) 人事管理体制が施設規則として確立されており、適正な人材確保と配置及び職員の質の向上に向けた研修等養成が適切に行われているか。また、職員の就業状況に配慮がなされているか。
- (3) 関係機関や地域との連携が確保されているか。

#### 2. 利用者からの視点

- (1) 住民福祉の視点から、利用者の安全を確保するための取り組みが効果的に行われているか。
- (2) 利用者尊重の姿勢を示すとともに利用者の意見を聴取し、満足度の向上に努めているか。
- (3) 利用者の固定化を防止するためのアセスメントが行われているか。またその防止策を策定しているか。
- (4) 利用者を巻き込んだ重大事故発生時の連絡体制は整備され、周知されているか。
- (5) 施設利用定員について基準を定め必要な措置を講じているか。
- (6) 利用申し込みについて、正当な理由なく拒んでいないか。

#### 3. 社会情勢の視点

- (1) 会計の管理体制、施設運営収支・利用者負担状況は適正か。
- (2) 委託契約等の契約事務は適切に行われているか。
- (3) 対象事業となる各種補助金・助成金、給付・加算の要件充足状況は適正か。
- (4) 現行のサービスや支援体制について変更し、縮小又は廃止、統合を検討する必要性のある事業に該当しないか。
- (5) 対象事業の各種補助金等で、変更し、縮小又は廃止を検討する必要性のある事業に該当しないか。

## 第8 外部監査対象の選定と主な監査手続

### 8.1 監査対象部署等の選定

監査対象部署の選定に際しては、子ども子育ての個別事業、教育委員会の個別事業、高齢者福祉の個別事業について整理した後、特に長野市の独自事業、任意性のある事業等を選定し監査を実施することから、対象事業を営む以下の部署を監査の対象とした。

保健福祉部	福祉政策課 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課
保健所	保健所健康課
子ども未来部	子ども政策課 子育て支援課 保育・幼稚園課
環境部	生活環境課
教育委員会	総務課 学校教育課 家庭・地域学びの課

### 8.2 主な監査手続

関係法令、条令、規則等の規定の確認

関連資料の閲覧と無作為に抽出した資料に基づく内容分析

担当部署からの説明聴取及び担当者への状況等の聴取

内部関係資料、財務帳票、管理台帳等の閲覧

## 第9 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	税理士	新木	淳彦
補助者	税理士	平	洋輔
補助者	税理士	徳武	慶彦
補助者	税理士	長峰	行希
補助者	行政書士	加々井	猛

## 第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29（特定の事件についての監査の制限）の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第11 その他

### 11.1 令和元年台風第19号災害による包括外部監査への影響

令和元年10月に発生した台風第19号災害は長野市内各地において甚大な被害をその爪痕として残した。これにより長野市は非常事態宣言を発令し、各部署において一致団結し災害復旧に注力した。よって、当初計画していた監査計画はその変更を余儀なくされ10月13日～12月上旬（部署によっては12月中旬）まで監査業務は休止せざるを

得なかった。

従って、監査対象部署、監査対象事業については当初予定していた件数を減らして災害復旧業務に極力支障が出ないように配慮して監査を実施した。

#### 11.2 第3章に記載の個別事業名末尾の括弧書き内の番号について

第3章に記載の個別事業名末尾の括弧書き内の番号は、第2章の子ども子育て・高齢者福祉・教育委員会の事業体系に記載されている個別事業番号を記載している。

#### 11.3 端数計算方法等について

本報告書における金額の表示方法については、原則「千円未満切捨て」による表示方法を採用しているが、場合によっては千円単位より大きいあるいは小さい単位を採用している場合もある。従って、合計欄の値が端数処理の関係上一致していない場合がある。

## 第2章 長野市の子育て・高齢者福祉等の支援事業の概要

### 第1 長野市の概要

#### 1.1 長野市の概要

長野市は長野県北部の中心都市で、古くから善光寺の門前町として栄え、明治30年市政を施行して以来、政治・経済・文化・交通の要衝として発展してきた。

平成9年4月には市制施行100周年を迎え、翌年のオリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催により、そのメイン会場を有するなど都市基盤の整備が急速に進行した。

平成11年4月、中核市に移行したことにより、市民に身近な行政の提供がより効率的かつスピーディにできることとなり、さらには、市の実情を踏まえた政策をとることが可能となった。

平成17年1月の1町3村、次いで平成22年1月の1町1村の編入合併により市域が拡大しているが、その一方で、他の自治体と同様の課題を持ち、人口減少や人口構造の変化（生産年齢人口の減少、老年人口の増加）は、内需の減少や社会保障の負担増加による財政収支の悪化など、経済構造に影響を与え地域社会の衰退が懸念されることから、重要課題として位置付け、課題の解決に向けた様々な取り組みに対応している。

#### 1.2 長野市の人口動向

##### 1.2.1 年次別人口及び世帯

平成31年1月1日現在の長野市の総人口は377,967人で、このうち男性は183,069人（48.4%）、女性は194,898人（51.6%）で、男性と比較すると、女性が11,829人多くなっている。

前年と比較すると、総人口は2,475人、男性は1,202人、女性は1,273人それぞれ減少しているが、世帯数だけは432世帯増加している。

年次別人口及び世帯数

年次	1月1日現在 総人口（人）	男性（人）	女性（人）	面積 （km <sup>2</sup> ）	人口密度 （人/km <sup>2</sup> ）	世帯 （世帯）	1世帯当たり 人員（人）
平成27年	384,409	186,138	198,271	834.81	460.5	157,268	2.4
平成28年	383,496	185,813	197,683	834.81	459.4	158,618	2.4
平成29年	381,957	185,144	196,813	834.81	457.5	159,503	2.4
平成30年	380,442	184,271	196,171	834.81	455.7	160,284	2.4
平成31年	377,967	183,069	194,898	834.81	452.8	160,716	2.4

##### 1.2.2 年齢構成（年齢3区分別人口）

平成31年1月1日現在の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）47,750人（構

成比 12.6%)、生産年齢人口 (15～64 歳) が 220,356 人 (構成比 58.3%)、老年人口 (65 歳以上) が 109,861 人 (構成比 29.1%) となっている。

前年と比較すると、年少人口は 1,056 人、生産年齢人口は 2,175 人それぞれ減少し、老年人口は 756 人増加している。年齢構成比をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し老年人口が増加する、少子高齢化の傾向が見て取れる。この傾向は過去 5 年間に於いて共通した傾向にある。

年齢 3 区分別人口

年次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)
平成27年度	51,387	13.4	228,517	59.4	104,505	27.2
平成28年度	50,559	13.2	226,522	59.1	106,415	27.7
平成29年度	49,677	13.0	224,324	58.7	107,956	28.3
平成30年度	48,806	12.8	222,531	58.5	109,105	28.7
平成31年度	47,750	12.6	220,356	58.3	109,861	29.1

### 1.2.3 年齢 3 区分別人口から求められる年齢構造指数

指数の説明

年少人口指数：15 歳未満人口の 15～64 歳人口に対する比率

老年人口指数：65 歳以上人口の 15～64 歳人口に対する比率

従属人口指数：15 歳未満人口と 65 歳以上人口の合計の 15～64 歳人口に対する比率

老年化指数：65 歳以上人口の 15 歳未満人口に対する比率

年齢構造指数 単位：%

年次	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数
平成27年度	22.5	45.7	68.2	203.4
平成28年度	22.3	46.9	69.3	210.5
平成29年度	22.1	48.1	70.3	217.3
平成30年度	21.9	49.0	71.0	223.5
平成31年度	21.7	49.9	71.5	230.0

※数値は小数点以下 1 位を四捨五入して表記した

### 1.2.4 長野市が実施した市民意識アンケートの回答

長野市は、平成 27 年 9 月に「長野市の人口推計等」という表題での報告書を公表している。この報告書の中では、平成 27 年 4 月 20 日現在の住民基本台帳から等間隔無作為抽出をしてアンケートを実施している。

この報告書によると、長野市の人口が減少していくことについて、「非常に不安」と

回答した割合は 32.5%、「やや不安」と回答した割合は 48.1%で少なからず不安を抱く人の割合は、実に 8 割にもなることが報告されている。

人口が減少していく中で、今後心配なことについては、「年金などの社会保障制度が維持できなくなる」と回答した割合が 75.5%と最も高く、「医療・介護・福祉に関するサービスが低下する」と回答した割合は 56.9%と報告されている。

人口減少化での必要な取り組みでは、「若い世代の安定した雇用の創出」が 76.6%と最も多く、次いで、「結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援」が 61.2%「医療、介護、福祉に関するサービスの充実」が 52.7%となっている。

理想の子どもの人数については、「3人」が 5 割を超えるが、全体を平均しても 2.38 人となり、多くの人は 2 人以上の子どもが欲しいと考えている。

理想の子どもの人数を持つために重要なことは、「働きながら子育てしやすい環境を整備する」が 69.7%と最も多く、「雇用を安定させる」が 59.7%、「子育て世帯に対する経済的支援を充実する」が 57.2%、「子どもを安心して預けられる施設を充実する」が 57.1%と続き、特に女性では、約 7 割の人が「働きながら子育てしやすい環境を整備する」を重要視していることが報告されている。

### 1.3 長野市の一般会計予算額と決算額

#### 1.3.1 一般会計当初予算の特徴

2 年目となる第五次総合計画・前期基本計画の計画推進重点 3 テーマの各分野の取組に予算を重点配分したほか、生活習慣病や災害を未然に防ぐ「予防」施策や人口増対策の「呼ぼう」施策の推進を図る。

また、財政規律堅持するべく、歳出の過度な増大を抑制しつつ国・県支出金などの財源を最大限活用し、一般財源の縮減、市債発行の縮減をし、財政調整基金の取崩しを抑制。

第五次長野市総合計画前期基本計画において、分野横断的に取り組む「計画推進重点テーマ」に平成 30 年度予算を重点配分している。その内訳は次のとおり。

テーマ 1：魅力ある地域づくり ～暮らし続けられる環境づくりに向けて～

事業費総額 288.3 億円 《19.2%》

テーマ 2：にぎわいあるまちづくり ～交流人口の増加に向けて～

事業費総額 36.2 億円 《2.4%》

テーマ 3：活力あるまちづくり ～定住人口の増加に向けて～

事業費総額 265.3 億円 《17.7%》

計画推進重点テーマに対する予算事業費総額 589.8 億円 《39.3%》

※事業費総額に示す《 》内は、全体事業規模 1,499.5 億円に占める割合を表している。

特に、テーマ 3「活力あるまちづくり」では、子どもを産み育てる事業費として 237.4

億円を計上し、「いつまでも健康に暮らす」・「元気な身体をつくる」事業費として21.4億円を計上するなどして、少子・超高齢化の進展が地域社会の活力に影響を及ぼす可能性があると、対策を講じている。

### 1.3.2 一般会計予算の推移

一般会計歳入歳出予算

款別歳入

(単位：千円、%)

款 別	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	当初予算額	構成比	対前年度比	当初予算額	構成比	対前年度比	当初予算額	構成比	対前年度比
市 税	57,659,000	38.4	99.0	58,262,000	39.2	100.4	58,021,200	37.4	102.0
地 方 譲 与 税	1,329,000	0.9	108.8	1,222,000	0.8	97.9	1,248,000	0.8	100.2
利 子 割 交 付 金	81,000	0.1	103.8	78,000	0.1	166.0	47,000	0.0	44.8
配 当 割 交 付 金	209,000	0.1	128.2	163,000	0.1	50.5	323,000	0.2	119.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	209,000	0.1	156.0	134,000	0.1	79.8	168,000	0.1	99.4
地 方 消 費 税 交 付 金	7,319,000	4.9	102.4	7,147,000	4.8	93.2	7,667,000	4.9	111.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	51,000	0.0	96.2	53,000	0.0	110.4	48,000	0.0	92.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	307,000	0.2	124.3	247,000	0.2	99.2	249,000	0.2	179.1
地 方 特 例 交 付 金	235,000	0.2	115.8	203,000	0.1	113.4	179,000	0.1	100.6
地 方 交 付 税	19,602,000	13.1	97.8	20,050,000	13.5	100.8	19,900,000	12.8	92.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,000	0.0	87.5	80,000	0.1	100.0	80,000	0.1	97.6
分 担 金 及 び 負 担 金	785,299	0.5	119.8	655,738	0.4	87.9	746,420	0.5	102.8
使 用 料 及 び 手 数 料	4,344,383	2.9	94.6	4,590,347	3.1	98.0	4,685,719	3.0	100.2
国 庫 支 出 金	20,227,062	13.5	107.2	18,864,598	12.7	93.4	20,199,388	13.0	102.7
県 支 出 金	9,157,159	6.1	119.5	7,660,884	5.1	88.5	8,658,528	5.6	109.4
財 産 収 入	658,871	0.4	107.2	614,467	0.4	91.3	673,236	0.4	93.8
寄 附 金	110,500	0.1	100.0	110,500	0.1	34.5	320,490	0.2	121.3
繰 入 金	4,609,756	3.1	109.3	4,217,521	2.8	110.0	3,833,060	2.5	86.8
繰 越 金	100,000	0.1	100.0	100,000	0.1	100.0	100,000	0.1	100.0
諸 収 入	7,876,270	5.3	95.3	8,268,645	5.5	96.4	8,573,259	5.5	98.9
市 債	15,009,700	10.0	93.7	16,018,300	10.8	81.7	19,599,900	12.6	118.1
合 計	149,950,000	100.0	100.8	148,740,000	100.0	95.8	155,320,000	100.0	102.6

(注) 構成比については、各項目において端数処理しているため、合計と一致しない場合がある。

款別歳出

(単位：千円、%)

款 別	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	予 算 額	構成比	対前年度比	予 算 額	構成比	対前年度比	予 算 額	構成比	対前年度比
議 会 費	734,317	0.5	99.7	736,730	0.5	100.1	735,773	0.5	92.7
総 務 費	18,075,729	12.0	124.2	14,553,654	9.8	95.0	15,327,256	9.9	87.6
民 生 費	53,639,627	35.8	102.9	52,151,903	35.1	100.6	51,819,378	33.4	104.8
衛 生 環 境 費	13,316,735	8.9	98.5	13,525,820	9.1	107.4	12,596,312	8.1	93.8
労 働 費	212,363	0.1	101.5	209,286	0.1	121.4	172,430	0.1	90.8
農 林 業 費	2,477,495	1.7	119.7	2,069,637	1.4	91.9	2,251,765	1.4	88.6
商 工 観 光 費	9,108,341	6.1	94.3	9,655,298	6.5	93.6	10,317,632	6.6	102.4
土 木 費	18,538,807	12.4	96.2	19,278,050	13.0	95.6	20,165,290	13.0	103.8
消 防 費	4,710,006	3.1	100.2	4,699,144	3.1	66.7	7,046,443	4.5	126.1
教 育 費	12,649,818	8.4	80.0	15,815,680	10.6	77.6	20,382,015	13.1	118.3
災 害 復 旧 費	529,300	0.3	311.4	170,000	0.1	100.0	170,000	0.1	60.7
公 債 費	15,857,462	10.6	100.5	15,774,798	10.6	110.8	14,235,706	9.2	96.5
予 備 費	100,000	0.1	100.0	100,000	0.1	100.0	100,000	0.1	100.0
歳 出 合 計	149,950,000	100.0	100.8	148,740,000	100.0	95.8	155,320,000	100.0	102.6

(注) 構成比については、各項目において端数処理しているため、合計と一致しない場合がある。

### 1.3.3 一般会計決算の推移

一般会計歳入歳出決算

款別歳入

(単位：千円、%)

款別	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
市税	58,508,278	39.4	100.3	58,317,881	38.1	99.9	58,359,740	38.7	100.3
地方譲与税	1,298,834	0.9	101.2	1,283,557	0.8	100.0	1,283,269	0.9	99.0
利子割交付金	106,797	0.1	115.6	92,428	0.1	170.7	54,162	0.0	64.8
配当割交付金	181,419	0.1	82.2	220,557	0.1	132.5	166,499	0.1	71.4
株式譲渡所得割交付金	152,151	0.1	63.6	239,151	0.2	247.0	96,811	0.1	40.4
地方消費税交付金	7,680,849	5.2	104.3	7,363,108	4.8	104.3	7,058,076	4.7	89.8
ゴルフ場利用税交付金	52,082	0	98.7	52,765	0.0	96.3	54,811	0.0	101.1
自動車取得税交付金	307,615	0.2	93.5	328,913	0.2	143.3	229,590	0.2	95.0
地方特例交付金	243,575	0.2	120.1	202,812	0.1	107.6	188,488	0.1	104.9
地方交付税	20,679,954	13.9	106	19,507,969	12.7	97.2	20,074,357	13.2	90.3
交通安全対策特別交付金	65,270	0.1	91.8	71,069	0.1	96.2	73,886	0.1	96.0
分担金及び負担金	797,589	0.5	122.4	651,856	0.4	101.7	641,284	0.4	95.0
使用料及び手数料	4,344,615	2.9	95	4,572,794	3.0	97.0	4,711,716	3.1	104.6
国庫支出金	19,436,181	13.1	97.3	19,975,324	13.1	101.6	19,653,069	13.0	98.0
県支出金	8,661,421	5.8	109.2	7,932,374	5.2	101.9	7,783,922	5.2	95.9
財産収入	841,690	0.6	113.9	739,306	0.5	110.9	666,512	0.4	94.9
寄附金	1,202,513	0.8	4324	27,810	0.0	18.4	151,016	0.1	267.7
繰入金	2,609,609	1.8	53.2	4,907,028	3.2	189.4	2,590,968	1.7	101.9
繰越金	2,076,391	1.4	88.7	2,340,527	1.5	54.1	4,325,520	2.9	106.5
諸収入	7,022,197	4.7	83.2	8,436,546	5.5	107.5	7,851,782	5.2	97.1
市債	12,144,600	8.2	76.7	15,836,800	10.4	105.7	14,980,900	9.9	65.7
歳入合計	148,413,630	100.0	96.9	153,100,575	100.0	101.4	150,996,378	100.0	93.1

款別歳出

(単位：千円、%)

款別	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
議会費	717,250	0.5	102.3	700,854	0.5	96.5	726,026	0.5	93.1
総務費	16,328,405	11.4	98.9	16,507,254	11.0	108.2	15,262,351	10.3	58.7
民生費	51,364,369	35.8	97.9	52,481,167	35.0	103.0	50,945,579	34.5	104.3
衛生環境費	12,648,573	8.8	95.4	13,251,707	8.8	112.2	11,814,904	8.0	83.5
労働費	201,975	0.1	99.8	202,380	0.1	103.5	195,558	0.1	102.0
農林業費	2,131,514	1.5	118.5	1,798,016	1.2	80.7	2,229,144	1.5	107.0
商工観光費	8,768,826	6.1	100.7	8,707,080	5.8	98.2	8,862,944	6.0	94.3
土木費	17,572,619	12.3	98.6	17,819,069	11.9	104.4	17,074,042	11.6	96.9
消防費	4,594,858	3.2	91.5	5,021,733	3.3	72.8	6,894,502	4.7	130.6
教育費	12,090,512	8.4	71.5	16,904,261	11.3	87.0	19,438,125	13.2	112.5
災害復旧費	1,479,332	1	136.9	1,080,299	0.7	314.5	343,545	0.2	42.1
公債費	15,705,460	10.9	100.3	15,664,685	10.4	112.9	13,879,962	9.4	96.6
歳出合計	143,603,693	100.0	95.6	150,138,505	100.0	101.7	147,666,682	100.0	94.1

※一般会計予算及び決算の推移については、市政概要平成30年版より引用

### 1.4 長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と第五次長野市総合計画との整合

国は、平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」を制定。この法律により市町村は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する基本的計画を定めるよう努めなければならないとされた。

長野市においても、年少人口指数等の値が示す課題の一つとして、今後さらに進展が見込まれる少子高齢化及び人口減少を克服し、将来世代に活力ある地域社会を引き継い



でいくため、平成 27 年度において「長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

平成 29 年度を始期とする第五次長野市総合計画では、長野市の総合的かつ計画的な行政経営の指針となる計画であり、長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略との十分な調整と体系化を図り、本総合計画に包含される形で整合を図っている。

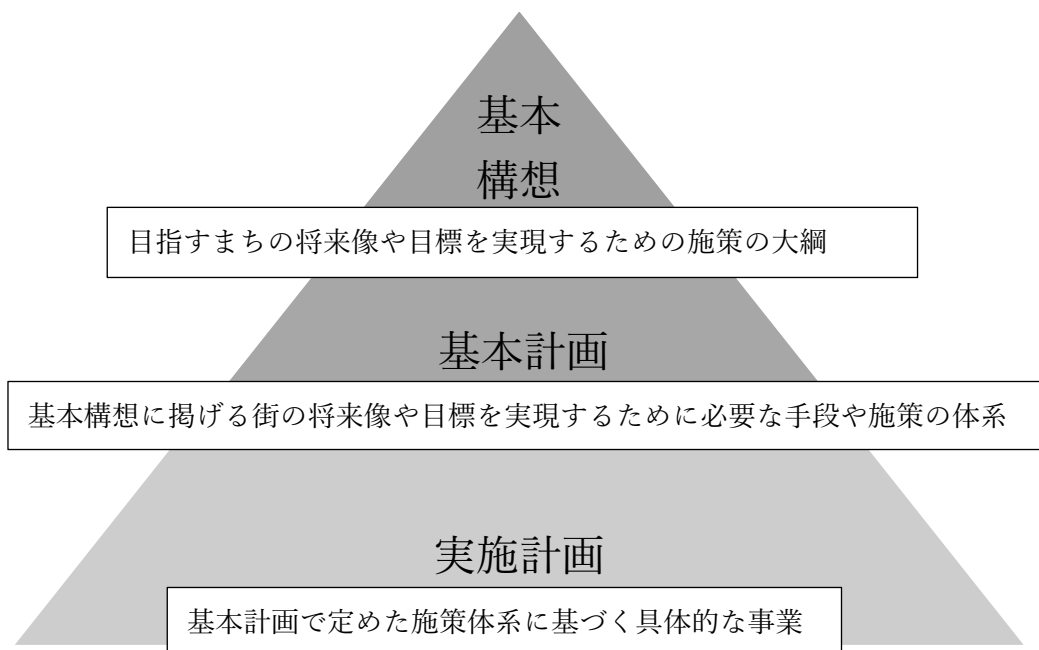
### 1.5 第五次長野市総合計画の計画構成

第五次長野市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の構想とし、目まぐるしく変化する社会経済情勢に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて見直すこととしている。

基本構想：長期的観点に立ち様々な情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにし、これらを実現するための施策の大綱を示す。

基本計画：基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにする。

実施計画：基本計画で定めた施策体系に基づく具体的な事業を示す。



第五次長野市総合計画の計画期間については次のとおり。

基本構想：10 年間【平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度まで】

基本計画：5 年間【前期は平成 29（2017）年度から令和 3 年度まで】

実施計画：1 年間

(年度)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想	→									
基本計画	→									
実施計画	→									

### 1.5.1 第五次長野市総合計画から一部抜粋

第五次長野市総合計画から保健・福祉分野の基本構想より子ども子育て・高齢者福祉に強く関係する分野について必要と思われる個所を一部抜粋した。

#### 分野

保健・福祉分野

人にやさしく人がいきいき暮らすまち「ながの」

#### 背景

将来を担う子どもの減少や平均寿命の延伸が見込まれる中、若い世代や子育て世代が住みやすく、高齢者が生きがいを感じるとともに、だれもが認め合いながら社会に参加し、健やかに暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。

#### 目指す方向

だれもが健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う中で、いきいきと暮らすことができるまち「ながの」を目指します。

#### 進めるべき政策

##### 1. 少子化対策、切れ目ない子ども・子育て支援

- 結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援します。
- 子どもの成長を育む環境を充実します。
- 社会的援助を必要とする家庭等の自立を支援します。

##### 2. 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

- 高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。
- 高齢者福祉サービスを充実します。

##### 3. だれもが自分らしく暮らせる社会の形成

- 障害者（児）福祉を充実します。
- 認め合い、支え合い、活かし合う地域社会を実現します。
- 生活の安定と自立を支援します。

##### 4. 安心して暮らせる健康づくりの推進

- 健康の保持・増進を支援します。

- 保健衛生を充実します。
- 地域医療体制を充実します。

#### 5. 人権を尊ぶ明るい社会の形成

- 人権尊重社会を実現します。
- 男女共同参画社会を実現します。

### 分野

#### 教育・文化分野

豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」

### 背景

高度情報化やグローバル化など社会環境の急速な変化に対応し、たくましく生きていく力を育成する必要があります。また、文化芸術やスポーツは人と人をつなぎ、ふるさとへの誇りと愛着を育む力があることから取組を支援する必要があります。

### 目指す方向

家庭・地域・学校が連携し、たくましく生きる人材を育成するとともにライフステージに応じた学習機会を提供します。また、文化芸術やスポーツを日常的に楽しむ環境をつくり、多彩な文化を継承・発信し、豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」を目指します。

### 進めるべき政策

#### 1. 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備

- 乳幼児期から高等教育までの教育を充実します。
- 子どもに応じた支援を充実します。
- 家庭・地域・学校が相互に連携して教育力の向上に取り組みます。

#### 2. 豊かな人生を送るための学習機会の提供

- 生涯学習環境を充実します。
- 学習成果を活かした地域づくりへの参加を促進します。

#### 3. 魅力あふれる文化の創造と継承

- 多彩な文化芸術を創造し活動を支援します。
- 文化の継承による魅力ある地域づくりを推進します。

#### 4. スポーツを軸としたまちづくりの推進

- だれもがスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。
- スポーツを通じた交流の拡大を推進します。

#### 5. 国際交流・多文化共生の推進

- 国際交流活動を促進します。
- 多文化共生を推進します。

#### 計画推進重点テーマより一部抜粋

<p>「活力あるまちづくり」 ～定住人口の増加に向けて～</p> <p>目標</p> <p>人口減少、少子・高齢化の進行は、地域社会の活力に影響が生じる懸念があるため、定住人口の増加に向け、活力あるまちづくりを目指します。</p> <p>テーマを実現する視点</p> <p>「子どもを産み育てる」</p> <p>結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援により子どもを安心して産み育てられる環境を充実するとともに、子どもがいきいきと育ち、個性や能力を伸ばすことができる教育の推進などに取り組みます。</p> <p>「いつまでも健康に暮らす」・「元気な身体をつくる」</p> <p>高齢化の進行が見込まれていますが、だれもがいつまでも元気で健康に暮らせるよう、子どもや若い世代からの健康づくり支援などに取り組みます。</p> <p>「仕事生まれる」・「企業が育つ」</p> <p>安心して暮らせる産業の育成と創造による魅力ある仕事づくりを進めるとともに、地域産業の次代を担う人材の育成などに取り組みます。</p>
--

## 第2 子ども子育て支援

### 2.1 子ども子育て関連3法と子ども子育て支援法の概要

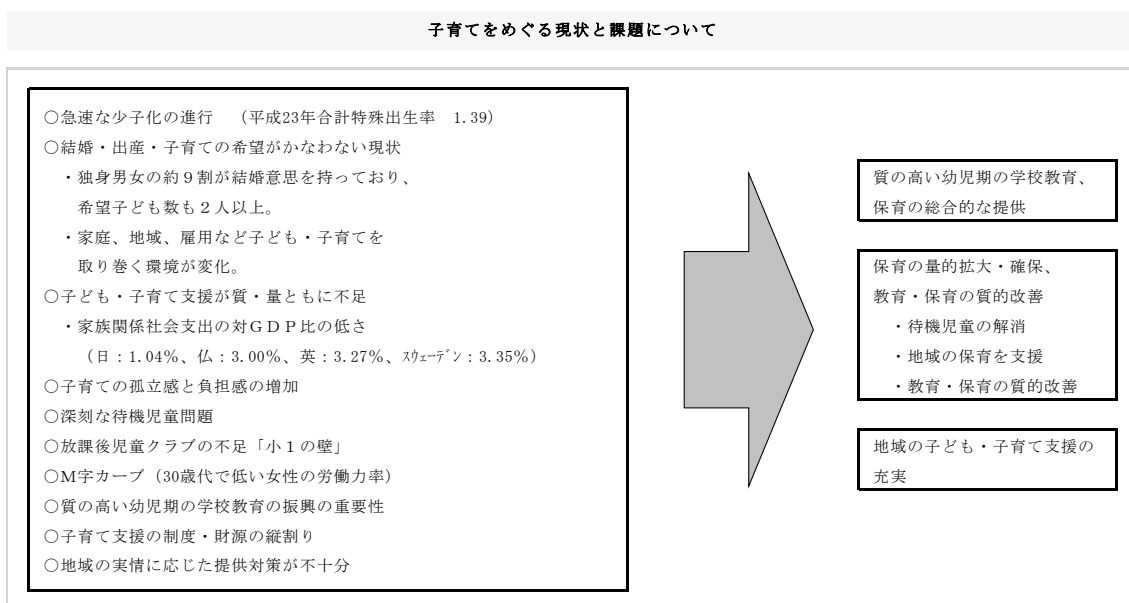
社会的な課題となっている「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などは国や地域において真剣に取り組むべき課題として高い注目を浴びており、新しい環境を整備することが急務とされている。この新しい環境整備に向けた取組の柱ともいべき子ども・子育て関連3法が平成24年8月に参議院で可決・成立し、平成27年4月から施行された。

この子ども・子育て関連3法とは次の法律をいう。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

### 3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

#### 2.1.1 子どもをめぐると現状と課題



※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは、児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。

平成25年4月内閣府・文部科学省・厚生労働省、子ども子育て関連3法についてより引用

#### 2.1.2 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

##### 【3法の趣旨】

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

##### 【主なポイント】

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進

- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）

- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

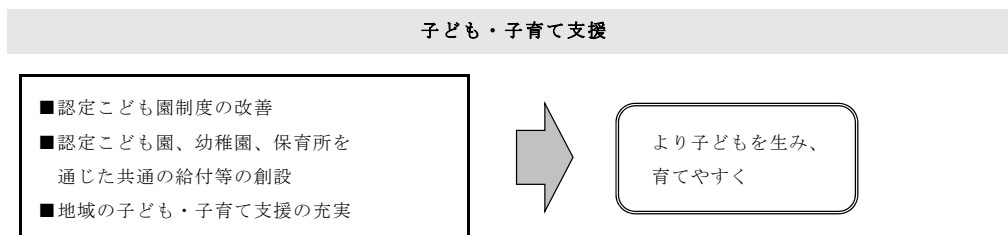
内閣府・文部科学省・厚生労働省 子ども・子育て関連3法について参照

### 2.1.3 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
  - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）
- 政府の推進体制
  - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
  - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
  - ・市町村の合議制機関（地方子ども・子育て会議）の設置努力義務

内閣府・文部科学省・厚生労働省 子ども・子育て関連3法について参照

## 2.1.4 子ども・子育て支援



### 【主な内容】

#### ○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設（幼保連携型認定こども園）の改善、普及の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に

#### ○待機児童対策を強力に推進

- ・ 認定こども園等のほか、小規模保育、保育ママなど
- ・ 多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

#### ○大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供（地域型保育給付の創設）

#### ○家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

子ども・子育て関連3法が制定される以前においては、保育所には保育所運営費が給付され、幼稚園には私学助成等が給付されていた。

子ども・子育て関連3法では、施設や事業ごとにバラバラであった財政支援を一本化している。ただし、私立保育所については、市町村から保育所に委託費が支払われる。

新たな給付として「地域型保育給付」を創設し、小規模保育（定員6人以上19人以下）、家庭的保育（5人以下）、居宅訪問型保育（子どもの居宅において保育を行う）、事業所内保育（従業員の子どものほか地域の子どもの保育を行う）の4種類の事業について財政支援の対象とした。これにより、都市部では待機児童の解消を図り、人口減少地域では地域の子育て支援機能の維持・確保を目指すこととなる。

## 2.1.5 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

○地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ・利用者支援
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る捕捉給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業

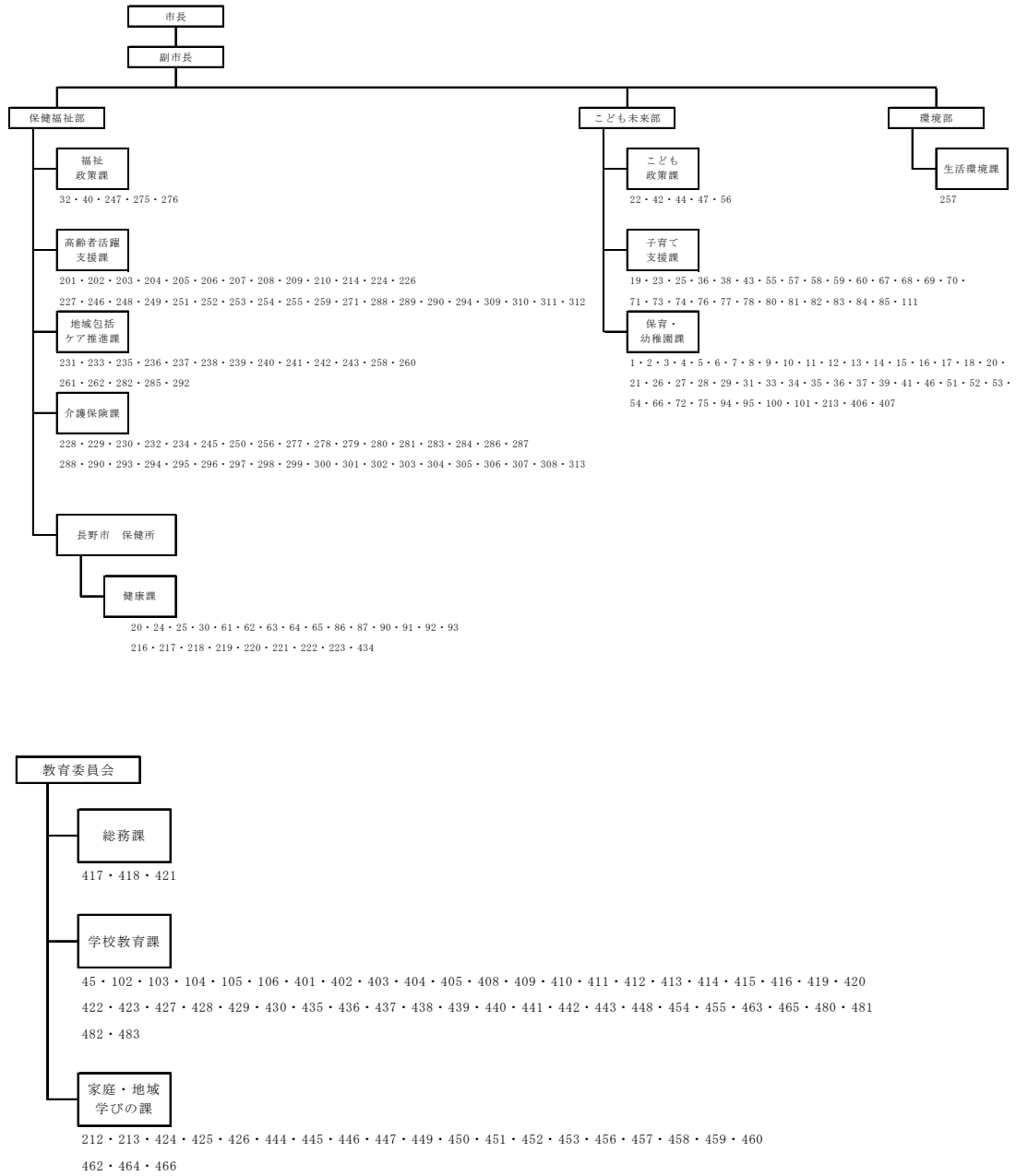
内閣府・文部科学省・厚生労働省 子ども・子育て関連3法について参照

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られる。保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言といった利用者支援や、子育てに関する相談や親子同士の交流による地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等、市町村が行う事業は「地域子ども・子育て支援事業」として法的に位置付けることにより、財政支援強化をすることでその拡充を図る。



## 2.2 第五次長野市総合計画の子ども子育て・高齢者福祉・教育委員会の事業体系

監査対象部局組織図と個別事業



各課に付された番号1～111は、長野市子ども・子育て支援事業計画に基づく個別事業番号を意味している。  
 各課に付された番号201～313は、高齢者福祉事業個別番号を意味している。  
 各課に付された番号401～483は、教育委員会個別番号を意味している。

## 2.3 長野市の子ども子育て支援事業計画の概要

### 策定経緯

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援等を総合的に推進することを目的として、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、認定こども園、幼稚園、保育所共通の「施設型給付」及び小規模保育事業等の「地域型保育給付」の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実等のため、子ども・子育て支援事業計画策定が義務付けられた。

これを受けて、長野市では平成25年9月に計画策定に着手し、平成27年2月に計画を策定、同年4月から施行している。

基本理念：すべての子育てが喜びとなりすべての子どもが健やかに成長するために

### 2.3.1 3つの基本目標

#### 1. 幼児期の教育・保育の充実

##### 考え方

安心して子どもを育てることができる幼稚園、保育所及び認定こども園といった教育・保育施設の充実に加えて、家庭的保育や小規模保育など様々な事業も拡充し、それらの質の向上を図りつつ、子どもの受け皿の整備を図り、幼児期の教育・保育の充実を目指す。また、乳幼児期から学童期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力・態度を獲得していく発達過程を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることを目指す。

#### 2. 子育て支援の充実

##### 考え方

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指す。また、保護者が子育ての第一義的な責任を有することを前提としつつ、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指す。

#### 3. 専門的な支援の充実

##### 考え方

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

### 2.3.2 9の基本施策

番号	基本施策名	基本目標との関係
1	計画的な教育・保育施設等の整備	1
2	教育・保育の一体的提供の推進	1
3	教育・保育施設の質の向上	1
4	子ども・子育て支援事業の充実	2
5	地域ぐるみの子育て支援の推進	2
6	仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	2
7	児童虐待防止対策の充実	3
8	ひとり親家庭の自立支援の推進	3
9	障害児支援の充実	3

### 2.3.3 23の個別施策

番号	個別施策名	基本施策との関係
1	教育・保育施設等の量の見込みと確保方策	1
2	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	1
3	認定こども園の整備促進	2
4	発達の連続性を踏まえた関係機関の連携推進	2
5	職員配置の充実	3
6	職員の職務能力向上に向けた取組の推進	3
7	障害児等の受入態勢の強化	3
8	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	4
9	経済的支援の充実	4
10	子育て支援ネットワークづくり	5
11	地域における子ども・子育て支援活動の活性化	5
12	働き方の見直しの促進	6
13	仕事と子育ての両立のための基盤整備	6
14	関係機関との連携及び相談体制の強化	7
15	虐待の発生予防、早期発見、早期対応	7
16	社会的養護施策との連携	7
17	子育て・生活支援の充実	8
18	就労支援の充実	8
19	経済的負担の軽減	8
20	障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実	9
21	教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化	9

22	特別支援教育の充実	9
23	障害等に対する理解促進	9

#### 2.3.4 111の個別事業

番号	個別事業名	個別施策との関係
1	1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	1
2	2号認定（保育利用）	1
3	3号認定（0歳）	1
4	3号認定（1・2歳）	1
5	産休・育休明け入所予約制度	2
6	保育士資格保有者の活用	2
7	認定こども園整備促進	3
8	幼保小連携会議	4
9	こども広場運営	4
10	地域子育て支援センター運営	4
11	おひさま広場運営	4
12	教育・保育施設等の運営基準の設定	5
13	子育て支援員の育成・確保	5
14	保育士資格保有者の活用	5
15	職員研修の促進	6
16	園の自己評価の促進	6
17	職員処遇改善事業	6
18	障害児保育事業	7
19	教育・保育施設の施設訪問	7
20	利用者支援事業	8
21	延長保育事業・休日保育事業（時間外保育事業）	8
22	放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）（放課後児童健全育成事業）	8
23	ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	8
24	はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	8
25	養育支援訪問事業	8
26	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場（地	8

	域子育て支援拠点事業)	
27	一時預かり事業	8
28	病児・病後児保育事業（病児保育事業）	8
29	ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	8
30	妊婦健康診査（妊婦に対して健康診査を実施する事業）	8
31	多子世帯の保育料軽減	9
32	福祉医療費給付事業	9
33	実費徴収に係る捕捉給付を行う事業	9
34	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場（地域子育て支援拠点事業）	10
35	保育所地域活動事業	10
36	子育てガイドブックの作成	10
37	子育てサークル等のネットワーク化への支援	10
38	長野市子育て情報ホームページの作成充実	10
39	ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	11
40	地域活動団体に対する活動支援	11
41	長野市子育てサークル活動支援	11
42	児童育成地域組織に対する活動支援	11
43	ながの子育て家庭優待パスポート事業	11
44	放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）（放課後児童健全育成事業）	11
45	職業体験機会の創出	11
46	乳幼児とふれあう機会の提供	11
47	経済団体等との連携による事業主への意識啓発	12
48	子育て雇用安定奨励金交付事業	12
49	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金制度	12
50	仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度	12
51	延長保育事業・休日保育事業（時間外保育事業）	13
52	夜間保育事業	13
53	病児・病後児保育事業（病児保育事業）	13

54	一時預かり事業	13
55	ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	13
56	放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）） （放課後児童健全育成事業）	13
57	長野市要保護児童対策協議会運営	14
58	児童相談体制の充実	14
59	児童虐待に対する専門性の向上	14
60	こども相談室	15
61	マタニティセミナー	15
62	はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	15
63	養育支援訪問事業	15
64	乳幼児健康教室・講習会 ・7－8ヶ月健康教室・2歳児健康教室・親子よい歯サポート教室・離乳食講習会	15
65	妊産婦・乳幼児健康相談	15
66	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場（地域子育て支援拠点事業）	15
67	児童虐待防止法の周知	15
68	母子生活支援施設の運営	16
69	一時里親事業の実施	16
70	母子・父子自立支援員の設置	17
71	こども相談室	17
72	保育所や放課後子ども総合プラン利用への配慮	17
73	ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	17
74	養育支援訪問事業	17
75	ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	17
76	母子生活支援施設の運営	17
77	自立支援教育訓練給付金事業	18
78	高等職業訓練促進費給付金事業	18
79	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金制度	18

80	児童扶養手当の支給	19
81	母子父子寡婦福祉資金の貸付	19
82	ひとり親家庭児童への通学費援護金の支給	19
83	長野市遺児等激励金給付事業	19
84	こども相談室	20
85	発達支援あんしんネットワーク事業	20
86	乳幼児健康診査 ・ 4ヶ月児健康診査・ 9～10 か月児健康診査・ 乳児一般健康診査・ 1歳6ヶ月児健康診査・ 3歳児健康診査	20
87	乳幼児健康教室・講習会 ・ 7－8ヶ月健康教室・ 2歳児健康教室・ 親子よい歯サポート教室・ 離乳食講習会	20
88	障害者相談支援センターの設置	20
89	障害児相談支援・計画相談支援	20
90	母子専門相談	20
91	乳幼児発達健診	20
92	発達相談・すくすく広場・あそびの教室	20
93	個別・グループ療育	20
94	障害児保育事業	21
95	教育・保育施設の施設訪問	21
96	障害児通所支援	21
97	障害児自立サポート事業	21
98	障害者（児）施設医療ケア事業	21
99	短期入所行動障害児援護事業	21
100	心身障害児親子交流保育事業	21
101	障害児親子交流体験	21
102	長野市教育センター研修講座の開催	22
103	特別支援教育支援員の配置	22
104	特別支援教育巡回相談員	22
105	幼保小連絡会議、小中連絡会	22
106	教育支援委員会	22
107	長野市障害ふくしネットこども部会	22
108	障害理解の学習会の開催	23
109	障害理解に関するリーフレット作成	23
110	障害者週間事業	23

111	発達障害等のしおりの作成	23
-----	--------------	----

### 2.3.5 支援事業計画の概要

本計画では、計画期間を平成 27 年度から令和 1 年度までの 5 年間とし、基本理念とする「すべての子育てが喜びとなりすべての子どもが健やかに成長するために」の下に、「幼児期の教育・保育の充実」等 3 つの基本目標を掲げ、子どもの育ちや子育てをめぐる各種課題に対して基本的な指針を示している。

平成 28 年度以降毎年度、個別事業について各担当課による活動指標の目標値に対する達成度合いの定量的評価と実施状況や課題を踏まえた定性的評価を実施し、長野市版子ども・子育て会議（長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）において実施事業の進捗状況等について点検・評価し、市ホームページで公表している。

平成 29 年度には、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の平成 30・31 年度の「量の見込み」及び「確保方策」について、中間見直しを実施している。

## 第 3 長野市教育委員会の教育施策等

### 3.1 長野市教育委員会事業計画の概要

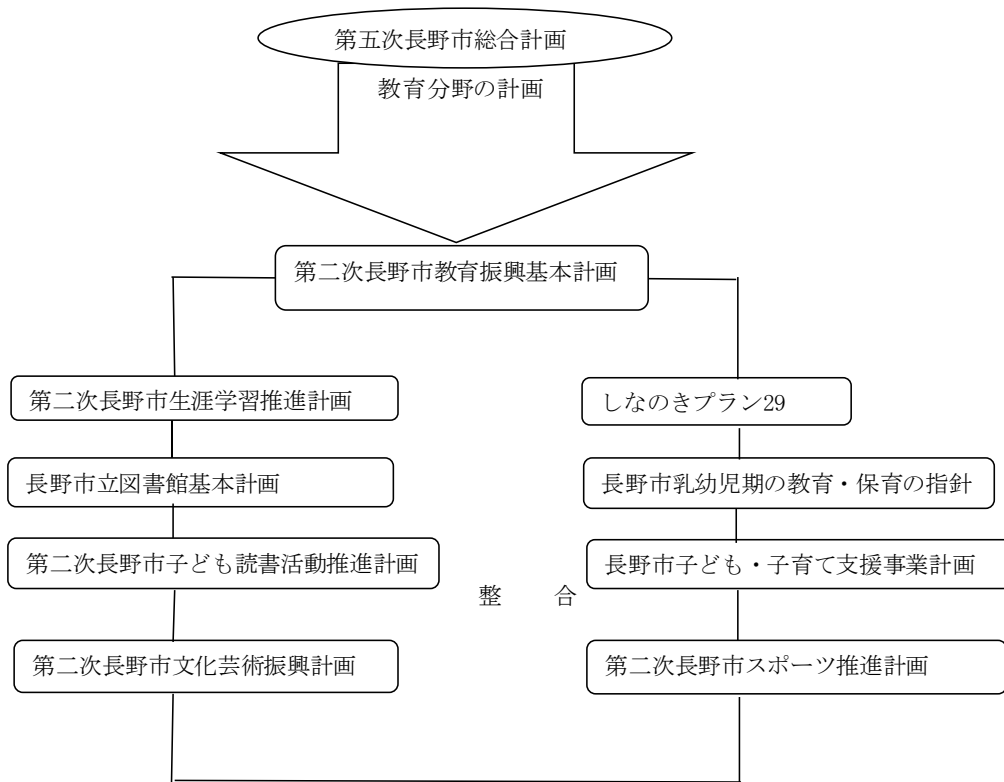
平成 20 年度に、国の教育の振興に係る基本的な計画として教育振興基本計画が策定され、長野市でもこの計画を踏まえた上で、長野市の実情に合わせた「長野市教育振興基本計画」を策定している。

平成 26 年 6 月には、教育委員会制度の見直しが行われ、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置や、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが定められた。

その後、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な第二次長野市教育振興基本計画として位置付け、地方教育行政の組織及び運営に関する「大綱」としている。また、第五次長野市総合計画に基づく教育分野の計画としても位置付けており、関連する個別分野の計画等との整合を図るとしている。



第二次長野市教育振興基本計画と関連する主な計画等



教育の基本理念：明日を拓く深く豊かな人間性の実現

3.1.1 教育の基本政策

1. 次世代を担う子どもたちの「生きる力」の育成

考え方

学校は、ひとつづくりの場として、子どもたち一人一人が、かけがえのない尊厳を持った人間として自立し、先行きが不透明な社会を生き抜いていくために、これまで取り組んできた「基礎学力の定着」、「子どもたちの実態や地域の特色を生かした学習」をさらに充実させるとともに、「創造性や豊かな感性」、たくましく生きるための「健康・体力」を育む主体的で協働的な深い学びを通して、子どもたちの「生きる力」の育成を目指す。

2. 地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実

考え方

家庭は教育の原点であり、基本的な生活習慣を身に付け、社会生活における規範意識を醸成し、細やかな心のふれあいで「絆」を育むなど豊かな情操を培い、親と子が共に育つ家庭を目指す。また、保護者同士や、地域の子育ての先輩、学校、PTA、民生委員・

児童委員など、様々な人々のつながりを充実するとともに、家庭、地域、学校の役割を明らかにし、それぞれが子どもたちの教育を支え、進んで関わることにより「心身の調和のとれた発達と自立」を目指す。

### 3. 生きがいを求め、社会に参画する力を高める学びの機会の充実

#### 考え方

生涯にわたって学び続けることは、心を豊かにし、自己を高めることにつながる。これまでの公民館活動等、生涯学習の成果を踏まえ、市民一人ひとりの学習する機会とその環境を充実し、学ぶ意欲に応えるとともに、その学びを生かし、自らが「活力ある地域づくり」に関わることのできる力の育成を目指す。

### 4. 多彩な文化・スポーツ資源を継承・創造し、全ての市民が享受できる文化力の向上

#### 考え方

文化芸術・スポーツの振興は、個性輝くひとづくりや魅力あるまちづくりにつながる。多彩な文化芸術活動への支援と新たな文化の創造、歴史・文化遺産の継承と活用を図るとともに、オリンピック・パラリンピックを開催した都市として、スポーツを「する」、「見る」、「支える」楽しさを生活に根付かせることで「文化力」の向上を目指す。

#### 3.1.2 10の基本施策

番号	基本施策	基本政策との関係
1	子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の力量の向上	1
2	乳幼児期からの段階に応じた教育の充実	1
3	安心・安全な教育環境の整備	1
4	一人一人を大切にする教育の推進	1
5	家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上	2
6	地域が子どもの育ちを支える環境の充実	2
7	学びの機会を支える生涯学習環境の推進	3
8	豊かな生活につながる生涯学習の推進	3
9	多彩な資源を生かした文化芸術・スポーツ創造環境の構築	4
10	国際交流・多文化共生の推進	4

#### 3.1.3 27の個別施策

番号	個別施策	基本施策との関係
1	教職員研修の拡充	1
2	乳幼児期の教育の充実	2
3	小・中学校の教育の充実	2

4	高等学校・大学等の教育の充実	2
5	幼・保・小・中・高の連携の充実	2
6	安心・安全な学校施設の整備	3
7	子どもたちの健康の保持・増進	3
8	日常の安心・安全の向上	3
9	少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進	3
10	個々の実態に応じた相談体制の充実	4
11	特別支援教育の充実	4
12	社会的援助を必要とする子どもへの支援	4
13	家庭の教育力の向上	5
14	地域の教育力の向上	5
15	家庭・地域・学校・事業所の連携・協働の充実	5
16	「放課後子ども総合プラン」の充実	6
17	少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進(再掲)	6
18	生涯学習センター・公民館の充実	7
19	図書館・博物館その他生涯学習施設の充実	7
20	学習成果を生かした地域づくりへの参加促進	8
21	高齢者や障害者の豊かな生活の支援	8
22	人権尊重・男女共同参画の推進	8
23	文化芸術活動への支援と文化の創造	9
24	歴史・文化遺産の活用と継承	9
25	生涯スポーツの振興	9
26	国際交流活動の推進	10
27	多文化共生の推進	10

#### 3.1.4 75の個別事業

番号	個別事業名	個別施策との関係
401	教職員研修（研修計画）	1
402	教職員研修（研修履歴）	1
403	教職員研修（経年研修）	1
404	教職員研修（管理職研修）	1
405	教職員研修 3事業	1
406	長野市乳幼児期の教育・保育の指針促進	2
407	保育教諭の資質向上	2

408	教育委員会との連携	2
409	学力向上	3
410	しなのき派遣	3
411	情報教育推進	3
412	連携・一貫教育・キャリア教育研修	3
413	学校図書館運営 2事業	3
414	総合学科推進 3事業	4
415	キャリア教育支援懇談会	5
416	活力ある学校づくり推進事業	5
417	幼保小連携	5
418	しなのきわくわく運動遊び	5
419	学校施設整備	6
420	防災教育 2事業	6
421	教職員研修	6
422	教職員研修	7
423	児童生徒等の定期健康診断の実施	7
424	学校給食施設の改善	7
425	給食センターからのアレルギー対応食の提供	7
426	食育の推進	7
427	教職員研修	8
428	防犯・防災教育	8
429	地域発 活力ある学校づくり推進事業 2事業	9
430	自立した18才を育成する学校づくり事業	9
431	心の教育推進	10
432	中間教室運営 2事業	10
433	特別支援教育推進 4事業	11
434	準要保護児童生徒援助 2事業	12
435	個々に応じた支援事業	12
436	家庭教育力向上 3事業	13
437	子どもわくわく体験事業補助金	14
438	青少年錬成センター管理運営、少年科学センター展示物整備	14
439	青少年対策 2事業	14
440	コミュニティスクール推進	15
441	少年育成センター運営 2事業	15

442	放課後子ども総合プラン推進 2事業	16
443	児童館等耐震補強	16
444	児童館等小規模改修	16
445	放課後子ども総合プラン推進	16
446	地域発 活力ある学校づくり推進事業 2事業	17
447	自立した18才を育成する学校づくり事業	17
448	公民館改修	18
449	(仮称) 芹田総合市民センター建設事業	18
450	(仮称) 篠ノ井総合市民センター建設事業	18
451	図書館管理運営	19
452	図書館大会	19
453	真田宝物館特別企画展	19
454	公民館管理運営	20
455	学校人権教育	21
456	公民館管理運営	21
457	学校人権教育	22
458	公民館管理運営	22
459	街角に芸術と音楽があるまちづくり	23
460	長野市芸術館管理運営	23
461	松代城跡保存整備	24
462	旧文武学校保存整備	24
463	大室古墳群アクセス道路整備	24
464	重要伝統的建造物群保存地区保存整備	24
465	指定文化財保存活用	24
466	伝統芸能継承事業	24
467	スポーツ教室・大会等の開催	25
468	スポーツコミッションの推進	25
469	障害者スポーツの推進	25
470	スポーツ施設の整備・改修	25
471	健康レクリエーション施設の管理運営	25
472	姉妹都市・友好都市交流事業	26
473	一校一國運動事業	26
474	国際理解教育推進	27
475	外国人児童生徒等教育 2事業	27

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する部局である。

よって、政治的中立性が確保されなければならない、首長からの独立性を維持し、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保する。

そこで長野市教育委員会組織について、その位置付け等について触れることにした。

### 3.1.5 長野市の教育環境と教育財政

長野市の平成 30 年度一般会計予算額は、149,950,000 千円を計上しているが、その内教育費予算額は、12,649,818 千円であり、8.4%を占めている。

長野市においても、少子高齢化、核家族化による児童・生徒数の減少は見取れる。平成 20 年には、それまでの長野市立皐月高等学校は公立女子校から市立長野高等学校に校名変更をし、男女共学、単位制、総合学科へと移行した。平成 29 年には中学校を新規併設し、併設型中高一貫校へと移行している。

#### 3.1.5.1 教育委員会組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置された教育長及び教育長職務代理人 1 名と 3 名の委員をもって組織する合議制の執行機関とされている。

教育長は、市長が任命し、任期は 3 年となっており、再任を妨げない。また、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

教育委員は、教育に対して深い見識を持つ人の中から、市長が議会の承認を得て任命する。委員の任期は 4 年となっており、再任を妨げない。ただし、教育委員会に保護者の意見を反映させるため、1 名以上の保護者が委員に任命される必要がある。

教育長は常勤となるが、委員は非常勤とする。教育委員会の会議は教育長が招集するが、原則は公開となっている。

長野市の教育委員会の構成は次のとおりである。

平成 30 年 5 月 1 日現在

役職名	氏名	就任年月日	任期
教育長	近藤 守	平 30. 4. 1	令 3. 3. 31
教育長職務代理人	坂口 昌夫	平 29. 12. 25	令 3. 12. 24
委員	倉石 和明	平 26. 12. 24	平 30. 12. 23
委員	塚田 まゆり	平 27. 12. 23	令 1. 12. 22
委員	茅野 理恵	平 28. 12. 24	令 2. 12. 23

## 法的位置付け

### 地方自治法第 180 条の 5 委員会・委員の種類

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、下記の通りである。

1 教育委員会

2 選挙管理委員会

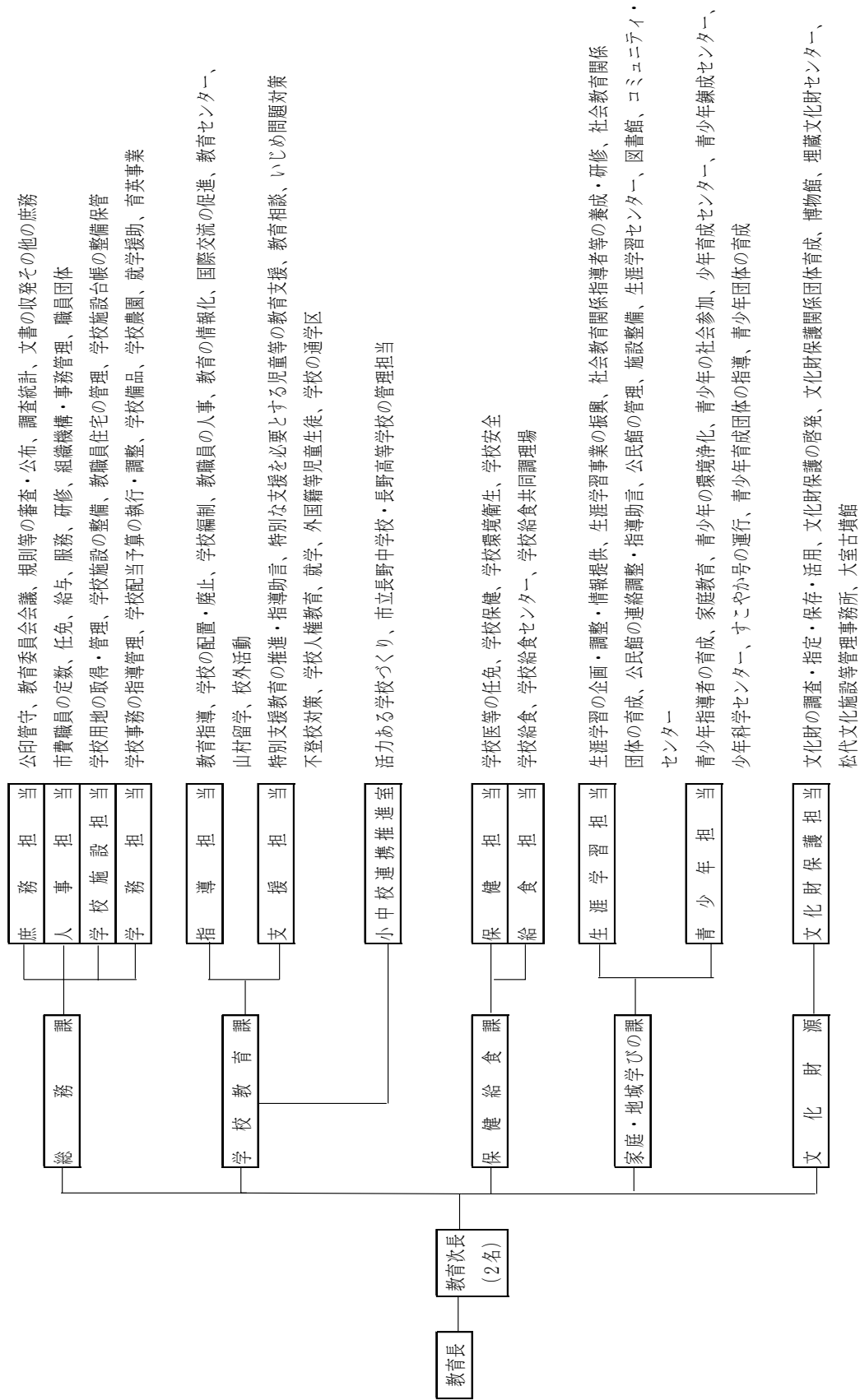
3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

4 監査委員

### 地方自治法第 180 条の 8 教育委員会の事務

教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理及びこれを執行する。

事務局等の機構、事務分掌





### 3.1.5.2 児童・生徒数と人口の推移

児童・生徒数と人口の推移

各年度5月1日現在 単位：1の位で表示

学校 年度	小 学 校		中 学 校		世帯数	人 口	備 考
	学校数	児童数	学校数	生徒数			
平 25	55	20,855	24	10,357	155,889	386,164	
26	55	20,518	24	10,149	156,931	384,941	
27	55	20,140	24	10,117	157,936	383,593	
28	54	19,703	24	10,009	159,188	382,708	2小閉校1小開校
29	54	19,503	25	9,838	160,026	380,984	
30	54	19,300	25	9,409	160,695	378,998	

### 3.1.5.3 市立小学校一覧

市立小学校一覧

平成30年5月1日現在

番号	学校名	児童数（人）	学級数	備考
1	城山小学校	388	17	内特別支援3
2	鍋屋田小学校	210	9	内特別支援1
3	加茂小学校	208	10	内特別支援1
4	山王小学校	248	15	内特別支援3
5	芹田小学校	688	26	内特別支援3
6	古牧小学校	635	23	内特別支援3
7	緑ヶ丘小学校	608	25	内特別支援5
8	三輪小学校	403	17	内特別支援3
9	吉田小学校	776	29	内特別支援4
10	裾花小学校	590	22	内特別支援2
11	城東小学校	293	14	内特別支援2
12	湯谷小学校	474	19	内特別支援3
13	南部小学校	599	23	内特別支援3
14	大豆島小学校	734	29	内特別支援4
15	朝陽小学校	676	27	内特別支援4
16	柳原小学校	395	16	内特別支援3
17	長沼小学校	97	7	内特別支援1
18	古里小学校	571	22	内特別支援3
19	若槻小学校	399	17	内特別支援3
20	徳間小学校	583	22	内特別支援3
21	浅川小学校	392	16	内特別支援3

22	芋井小学校	21	6	内特別支援 0
23	安茂里小学校	282	13	内特別支援 2
24	松ヶ丘小学校	243	13	内特別支援 2
25	通明小学校	704	27	内特別支援 3
26	篠ノ井東小学校	498	19	内特別支援 2
27	篠ノ井西小学校	765	28	内特別支援 4
28	共和小学校	304	17	内特別支援 5
29	信里小学校	44	6	内特別支援 0
30	塩崎小学校	255	11	内特別支援 1
31	松代小学校	281	14	内特別支援 2
32	清野小学校	49	6	内特別支援 0
33	西条小学校	55	7	内特別支援 1
34	豊栄小学校	74	7	内特別支援 1
35	東条小学校	180	9	内特別支援 2
36	寺尾小学校	108	7	内特別支援 1
37	綿内小学校	338	15	内特別支援 2
38	川田小学校	161	8	内特別支援 2
39	保科小学校	124	7	内特別支援 1
40	昭和小学校	685	25	内特別支援 3
41	川中島小学校	666	26	内特別支援 3
42	青木島小学校	587	23	内特別支援 3
43	下氷鮑小学校	722	27	内特別支援 4
44	三本柳小学校	684	26	内特別支援 3
45	真島小学校	106	7	内特別支援 1
46	七二会小学校	40	7	内特別支援 1
47	信更小学校	32	7	内特別支援 1
48	豊野西小学校	325	14	内特別支援 2
49	豊野東小学校	168	9	内特別支援 2
50	戸隠小学校	98	7	内特別支援 1
51	鬼無里小学校	25	6	内特別支援 0
52	大岡小学校	17	5	内特別支援 0
53	信州新町小学校	95	7	内特別支援 1
54	中条小学校	47	7	内特別支援 1

## 3.1.5.4 市立中学校一覧

市立中学校一覧

平成 30 年 5 月 1 日現在

番号	学校名	生徒数 (人)	学級数	備考
1	柳町中学校	526	20	内特別支援 3
2	櫻ヶ丘中学校	533	19	内特別支援 3
3	東部中学校	633	23	内特別支援 3
4	西部中学校	178	9	内特別支援 3
5	三陽中学校	538	21	内特別支援 4
6	東北中学校	519	20	内特別支援 4
7	北部中学校	633	24	内特別支援 4
8	裾花中学校	682	25	内特別支援 3
9	犀陵中学校	576	21	内特別支援 4
10	篠ノ井東中学校	333	14	内特別支援 3
11	篠ノ井西中学校	642	23	内特別支援 3
12	松代中学校	387	15	内特別支援 3
13	若穂中学校	360	15	内特別支援 3
14	川中島中学校	751	28	内特別支援 5
15	更北中学校	600	24	内特別支援 5
16	広徳中学校	537	20	内特別支援 3
17	七二会中学校	26	3	内特別支援 0
18	信更中学校	24	4	内特別支援 1
19	豊野中学校	252	12	内特別支援 3
20	戸隠中学校	60	3	内特別支援 0
21	鬼無里中学校	15	3	内特別支援 0
22	大岡中学校	16	4	内特別支援 1
23	信州新町中学校	65	4	内特別支援 1
24	中条中学校	33	4	内特別支援 1
25	長野中学校	140	4	内特別支援 0

## 3.1.5.5 市立高等学校一覧

平成 30 年 5 月 1 日現在

番号	学校名	生徒数 (人)	学級数	備考
1	長野高等学校	484	14	内特別支援 0

## 市立長野高等学校沿革

- 大正 8 年：長野市西後町に長野市立長野実科高等女学校開校
- 大正 12 年：長野県長野実科高等女学校に改称
- 昭和 12 年：長野市大字高田川端に移転
- 昭和 18 年：長野県長野実科高等女学校が長野市立高等女学校に改称
- 昭和 23 年：長野市立高等学校となり、普通科（男子）と被服科（女子）を設置
- 昭和 24 年：普通科を分離し被服科（女子）のみとする
- 昭和 39 年：長野市立第二高等学校（普通科、女子）が現校地長野市徳間に開校
- 昭和 43 年：長野市立高等学校と長野市立第二高等学校が合併し長野市立皐月高等学校（普通科・被服科、女子）となり、旧長野市立第二高等学校地に新発足
- 平成 9 年：被服科を総合生活科に転科し、コース制を導入
- 平成 13 年：普通科にコース制を導入
- 平成 20 年：総合学科・単位制・男女共学校へ改編し、名称を長野市立長野高等学校と改称
- 平成 29 年：中学校を併設し併設型中高一貫校となる

## 第 4 高齢者福祉等関連事業

### 4.1 高齢者福祉事業

平成 12 年 4 月から、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が始まるとともに、措置から契約へと高齢者のサービス環境は大きな変化を遂げ、介護を社会全体で支えるという考え方は定着しつつある。

しかし、高齢化が急速に進む中、長野市では介護保険制度創設時に策定した「あんしんいきいきプラン 21」（長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画）の見直しを随時行い、高齢者への保健・福祉・介護の総合的な提供体制の整備・充実を推進する。

#### 4.1.1 高齢者福祉事業の経過

##### 高齢者福祉の経過

年度	国の事業	県の事業	市の事業
昭和38	・老人福祉法施行 (昭和54年度から短期保険事業)		
昭和45			・松代老人憩の家設置 ・敬老祝金等支給事業
昭和46	・介護人派遣事業	・寝たきり老人住宅等整備事業	・高齢者写真撮影事業
昭和47		・老人社会活動促進事業補助金支給事業	・石川老人憩の家設置
昭和48			・移動入浴事業 ・大豆島老人憩の家設置 ・茂菅老人憩の家設置
昭和49			・老人農園開設 ・高齢者就労促進事業 ・老人バス優待乗車事業 ・老人スポーツカーニバル ・寝具乾燥事業(昭和54年度から乾燥機貸与に切り替え) ・老人福祉電話設置事業
昭和50	・特別養護老人ホーム久米路荘への入所措置		・市民菜園開設 ・見晴の湯利用委託(昭和52年9月まで) ・永保荘利用委託 ・雲上閣老人憩の家設置
昭和51	・特別養護老人ホーム小布施荘への入所措置		・福祉理容費助成事業 ・あんま、マッサージ費助成事業
昭和52			・老人クラブ活動推進事業補助事業 ・高齢者作品展(福寿展) ・若槻老人憩の家設置 ・老人ホーム一時入所補助事業(昭和54年度から短期保護事業)
昭和53	・柳町老人福祉センター設置		・独居老人等の付添看護料支給事業 ・老人学園開設 ・新橋老人憩の家設置 ・市民菜園大幅拡大

昭和54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人のための明るいまち推進事業</li> <li>・長野ライフケア・ハイツの入所設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事サービス事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氷鉋老人憩の家設置</li> <li>・東北老人憩の家設置</li> <li>・高齢者事業団設立</li> </ul>
昭和55			<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅老人福祉デイサービス事業</li> <li>・老人憩の家巡回カウンセラー設置</li> </ul>
昭和56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東長野老人憩の家設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・茂菅老人憩の家移転改築</li> <li>・石川老人憩の家巡回カウンセラー設置</li> <li>・ふとん丸洗い乾燥事業</li> <li>・若穂老人憩の家設置</li> </ul>
昭和57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松代デイサービスセンター設置</li> <li>・老人保健法施行（昭和58年2月1日）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり老人家庭介護料支給事業</li> <li>・あんま、マッサージにはり実施</li> <li>・ひとり暮らし老人訪問事業</li> <li>・老人バス優待乗車事業、山間部割増実施</li> </ul>
昭和58		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり老人家庭介護料休養事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茂菅老人憩の家増築</li> </ul>
昭和59			<ul style="list-style-type: none"> <li>・痴呆性老人介護料支給事業</li> </ul>
昭和60			<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ社会奉仕活動促進事業</li> <li>・浴槽貸与事業</li> </ul>
昭和61			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化社会対策研究委員会を設置し、高齢化社会対策のあり方について提言</li> <li>・ゲートボールコート整備補助事業</li> <li>・室内ゲートボールコート（人工芝）導入</li> </ul>
昭和62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若槻デイサービス設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東長野デイホーム設置（平成4年度からデイサービス事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉課設置</li> <li>・高齢化社会を考える市民シンポジウム開催</li> <li>・地域ケアパイロット事業</li> <li>・市健康体操創作</li> <li>・地域福祉サービス事業、コーディネーター配置（社協）</li> <li>・福祉等の入浴介護サービス</li> <li>・ひとり暮らし老人緊急通報電話設置事業（平成元年からセンター方式に切り替え）</li> </ul>

昭和63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム富竹の里への入所措置</li> <li>・篠ノ井老人福祉センター設置</li> <li>・篠ノ井デイサービスセンター設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅老人中期保護事業</li> <li>・介護者のふれあい相談事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり老人施設利用交通費助成事業</li> <li>・ボケ老人啓発用パンフレット配布</li> </ul>
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム桜荘入所措置</li> <li>・高齢者保健福祉推進10ヶ年計画（ゴールドプラン）</li> <li>・古里デイサービスセンター設置</li> <li>・ホームヘルパー増員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい荘デイホーム設置（平成4年度からデイサービス事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施策のあらましパンフレット作成</li> <li>・ひとり暮らし老人緊急通報システム事業</li> </ul>
平成02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームふれあい荘入所措置</li> <li>・特別養護老人ホーム泉平ハイツ入所措置</li> <li>・湯福老人福祉センター設置</li> <li>・若穂デイサービスセンター設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・二人暮らし世帯台帳作成</li> <li>・シルバー相談員配置</li> <li>・福祉レンタル推進事業（社協）</li> </ul>
平成03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム真島の里入所措置</li> <li>・特別養護老人ホーム大本願ユートピア若穂入所措置</li> <li>・家庭入浴派遣事業</li> </ul>		
平成04	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東長野、ふれあい荘デイサービスセンター設置（平成4年度デイホームから移行）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市老人保健福祉計画案の策定</li> </ul>
平成05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氷鉋老人福祉センター設置（デイサービスセンター、憩の家併設）</li> <li>・グリーンヒルデイサービスセンター設置</li> </ul>		
平成06	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略の見直し（新ゴールドプラン）</li> <li>・特別養護老人ホームグリーンヒル入所措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやか入浴事業（平成21年まで）</li> </ul>
平成07	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービス事業の時間外、休日対応策施行</li> <li>・安茂里老人福祉センター設置（デイサービスセンター併設）</li> <li>・在宅介護支援センター長野赤十字病院設置</li> </ul>		
平成08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームこうほく入所措置</li> <li>・こうほくデイサービスセンター設置</li> </ul>		

平成09	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム朝日ホーム入所措置</li> <li>・朝日ホームデイサービスセンター設置</li> <li>・吉田デイサービスセンター設置</li> <li>・吉田老人福祉センター設置</li> <li>・ナイトケア事業</li> <li>・在宅介護支援センター富竹の里設置</li> <li>・在宅介護支援センター長野松代総合病院設置</li> <li>・在宅介護支援センターコスモス長野設置</li> </ul>		
平成10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター篠ノ井総合病院設置</li> <li>・在宅介護支援センターコンフォート岡田設置</li> <li>・在宅介護支援センターケアポート三輪設置</li> <li>・特別養護老人ホームフランセーズ悠入所措置</li> <li>・フランセーズ悠デイサービスセンター設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・富竹の里ヘルパーステーション設置</li> </ul>
平成11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい在宅介護支援センター設置</li> <li>・柳町デイサービスセンター設置</li> <li>・三陽デイサービスセンター設置</li> <li>・芋井サテライトデイサービスセンター設置</li> <li>・石川老人憩の家改築</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三陽老人福祉センター設置</li> <li>・あんしんいきいきプラン21（第二次長野市老人保健福祉計画・長野市介護保険事業計画）の策定</li> </ul>
平成12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行</li> <li>・小田切ふれあい交流ひろば設置</li> <li>・城山在宅介護支援センター設置</li> <li>・安茂里在宅介護支援センター設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助老人サービス事業</li> <li>・生きがいデイサービス事業</li> <li>・東北老人福祉センター設置</li> <li>・福祉美容費助成事業</li> </ul>
平成13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センターユートピアわかほ設置</li> <li>・在宅介護支援センターアイリスケア高田設置</li> <li>・在宅介護支援センターインターコート藤設置</li> <li>・在宅介護支援センター星のさと設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・おでかけパスポート事業</li> <li>・援助老人サービス事業、短期入所援助サービス</li> <li>・徘徊高齢者家族支援サービス事業</li> </ul>

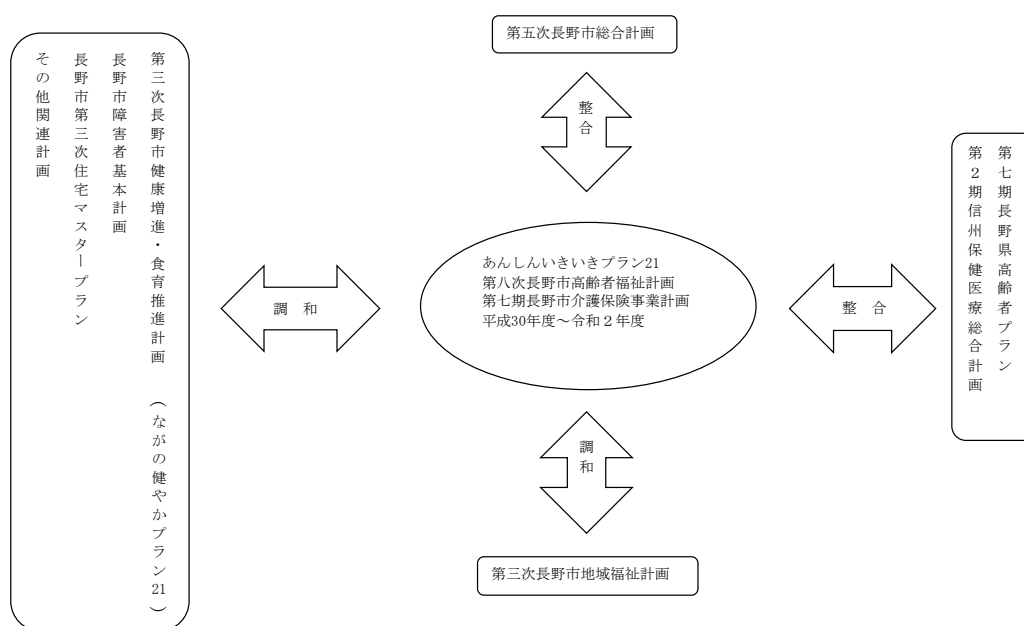


平成14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センターやすらぎの園設置</li> <li>・在宅介護支援センター桜ホーム設置</li> <li>・在宅介護支援センター博愛の園設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信更ふれあい交流ひろば設置</li> <li>・あんしんいきいきプラン21（第三次長野市老人保健福祉計画・第二期長野市介護保険事業計画）の策定</li> </ul>
平成15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センターあぐりケア吉田設置</li> <li>・在宅介護支援センター若槻ホーム設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアアクティブルーム設置</li> </ul>
平成16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター中御所設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・松代ふれあい交流ひろば設置</li> <li>・七二会ふれあい交流ひろば設置</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>合併に伴う既存施設受入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊野在宅介護支援センター</li> <li>・戸隠在宅介護支援センター</li> <li>・鬼無里在宅介護支援センター</li> <li>・大岡在宅介護支援センター</li> <li>・豊野老人福祉センター</li> <li>・戸隠老人福祉センター</li> <li>・鬼無里老人福祉センター</li> <li>・大岡老人福祉センター</li> <li>・鬼無里高齢者生活福祉センター</li> <li>・大岡高齢者生活福祉センター</li> <li>・戸隠高齢者共同生活支援施設</li> </ul> </div>
平成17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんいきいきプラン21（第四次長野市高齢者保健福祉計画・第三期長野市介護保険事業計画）の策定</li> </ul>
平成18			<ul style="list-style-type: none"> <li>・温湯温泉「湯へばれあ」高齢者福祉ゾーン設置</li> </ul>
平成20			<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんいきいきプラン21（第五次長野市高齢者保健福祉計画・第四期長野市介護保険事業計画）の策定</li> </ul>

平成21			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ながのシニアライフアカデミー開設</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併に伴う既存施設受入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中条老人福祉センター</li> <li>・信州新町福祉センター高齢者講座</li> <li>・中条高齢者生活福祉センター</li> </ul> </li> </ul> </div>
平成23			<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんいきいきプラン21（第六次長野市高齢者保健福祉計画・第五期長野市介護保険事業計画）の策定</li> </ul>
平成24			<ul style="list-style-type: none"> <li>・おでかけパスポート I C カード化</li> </ul>
平成25			<ul style="list-style-type: none"> <li>・はいかい高齢者家族支援サービス助成事業</li> </ul>
平成26			<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんいきいきプラン21（第七次長野市高齢者福祉計画・第六期長野市介護保険事業計画）の策定</li> </ul>
平成27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・おでかけパスポート利用者負担の変更（一律100円負担から従量制負担200円以内に変更）</li> </ul>
平成28			<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症見守り S O S ネット事業</li> <li>・戸隠老人福祉センター廃止</li> </ul>
平成29			<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸隠ふれあい交流ひろば開設</li> <li>・あんしんいきいきプラン21（第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画）の策定</li> <li>・大岡老人福祉センター廃止</li> </ul>
平成30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉課と介護保険課を、高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課の3課に再編</li> <li>・大岡ふれあい交流ひろば開設</li> </ul>

## 4.2 高齢者福祉等関連支援事業計画の概要

「福祉都市宣言」を踏まえ、長野市のまちづくりの指針である「第五次長野市総合計画」に基づき、地域福祉推進の指針である「長野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「第三次長野市健康増進・食育推進計画（ながの健やかプラン21）」など様々な計画と連携を取りながら、長野市の財政状況を踏まえ高齢者が地域で住みやすい社会を築くことを計画している。



最上位計画である「第五次長野市総合計画」の保健福祉分野の政策の柱として、「人にやさしく 人がいきいき暮らすまち“ながの”」を掲げ、高齢者関連の政策では、「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」を目指し、「高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進」、「高齢者福祉サービスの充実」を図っている。

関連計画である「第三次長野市健康増進・食育推進計画（ながの健やかプラン21）」では、「すべての市民が支え合い、健やかで心豊かな暮らしを実感できるまちを目指して～健やか未来都市“ながの”～」を目指し、長野県の高齢者プランでは「生涯現役で居場所と出番があり 健康長寿の喜びを実感できる社会づくり」、「誰もが自分らしく安心して住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を目指している。

本計画では、社会情勢の変化や上位計画、関連計画が目指す方向性を踏まえ、「住み慣れた」、「支え合い」、「健やか」、「生きがい」、をキーワードとして捉え、基本理念を策定している。

また、平成30年度より、あんしんいきいきプラン21（第八次長野市高齢者福祉計画・

第七期長野市介護保険事業計画)に基づき高齢者福祉事業を推進している。

あんしんいきいきプラン 21 基本理念

住み慣れた地域で支え合い自分らしく健やかで生きがいを持って生活できるまち“ながの”

#### 4.2.1 4つの基本施策

##### 1. 生きがいづくり・健康づくりと介護予防の推進

考え方

健康保持増進の取組を推進するとともに、住民全体の介護予防の場を充実させ、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるまち“ながの”を目指す。

##### 2. 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

考え方

地域の特性に応じ、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、一人ひとりの状態に即して適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、誰もが安心して生活できるまち“ながの”を目指す。

##### 3. 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

考え方

必要に応じて適切な介護サービスが提供されるよう、体制の確保や充実に努め、安心して質の高いサービスを受けることができるまち“ながの”を目指す。

##### 4. 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

考え方

在宅サービスの充実と並行して施設・居住系サービスの基盤整備を進めるとともに、介護保険給付対象外の高齢者福祉施設等の基盤の整備を進め、多様な住まいのニーズに応えられる環境づくりに努め、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまち“ながの”を目指す。

#### 4.2.2 13の個別施策

番号	個別施策名	基本施策との関係
1	社会参加といきがいづくりの推進	1
2	健康づくりの推進	1
3	介護予防の充実	1
4	福祉サービスの充実	2

5	高齢者を地域全体で支えるための体制整備	2
6	住みよいまちづくりの推進	2
7	認知症になっても自分らしく暮らせる支援	2
8	高齢者の権利擁護の推進	2
9	相談・支援体制の充実・強化	2
10	安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	3
11	介護保険サービス基盤の整備	4
12	介護保険サービス基盤以外の整備	4
13	高齢者福祉施設等の整備目標	4

#### 4.2.3 113の個別事業

番号	個別事業名	個別施策との関係
201	老人クラブの育成事業	1
202	おでかけパスポート事業	1
203	敬老事業	1
204	ながのシニアライフアカデミー運営事業	1
205	老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）	1
206	老人憩いの家（愛称：いこいの家）	1
207	ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）	1
208	ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）	1
209	シニアアクティブルーム運営事業	1
210	健康麻将（まーじゃん）講座事業	1
211	温湯温泉湯～ぱれあ高齢者福祉ゾーン運営事業	1
212	高齢者学級開設事業	1
213	公民館・保育所における世代間交流事業	1
214	高齢者授産施設就労奨励金支給事業	1
215	シルバー人材センター	1
216	健康情報等の発信	2
217	総合健康相談	2
218	集団健康教育（講演会・運動指導・健康教室）	2
219	健康づくりに関する地域活動支援	2
220	歯科健康教育（高齢者歯科講和・歯科健康教室含む）	2
221	成人歯科相談	2
222	保健センター	2

223	保健保養訓練センター	2
224	はり、マッサージ費等助成事業	2
225	健康づくり事業	2
226	後期高齢者健診	2
227	後期高齢者医療制度人間ドック・脳ドック助成事業	2
228	訪問保健指導事業	2
229	介護予防講演会	3
230	介護予防教室	3
231	お達者なまちづくり支援事業	3
232	介護予防あれこれ講座・地域介護予防講座	3
233	フレイル予防のための栄養・歯科相談会	3
234	介護予防把握事業	3
235	第1号介護予防支援事業	3
236	介護予防訪問介護相当サービス	3
237	訪問型基準緩和サービス	3
238	訪問型短期集中予防サービス	3
239	介護予防通所介護相当サービス	3
240	通所型基準緩和サービス	3
241	通所型短期集中予防サービス	3
242	住民主体介護予防生活援助サービス	3・5
243	通所型住民主体サービス	3・5
244	移動支援サービス	3・5
245	専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）	3・5
246	友愛活動への支援	4
247	孤立防止・見守りネットワーク事業	4
248	日常生活用具給付事業	4
249	緊急通報システム設置事業	4
250	要介護被保険者等住宅整備事業	4
251	配食サービス事業	4
252	訪問理容・美容サービス事業	4
253	在宅福祉介護料の支給事業	4
254	在宅介護者リフレッシュ事業	4
255	はいかい高齢者家族支援サービス助成事業	4
256	介護者教室	4

257	ごみ処理手数料減免	4
258	生活支援体制整備事業	5
259	地域たすけあい事業への支援	5
260	在宅医療・介護連携推進事業	5
261	包括的・継続的ケア体制の構築	5
262	ケア会議	5
263	建築物のバリアフリー化推進	6
264	歩車道段差解消事業	6
265	高齢者に配慮したまちづくり	6
266	公共交通機関の整備	6
267	福祉住宅建設資金融資事業	6
268	市営住宅等高齢者対策事業	6
269	住宅情報提供事業	6
270	住宅確保要配慮者の入居を拒まない 賃貸住宅の登録による住宅の安定確保	6
271	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣 事業	6
272	高齢者交通安全教育・事故防止対策事業	6
273	避難行動要支援者対策事業	6
274	避難行動要支援者名簿の提供	6
275	福祉避難所の指定	6
276	高齢者福祉サービス台帳の整備	6
277	認知症ケアパスの作成	7
278	認知症初期集中支援チームの設置	7
279	認知症地域支援推進員の配置	7
280	認知症相談会の開催	7
281	かかりつけ医によるもの忘れ相談事業	7
282	若年性認知症への支援	7
283	認知症サポーター養成事業	7
284	認知症カフェへの支援	7
285	認知症見守り SOS ネット事業	7
286	認知症啓発月間	7
287	安心おかえりカルテ作成支援	7
288	高齢者虐待防止の推進	8
289	特別措置事業	8

290	成年後見制度の活用促進	8
291	高齢者向け消費啓発事業	8
292	地域包括支援センター・在宅介護支援センター	9
293	総合相談支援事業	9
294	高齢者実態把握	9
295	ケアマネージャーへの支援	9
296	サービス提供を担う人材の確保	10
297	サービス提供を担う人材の育成	10
298	市民への情報提供	10
299	介護保険事業者への情報提供	10
300	公正で迅速な要支援・要介護認定	10
301	介護保険料の減免等	10
302	介護サービス利用料の軽減及び減免	10
303	介護サービス等の質の向上	10
304	介護サービス等の適正化	10
305	各種相談・意見への対応	10
306	介護保険サービス適用事業所及び供給体制の充実	11
307	介護共生型サービスの展開	11
308	高齢者福祉施設等の適切な供給環境の整備	12
309	養護老人ホーム事業	12
310	軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）事務費補助	12
311	高齢者生活福祉センター	12
312	高齢者共同生活支援施設	12
313	高齢者福祉施設等の整備目標の設定	13

#### 4.3 高齢者定義の共同宣言

高齢社会の定義となる「65歳＝高齢者」は、1956年の国際連合の報告書が基と言われており、当時の日本人の平均寿命は65歳前後であった。しかし、60年を経過した現在では男女とも平均寿命は80歳を超え、65歳＝高齢者の定義は現状にふさわしくないものとなっている。

今後も平均寿命は延伸傾向にあり、「人生100年時代」の到来が間近に控えている。このような中、長野県の平均寿命や高齢者就業率は全国でも上位に位置しており、人生100年時代のモデルとなるべき立場にある。

そこで、長野市と松本市は、「65歳＝高齢者」という意識を捨て、65歳からが人生で最も輝く時期として、健康寿命日本一を目指し、健やかで充実した生活を送ることがで



きるよう共同で宣言した。

75 歳以上を「高齢者」と呼びましょう

65 歳からは人生の「全盛期」であり、健康寿命を延伸し、年齢にかかわらず希望と意欲が湧き、自分らしく活躍することができる社会の実現を目指します。

なお、本提言は、社会保障制度など的高齢者施策を変更するものではなく、支えを必要とする方にはこれまで通り援助をしながら、65 歳以上の市民がこれからも元気に活躍するという意識をもってもらっていただくことを目的に発信する。

### 第3章 監査の結果

#### 第1 子ども子育て関連事業

##### 1.1 教育・保育施設等の運営基準の設定 (12)

名称	教育・保育施設等の運営基準の設定																																																			
目的	国の基準を上回る教育・保育施設の運営基準を設定することにより、手厚い職員配置による保育の質の向上を図る。																																																			
根拠法令	長野市補助金等交付規則 長野市私立保育所等保育事業補助金交付要綱 H29. 4. 1																																																			
要件	市内の私立保育所等（私立保育所、公設民営保育所、私立認定こども園及び特定地域型保育事業所）																																																			
給付内容	<p>1. 保育士加配</p> <p>市の基準により保育士を配置した私立保育所等に補助金を交付。 〈保育士配置基準（児童数：保育士数）〉</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>国</th> <th>長野市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3 : 1</td> <td>3 : 1</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>6 : 1</td> <td>5 : 1</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6 : 1</td> <td>6 : 1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20 : 1</td> <td>18 : 1</td> </tr> <tr> <td>4歳児・5歳児</td> <td>30 : 1</td> <td>30 : 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 調理員加配</p> <p>市の基準により調理員を配置した私立保育所等に補助金を交付。</p> <p>国</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>40人以下</th> <th>41人～150人</th> <th>151人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理員数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>長野市</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>40人以下</th> <th>41人～90人</th> <th>91人～130人</th> <th>131人～160人</th> <th>161人～190人</th> <th>191人～210人</th> <th>211人～240人</th> <th>241人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理員数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>2人 + P 1人</td> <td>3人</td> <td>3人 + P 1人</td> <td>4人</td> <td>4人 + P 1人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※P は非常勤職員</p>								年齢	国	長野市	0歳児	3 : 1	3 : 1	1歳児	6 : 1	5 : 1	2歳児	6 : 1	6 : 1	3歳児	20 : 1	18 : 1	4歳児・5歳児	30 : 1	30 : 1	児童数	40人以下	41人～150人	151人以上	調理員数	1人	2人	3人	児童数	40人以下	41人～90人	91人～130人	131人～160人	161人～190人	191人～210人	211人～240人	241人以上	調理員数	1人	2人	2人 + P 1人	3人	3人 + P 1人	4人	4人 + P 1人	5人
年齢	国	長野市																																																		
0歳児	3 : 1	3 : 1																																																		
1歳児	6 : 1	5 : 1																																																		
2歳児	6 : 1	6 : 1																																																		
3歳児	20 : 1	18 : 1																																																		
4歳児・5歳児	30 : 1	30 : 1																																																		
児童数	40人以下	41人～150人	151人以上																																																	
調理員数	1人	2人	3人																																																	
児童数	40人以下	41人～90人	91人～130人	131人～160人	161人～190人	191人～210人	211人～240人	241人以上																																												
調理員数	1人	2人	2人 + P 1人	3人	3人 + P 1人	4人	4人 + P 1人	5人																																												

	3. 乳児保育支援事業 年度の途中に入所する乳児を受け入れるために保育士を配置した場合に補助金を交付。			
申請手続	補助事業に係る長野市私立保育所等保育事業交付申請書による。実績報告を、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行う。			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度 の主な取組み	国の配置基準に上乗せして保育士や調理員を配置した私立保育所等 に対して補助金を交付。			
事業費の主な 内容（当事業 全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	補助金	95,135千円	保育士加配	
	補助金	28,859千円	調理員加配	
	補助金	5,100千円	乳児保育支援	
3年間の事業 費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	151,919	148,294	151,407
	決算額	124,758	129,094	—
備考	保育士加配の補助の実施状況			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	対象施設	46園	47園	50園
	決算額	100,177千円	89,541千円	95,135千円
	調理員加配の補助の実施状況			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	対象施設	23園	22園	25園
決算額	28,808千円	28,745千円	28,859千円	

#### 1.1.1. 手続き

教育・保育施設等の運営基準の設定に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.1.2 監査の結果

検証した結果、改善を要する事項は認められなかった。なお、3歳児の保育士加配については、平成27年度、国において施設型給付の加算として児童15人に対し保育士1人以上を配置する基準が出来て以降、市においても、すべて園で同様の加配配置を実施している。

## 1.2 保育士資格保有者の活用（14）

名称	保育士資格保有者の活用			
目的	潜在保育士の保育現場就労を促進し、保育士不足を解消する。			
根拠法令	特になし			
要件	保育士資格を有する者。保育士資格は、厚生労働省の指定する保育士養成施設（大学、短大、専門学校など）で指定科目を履修し卒業する、あるいは、各都道府県で毎年実施される保育士試験に合格することにより取得可能。			
内容	ハローワーク及び保育士養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行う。また、就労条件等を含めた処遇改善を図るとともに、保育現場就労に向けた研修や職場体験（実習）の機会を設ける。			
申請手続	特になし			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取組み	長野市の保育所を紹介するチラシを作成し、就職説明会や保育士養成校への出張の際に配布。また、県所有の保育士登録者名簿（市への情報提供承諾者のみ）を取得し、保育士募集要項等を送付。また、ホームページ等で保育士の処遇改善状況について周知。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	保育事務費	95千円	職場説明会、面接会参加代	
	一般管理費	96千円	養成校、セミナー参加代	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	—	—	—
	決算額	—	191	—

### 1.2.1 手続き

教育・保育施設等の運営基準の設定に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 1.2.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 利用者の意見聴取について【意見】  
(現状及び問題点)

市は、保育士資格を有する保育所の退職者に対し、以下のような保育現場復帰のための取り組みを実施している。

取組の名称	内容
保育士現場復帰研修会	研修参加の対象者は、保育士資格を持ち、求職中の人、育児休業で現場から離れている人。研修の内容は、職場復帰で不安なことをグループワークで話し合う等。意見聴取についてアンケートは実施していない。平成30年度は2回実施し、参加人数は9人と7人。
就職支援研修会	研修参加の対象者は、保育士資格を持ち、求職中の人、育児休業で現場から離れている人。研修の内容は、有識者による講演会。平成30年度は1回実施し、参加人数は24人。意見聴取のためのアンケートを実施。
保育士退職者への電話勧誘	公立保育士OG及びOB数名に実施。
保育士退職者への保育士募集のダイレクトメール送付	過去6年間に退職した公立保育士OG及びOB数名に実施。

(提案)

保育現場復帰研修会を実施する際に、アンケートを実施し、研修会の感想や保育現場への要望等について意見調査を実施することにつき検討が望まれる。それらの意見を記録として残すことで、次年度以降の研修会の満足度向上も図れる。

### 1.3 職員研修の促進 (15)

名称	職員研修の促進			
目的	長野市保育士研修計画に基づき、「専門的な知識・技術」を習得するための研修に取り組む。			
根拠法令	特になし			
要件	特になし			
給付内容	長野市保育士研修計画に基づき、園長研修、主任研修、主任リーダー研修等を開催する。幼稚園・公私立保育所職員合同研修を企画立案するとともに、未満児・障害児研修等職場外研修を開催する。また、私立施設職員の研修の充実を図る。			
申請手続	特になし			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取り組み	部会・委員会の会議研修を130回実施。部会・委員会以外の研修会を55回実施（子ども・子育て支援事業計画の目標値は48回）。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	1,018千円		研修開催費	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	1,199	1,199	1,179
	決算額	1,145	1,018	—
備考	研修会の実施状況			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	部会・委員会の会議・研修	130回	125回	130回
	部会・委員会以外の研修	41回	49回	55回
	参加人数	4,382人	4,311人	4,885人

#### 1.3.1 手続き

職員研修の促進に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.3.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

(1) 研修未参加者への対応について【意見】

(現状及び問題点)

保育に関する知識や技術は日々更新されるものであり、保育の質を保ち、また向上させるためには、職員の積極的な研修の参加が重要である。しかし、私立園を中心に人手不足で研修に参加できないという声が保育現場から上がっていることも事実であり、職員全員が希望通りに研修に参加することは困難な状況といえる。研修に参加できない職員への対応について、保育・幼稚園課に確認したところ、各園で研修に参加した職員が未参加者に対し、情報共有やフィードバックの機会を設けていると回答を受けた。現在のところ、保育・幼稚園課は各園で実施する情報共有やフィードバックの実施状況やどのような形で実施しているかについては関与していない。

(提案)

研修の未参加者に対する情報共有やフィードバックをどのように実施しているのか、園の実地調査の際に実施状況の確認を行い、園内研修の充実を図ることにつき検討が望まれる。

1.4 園の自己評価の促進 (16)

名称	園の自己評価の促進			
目的	保育の質の向上を図るため、保育所において、自己評価を実施する。保育所の事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関である評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価をすることで、保育の質を確保する。			
根拠法令	長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱 長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針） 児童福祉施設の設備及び運営基準の設定に関する基準 保育所保育方針			
要件	特になし			
給付内容	県の認証を得た福祉サービス第三者評価機関が、最低基準・指定基準を満たしていることを前提に、事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に向けた取組を支援するための評価を行う。私立保育所の自己評価の実施及び第三者評価の受審を促進する。			
申請手続	特になし			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取組み	公立保育所13園、私立保育所3園で福祉サービス第三者評価を受審。公立保育所全園で自己評価を実施。私立保育所に対し福祉サービス第三者評価の受審を促進。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	委託料	2,566千円	第三者評価委託	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	693	4,220	3,288
	決算額	685	2,566	—
備考	福祉サービス第三者評価の実施状況			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	公立保育所	0園	3園	13園
	私立保育所	2園	1園	3園
	自己評価の実施状況			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	22園	31園	62園	
※子ども・子育て支援事業計画の目標値は62園				



#### 1.4.1 手続き

園の自己評価の促進に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.4.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （１）私立園の第三者評価の促進について【意見】

##### （現状及び問題点）

子ども・子育て支援事業計画には、私立保育所などの私立園に対し、福祉サービス第三者評価の受審を働きかけることが盛り込まれているが、平成30年度の私立保育所の受審は3園にとどまっている。「長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）」によると、保育所の事業者は少なくとも3年に1回以上の第三者評価の受審に努めるものと規定されており、私立保育所37園（平成30年4月1日現在）が3年に1回、福祉サービス第三者評価の受審を達成することは、現在の受審状況では困難といえる。これは、市が私立園に対しては受審を促すことが限界であること、また、福祉サービス第三者評価機関は県が認証する評価機関に限定され、平成30年度の時点で評価対象に保育所がある評価機関のうち、所在が長野市、もしくは、長野市内の認可保育所の評価実績がある機関は3機関のみとなっており、実施に対応できる福祉サービス第三者評価機関が少ないことが原因と考えられる。

##### （提案）

公立園と私立園で福祉サービス第三者評価の受審状況に差がある場合、今後、保護者が保育所を選定するにあたって影響が生じる可能性がある。実地調査等の際に、私立園に対し、第三者評価の目的等について説明し、受審促進を継続的に行うことにつき検討が望まれる。

1.5 職員処遇改善事業（17）

名称	職員処遇改善事業				
目的	国の公定価格に基づく処遇改善を図るとともに、公立嘱託保育士について賃金を含めた処遇改善に取り組む。				
根拠法令	特になし				
要件	特になし				
給付内容	1. 経験年数が7年以上の保育士等に月額4万円、3年以上の保育士に月額5千円をそれぞれ国の公定価格に上乘せして、私立保育所等に支給。				
	2. 経験年数に応じて公立嘱託保育士の賃金を加算。経験年数は、認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所での保育士・保育教諭（常勤）のものであり、長野市以外における経験年数を含む。				
	経験年数	28年度	29年度	30年度	元年度
	0年～3年未満	165,000	171,000	171,000	171,000
	3年以上～6年未満			174,000	181,500
	6年以上～9年未満			181,500	195,200
	9年以上～12年未満			188,200	209,600
12年以上	193,400			223,600	
申請手続	特になし				
担当課	保育・幼稚園課				
平成30年度の主な取組	平成29年度まで一律であった嘱託保育士の賃金月額を、各自の保育士としての経験年数に基づき決定。				
事業費の主な内容	平成30年度決算額	主な内容			
	35,987千円	公立嘱託保育士賃金月額			
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	当初予算	—	37,579	97,078	
	決算額	—	35,987	—	
備考	公立嘱託保育士の状況				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	保育士数	247人	231人	213人	
	在籍児数	2,766人	2,743人	2,556人	

#### 1.5.1 手続き

職員処遇改善事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合规性等を検証した。

#### 1.5.2 監査の結果

監査した結果、改善を要する事項は認められなかった。

1.6 障害児保育事業（18）

名称	障害児保育事業			
目的	長野市において保育に欠ける心身に障害をもつ児童を保育所へ入所させ、集団保育を行うことにより当該障害児の福祉の向上を図る。			
根拠法令	市要綱 S. 61. 4. 1 長野市補助金等交付規則 長野市特別保育事業補助金交付要綱			
要件	1. 障害の程度が中程度で集団保育が可能な児童 2. 一般児童との統合保育の中で発達が促進されると予想し得る児童			
給付内容	保育士等を加配配置し、必要な支援を提供する保育環境の整備を行う。また、必要時、関係機関との連携、専門機関への相談を行う。			
申請手続	入所を希望する障害児は保育所長の面接を受け、保育所長は心身状況調書を作成する。また、保育所長は3ヶ月程度、障害児の状況を観察し集団保育になじむかどうかを判断する。			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取り組み	公立保育所において、特別な支援が必要な児童の程度に応じて保育士等の加配配置。また、私立保育所に対して補助金を交付。また、外部関係者を含めた支援会議（218回）を実施。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	補助金	22,512千円	私立施設へ補助	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	20,295	25,708	25,031
	決算額	22,719	22,512	—
備考	保育所等の障害児受入の状況（補助対象児童数）			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	障害児Ⅰ (重度)	20人	19人	18人
	障害児Ⅱ (中度)	2人	2人	2人
	障害児Ⅲ (軽度)	30人	25人	29人
	合計	52人	46人	49人
公立保育所・認定こども園障害児受け入れ人数 平成28年度302人、平成29年度299人、平成30年度299人				

#### 1.6.1 手続き

障害児保育事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.6.2 監査の結果

監査した結果、改善を要する事項は認められなかった。

### 1.7 教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）（19）

名称	教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）
目的	発達に課題や偏り等を持つと思われる園児に対し、訪問担当者が園訪問を行い、担任や保護者等の相談に応じ適切な対応について助言・支援を行い、園児の健やかな発達を促すことを目的とする。 併せて、本事業により発達障害に対する理解が深まり、子どもの課題や保護者の悩みに対して、適切な対応を行えるように園への支援を目的とする。
根拠法令	発達障害者支援法 H16. 12. 10 長野市こども相談室園訪問事業にこにこ園訪問実施要領
要件	1. 発達に課題や偏りがある園児と発達について相談を希望する保護者。及び、その対象園児が在籍する長野市内の保育所、幼稚園及び認定こども園 2. 長野市保健所健康課の母子保健事業により、園訪問が必要と認められる児及び、その保護者（保健所健康課の療育相談利用者は除く）
給付内容	1. 対象園児に対しては、活動観察と園からの相談内容に基づき、発達の特徴を把握し、園職員と一緒に支援方法を考え、園が適切な保育・保護者対応に取り組めるように支援する。 2. 保護者に対しては、保護者相談表に基づき保護者相談を行い、困り感に寄り添い必要な支援を行う。 3. 継続訪問を原則とするが、対象園児の状況によっては1回の訪問で終了する場合もある。 4. 関係機関（園、病院、保健所、学校、福祉関係機関等）との連絡調整、支援会議等を必要に応じて行い連携を図る。 5. 年中児及び年長児に対しては、就学に向けて相談を開始する時期に当たるため主に特別支援学校教育相談担当者に依頼し、こども相談室職員と同伴訪問を行う。
申請手続	子育て支援課に申請。 関係書類 にこにこ園訪問申請書 にこにこ園訪問相談票
担当課	子育て支援課
平成30年度の主な取り組み	平成30年度に、保健所健康課で実施していた園訪問を一本化し、こども相談室が窓口となるように見直しを行った。

事業費の主な 内容（当事業 全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	交付金収入（国）	2,778 千円	地域生活支援事業補助金 （国、県） 嘱託発達相談員 在宅発達相談員 社会保険・雇用保険 ガソリン代 依頼通知郵送料 車両リース	
	交付金収入（県）	1,405 千円		
	賃金	5,205 千円		
	賃金	2,370 千円		
	共済費	792 千円		
	需用費	43 千円		
	役務費	81 千円		
賃借料	147 千円			
3 年間の事業 費の推移 （単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	7,913	8,891	9,104
	決算額	7,369	8,641	—
備考	にこにこ園訪問実施状況			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	対象園児数	545 人	551 人	640 人
	延べ訪問園児数	909 人	851 人	1,003 人

#### 1.7.1 手続き

教育・保育施設等の施設訪問（にこにこ園訪問）に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.7.2 監査の結果

監査した結果、改善を要する事項は認められなかった。

1.8 延長保育事業・休日保育事業（時間外保育事業）（21）

名称	延長保育事業														
目的	早朝、夕刻の保育の需要への対応を図る。														
根拠法令	市要綱 H20. 4. 1 長野市補助金等交付規則 長野市特別保育事業補助金交付要綱														
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象となる児童が、延長保育を実施する保育所又はこども園に在籍していること。</li> <li>2. 勤務の状況その他やむを得ない理由により延長保育が必要となること。</li> <li>3. 延長保育の利用にあたって保護者又はその代理人による対象園児の送迎が可能であること。</li> <li>4. その他延長保育の実施に当たり市長が別に定める事項を遵守すること。</li> </ol>														
給付内容	<p>7時から8時30分までの間又は16時30分から19時までの間において必要な保護を行う。</p> <p>1. 公立保育所延長保育の実施時間及び利用料（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">時間帯</th> <th style="width: 35%;">保育標準時間の支給認定こども</th> <th style="width: 35%;">保育短時間の支給認定こども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7時00分～7時30分</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>7時30分～8時30分 及び 16時30分～18時30分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>18時30分～19時00分</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯（母子・父子及び障害者世帯）については利用料が免除。</p>			時間帯	保育標準時間の支給認定こども	保育短時間の支給認定こども	7時00分～7時30分	1,500円	1,500円	7時30分～8時30分 及び 16時30分～18時30分		1,500円	18時30分～19時00分	1,500円	1,500円
時間帯	保育標準時間の支給認定こども	保育短時間の支給認定こども													
7時00分～7時30分	1,500円	1,500円													
7時30分～8時30分 及び 16時30分～18時30分		1,500円													
18時30分～19時00分	1,500円	1,500円													
申請手続	利用を開始しようとする日の属する月の前月25日までに在籍している保育所又は認定こども園に申請。														
担当課	保育・幼稚園課														
事業費の主な内容	平成30年度決算額	主な内容													
	補助金 35,830千円	私立施設へ補助													
3年間の補助金の推移 (単位千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度												
	当初予算 79,711	62,367	54,852												
	決算額 39,786	35,830	—												



名称	休日保育事業
目的	日曜日や祝日の保育需要への対応を図る。
根拠法令	長野市幼保連携型認定こども園休日保育実施要領
要件	次に掲げる要件をすべて満たす小学校就学前の子ども 1. 子ども・子育て支援法に規定する支給認定が2号又は3号であること。 2. 利用予定日の属する年度の4月1日において、満1歳以上であること。 3. 休日の通常保育を必要とする理由が、支給認定証の「保育を必要とする事由」と同じであること。 4. 休日の通常保育を利用する代替として、月曜日から土曜日の間に当該子どもが在籍している施設を利用しない日を設けること。
給付内容	1. 実施保育所 皐月かがやきこども園（定員25名） 2. 実施時間 保育標準時間の支給認定子ども 7時30分から18時30分まで 保育短時間の支給認定子ども 8時30分から16時30分まで 3. 利用料 平日利用する保育所等の利用者負担額に含まれる。
申請手続	1. 利用しようとする日の属する月の前月5日までに在籍園に利用登録申請書及び支給認定証の写し及び長野市休日就労証明書等を提出。 2. 利用しようとする日の属する月の前月10日までに皐月かがやきこども園に利用申込書を提出。
担当課	保育・幼稚園課

#### 1.8.1 手続

延長保育事業・休日保育事業（時間外保育事業）に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続の合規性等を検証した。

#### 1.8.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

(1) 補助金交付施設への実地調査について【意見】

(現状及び問題点)

市は長野市補助金等交付規則及び長野市特別保育事業補助金交付要綱に基づき延長保育事業を行う私立園に対して補助金を交付している。算定される補助金額は、①延長保育事業に要する経費から保育所が徴収した延長保育料を控除した金額と②長野市特別保育事業補助金交付要綱に定める補助金交付限度額を比較して少ない方の金額となる。市は保育所が徴収する延長保育料について徴収簿等調査は行っていない。

(提案)

長野市補助金等交付規則第4条に、市は補助金交付施設に対し、必要に応じて実地調査を行うことができる旨が規定されている。施設が作成する延長保育料徴収簿の金額と実績報告書の金額が合致しているかを確認する実地調査を数件実施することにつき検討が望まれる。それにより他の補助金交付施設に対する牽制効果が期待できる。

1.9 放課後子ども総合プラン（22、44、56）

名称	放課後子ども総合プラン														
目的	小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図る。														
根拠法令	児童福祉法 S22. 12. 12、 放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例 H30. 4. 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 H27. 4. 1														
要件	市内に居住し、かつ、小学校等に通学している次のいずれかに該当する児童が利用できる。 1. 労働等の理由により保護者が昼間家庭にいない児童 2. 病気、出産、家族の介護等の理由により、保護者による当該児童の保護が困難と認められる児童 3. 前2号のほか、放課後子ども総合プラン事業の利用を希望する児童で市長が適当と認めるもの														
給付内容	<p>共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を確保し、健全な育成を図る「放課後児童クラブ」と、地域と学校が連携して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」を市内全 54 小学校区の小学校施設や児童センター等で実施している。</p> <p>利用料は、利用登録を受けた児童 1 人につき月額 2,000 円（延長利用は、延長時間が 30 分を超える施設は月額 700 円、それ以外の施設は 350 円が別途必要）。事業利用料減免申請により、経済的事情は全額又は 2 分の 1、スクールバス等を利用する児童は 5 分の 2、多子利用で 2 人目児童は 2 分の 1、3 人目以降の児童は全額、等の減免がある。</p> <p>登校日は下校時間から 18 時まで、利用延長により 18 時 30 分又は 19 時まで利用できるが、延長時間は次のとおり施設により異なる。</p> <table border="1" data-bbox="448 1688 1350 1977"> <thead> <tr> <th></th> <th>延長</th> <th>通常</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登校日</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>13:00～18:00</td> <td>延長なし又は ～18:30 又は ～19:00</td> </tr> <tr> <td>学校休業日</td> <td>延長なし又は 7:30～又は</td> <td>8:30～18:00</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>				延長	通常	延長	登校日	/	13:00～18:00	延長なし又は ～18:30 又は ～19:00	学校休業日	延長なし又は 7:30～又は	8:30～18:00	同上
	延長	通常	延長												
登校日	/	13:00～18:00	延長なし又は ～18:30 又は ～19:00												
学校休業日	延長なし又は 7:30～又は	8:30～18:00	同上												

		8:00～		
	土曜日	同上（延長なしが多い）	8:30～18:00 又は～13:30*	
*土曜日は、地域の実情に応じ終了時間を13:30まで短縮できる。				
申請手続	利用しようとする児童の保護者は、利用施設へ申し込み、利用の登録を受ける。			
担当課	こども政策課			
平成30年度の主な取り組み	利用者負担（児童一人当たり月額2,000円）を導入			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	利用料収入	164,267千円	利用者負担金	
	国庫補助金収入	135,341千円	放課後児童健全育成事業補助金	
	県補助金収入	135,341千円	同上	
	国庫補助金収入	3,783千円	放課後子供教室等推進補助金	
	委託料	741,145千円	事業運営、施設管理委託	
	賃借料	7,296千円	土地賃借、収納システム利用料	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	997,224	1,072,744	1,128,871
	決算額	836,483	881,348	—
備考	1. 事業委託先 社会福祉法人長野市社会福祉協議会、吉田地区住民自治協議会、企業組合労協ながの、社会福祉法人シオン会、若槻地区住民自治協議会 （児童館、児童センターの施設を利用する小学校区では、委託先の事業者が施設の指定管理者になっている。）			

#### 1.9.1 手続き

放課後子ども総合プランに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.9.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

### (1) 運営委員会について【意見】

#### (現状及び問題点)

施設の開館時間は、原則は18時までだが市長の承認を受けることで変更することができる。平成30年5月1日時点における各施設の学校授業日の開館時間は、18時まで8施設、18:30まで77施設、19時まで5施設ある。

開館時間の変更は受託者によるが、方針は地域住民の代表、PTA、小学校長等を委員とした各小学校区における運営委員で協議する。協議結果「放課後子ども総合プラン事業の実施時間に関する報告書」を確認したところ、要望があっても職員が不足し変更できない施設や、強い要望があるが様子を見ている施設、要望がない施設もあり、状況は施設ごとに異なるが、施設ごとに過去からの経緯をまとめ、傾向や進捗を把握でき、かつ、全体の状況を網羅できるような管理書類がない。また、「放課後子ども総合プラン事業の実施時間に関する報告書」では、変更の有無にかかわらず理由を記入する旨明記されているが、記入がない報告書が散見される。

#### (提案)

個々の施設を運営するのは受託者であるが、放課後子ども総合プラン事業は市が主体となって取り組むものである。施設ごとに過去からの経緯をとりまとめ、個々の状況や特性、改善の必要性について把握し、管理することが望まれる。また、変更理由の記載がない者に対しては指導し、記入を求める必要がある。

### (2) 研修機会の確保について【意見】

#### (現状及び問題点)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第8条により、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。職員に対する研修状況を確認すると、施設ごとの代表が参加することが多い。

#### (提案)

資質向上のため、多くの職員に対して研修の機会を確保することが望まれる。インターネットによる視聴やDVD研修など検討の余地がある。

### (3) 避難訓練について【意見】

#### (現状及び問題点)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第6条により、放課後児童健全育成事業者は、非常災害対策として、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。平成30年度の避難訓練実施状況を確認したところ、実施は90施設のうち70施設である。

(提案)

全施設において、非常災害に対する訓練をすることが望まれる。

(4) 施設の床面積基準について【意見】

(現状及び問題点)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第9条により、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた「専用区画」を設けなければならない。「専用区画」の面積は、児童1人につき概ね1.65㎡以上に努めなければならないが、平成30年度では1.65㎡未満の施設が3拠点ある。うち2施設は次年度以降において改善の目途が立っている。

(提案)

残る1施設についても「専用区画」の面積が条例の要件を満たすよう改善することが望まれる。

(5) 委託契約について【意見】

(現状及び問題点)

放課後子ども総合プラン事業を委託し運営しているが、受注者からの申し出により受注時の予算と、実績との差額を事業完了後に返還を受けている。ひとつの事業者からは、1億79百万円(82施設運営のため、1施設平均にすると2百万円)、もうひとつの事業者からは5百万円(2施設運営)である。返還の主な内容は人件費であり、施設の運営職員を確保できなかったことによるが、人員不足により質の低下につながりかねない。

(提案)

業務内容が高度化し、また、人員を確保しづらい勤務時間帯でもあることから、人員を確保できていない個々の施設の理由を分析し、人員不足解消につなげることができるよう、賃金や雇用条件の検討を行うことが望まれる。

1.10 ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）（23）

名称	ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）										
目的	<p>1. ショートステイ 保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において一定期間預かり養育する。</p> <p>2. トワイライトステイ 保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設において一時的に当該児童を預かり養育する。</p>										
根拠法令	<p>市要綱 H8. 4. 1 市要綱 H22. 4. 1</p>										
要件	<p>1. ショートステイ 保護者が以下の事由により一時的に養育が困難となる、出生した日から 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者</p> <p>(1) 疾病にかかり、又は負傷していること (2) 妊娠中であること又は出産後間もないこと (3) 同居の親族を看護していること (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること (5) 冠婚葬祭又は公的行事等へ参加すること (6) その他市長が特に必要と認める事由（平成 31 年度から新たに育児疲れ、緊急一時的母子保護等の利用対象要件を追加）</p> <p>2. トワイライトステイ 仕事等の都合により保護者が不在となり家庭で児童を養育することが困難な 2 歳から 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者</p>										
給付内容	<p>1. ショートステイ</p> <p>(1) 入所期間 6 泊 7 日以内を限度とする（1 利用につき）。 (2) 利用料</p> <table border="1" data-bbox="448 1704 1350 1993"> <tr> <td>生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税世帯並びに市町村民税課税の母子、父子、養育者世帯</td> <td>2 歳未満児</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>2 歳以上児</td> <td>1,000 円</td> </tr> </table>			生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯	無料		市町村民税非課税世帯並びに市町村民税課税の母子、父子、養育者世帯	2 歳未満児	1,100 円	2 歳以上児	1,000 円
生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯	無料										
市町村民税非課税世帯並びに市町村民税課税の母子、父子、養育者世帯	2 歳未満児	1,100 円									
	2 歳以上児	1,000 円									

	その他の世帯		2歳未満児	5,350円
			2歳以上児	2,750円
	2. トワイライトステイ			
	(1) 利用時間			
	平日	午後5時から午後10時まで（ただし、保護者の勤務形態等によりこれによりがたいときは、午後5時から翌日の午前10時まで）		
	休日	午前8時から午後6時まで		
	(2) 利用料			
	生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯		無料	
	市町村民税非課税世帯並びに市町村民税課税の母子、父子、養育者世帯	平日夜間（基本）	300円	
		平日夜間（宿泊）	300円	
休日		350円		
その他の世帯	平日夜間（基本）	750円		
	平日夜間（宿泊）	750円		
	休日	1,350円		
申請手続	<p>1. ショートステイ 子育て支援課に申請。その際には保護者の所得証明書等が必要。</p> <p>2. トワイライトステイ 子育て支援課に事前登録を行ったうえで申請。事前登録の際には保護者の所得証明書等が必要。</p>			
担当課	子育て支援課			
平成30年度の主な取組み	ショートステイ・トワイライトステイの実施			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	交付金収入（国）	347千円	地域子ども・子育て支援事業交付金（国、県）	
	交付金収入（県）	173千円		



	委託料	370 千円	ショートステイ	
	委託料	150 千円	トワイライトステイ	
3年間の事業 費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	1,330	1,339	1,800
	決算額	801	520	—
備考	委託施設 ・善光寺大本願乳児院・三帰寮・円福寺愛育園・松代福祉寮・恵愛			
	実施状況 (ショートステイ・トワイライトステイ合計)			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	延べ支援人数	82 人	73 人	57 人
	延べ支援日数	280 日	223 日	162 日

#### 1.10.1 手続き

ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.10.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### (1) 延べ支援日数の減少と需要の把握について【意見】

(現状及び問題点)

ショートステイ・トワイライトステイの延べ支援日数は平成 28 年度が 280 日、平成 29 年度が 223 日、平成 30 年度が 162 日であり、毎年約 60 日減少している。また、子ども・子育て支援事業計画において、当事業の目標値が 259 日（基準年度である平成 25 年度の 87 日から、平成 31 年度まで毎年 2 割ずつ加算した数字）と設定されており、平成 30 年度の実績である 162 日とは乖離がある。延べ支援日数が減少傾向にある原因は、近年増加している児童相談所や他市からの一時保護や施設利用のため児童養護施設へ入所する利用者が増え、委託施設の定員に空きがなく、当事業の利用希望を断らざるを得なかったからである。また、ショートステイ及びトワイライトステイは、保護者の緊急時に一時的に施設が預かることを想定する事業であり、常時利用があるわけではなく、利用希望数の想定が難しい。結果的に施設の受け入れ態勢の確保ができていない。現在、子育て支援課は、受け入れが出来ずやむなく断った件数や断った相手の記録を行っていない。

(提案)

ショートステイ・トワイライトステイの受け入れを断った件数の記録づけを行うことにつき検討が望まれる。利用件数と受け入れを断った件数を合計した利用希望数を実績値として把握することで、次年度以降の受け入れ先拡大等を検討する際の参考とすることができる。

1.11 はじめまして赤ちゃん事業 (24)

名称	はじめまして赤ちゃん事業						
目的	生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、保健指導を行う。						
根拠法令	児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱 はじめまして！赤ちゃん事業実施要領						
要件	生後3か月までの乳児のいる全家庭及び第1子等保護者が育児に未経験な者、妊娠中母体に異常又は異常分娩で出生した者、その他育児上訪問指導を必要とする者。						
給付内容	保健師又は助産師を対象家庭に派遣し、必要な保健指導等を実施。身体計測、沐浴指導等を通じて、赤ちゃんの発育・栄養・生活環境・疾病予防等、育児上必要な事項について助言を行う。						
申請手続	母児健康手帳綴じ込みの「出生連絡票（家庭訪問連絡票を兼ねる。）」を提出する。						
担当課	保健所健康課						
平成30年度の主な取り組み	訪問、従事者研修						
事業費の主な内容	平成30年度決算額			主な内容			
	交付金収入（国）	3,309千円	地域子ども・子育て支援事業交付金（国、県） 訪問事業委託費				
	交付金収入（県）	3,023千円					
委託料	7,105千円						
3年間の事業費の推移 （単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度			
	当初予算	9,923	9,983	9,981			
	決算額	8,356	7,793	—			
備考	1. 訪問実績						
		実件数 (延べ) (a)	他市から依頼 (b)	電話対応 (c)	訪問数 (d) (a-b-c)	出生数 (e)	訪問率 (d/e)
	28年度	2,824 (3,346)	16	197	2,611	2,876	90.7%
	29年度	2,826 (3,239)	26	246	2,554	2,849	89.6%

	30						
	年	2,809					
	度	(3,135)	92	225	2,492	2,645	94.2%
<p>※全戸訪問するよう活動しているが、連絡がとれない者とは健診（4か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）や、保育園、幼稚園の通園状況を確認し、それでも確認できない場合は、子育て支援課（児童虐待や養育支援訪問事業の育児・家事援助の支援員派遣を担当）と連携し状況確認に努めている。</p>							

#### 1.11.1 手続き

はじめまして赤ちゃん事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.11.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）研修機会の確保について【意見】

##### （現状及び問題点）

助産師又は保健師に訪問指導業務を委託しており、訪問指導業務委託契約書では「受託者は、委託者が実施する研修会に出席するものとする」としている。市は年に1回研修会を実施しているが、平成30年度は欠席4名、出欠不明者1名いる。欠席者には、資料を渡し要点を伝え、県主催の研修を勧めている。

##### （提案）

研修は、訪問の内容や質を保ち、技術の向上に資することから、受託者は研修会へ参加する必要がある。市が開催する研修の機会を増やすことや、市以外が開催する同等の研修会を利用すること、インターネットによる視聴やDVD研修など検討の余地がある。

1.12 養育支援訪問事業 (25)

名称	養育支援訪問事業			
目的	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育、家事支援等を行う。			
根拠法令	市要綱 H21. 8. 1			
要件	主に、はじめまして赤ちゃん事業を通じて把握される要支援家庭のうち、一般の子育てサービスを利用することが難しい家庭。			
給付内容	保健師等からの情報により支援計画を立案し、保健師や支援員を派遣して、家庭内での育児に関する具体的な援助支援を行う。			
申請手続	要支援家庭へ子育て支援課担当者及び保健師が訪問を行い、利用者から申し込みを受ける。			
担当課	子育て支援課、保健所健康課			
平成 30 年度の主な取組み	養育支援（育児・家事援助の支援員派遣）の実施 保健師等による養育に関する相談、指導及び助言			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	交付金収入（国）	1,608 千円	地域子ども・子育て支援事業交付金（国、県） 育児・家事援助の支援員派遣	
	交付金収入（県）	1,477 千円		
委託料	4,432 千円			
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	4,390	4,528	7,209
	決算額	4,751	4,432	—
備考	1. 支援世帯数等			
		延べ支援世帯数	実支援世帯数	延べ支援日数
	28 年度	191	59	1,080
	29 年度	200	63	1,167
	30 年度	182	59	1,047
	2. 事業費について 事業費の主な内容、3年間の事業費の推移は、育児・家事支援に係る子育て支援課分を記載している。			

#### 1.12.1 手続き

養育支援訪問事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.12.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）研修の実施について【指摘】

##### （現状及び問題点）

育児支援訪問派遣業務委託契約に基づき、対象家庭へ育児・家事援助の支援員を派遣している。市要綱では、育児支援等を適切に実施することが認められる団体に事業を委託するものとし、育児支援等が適切に行われるよう必要な研修を実施するとしているが、市から業務受託者への研修は、現受託者が最初に受託した平成28年4月以降していない。

##### （改善策）

受託者が複数年受託しており慣れている面はあるが、事業の方針や趣旨を確認し、必要な研修の機会を契約期間ごとに持つべきである。

1.13 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場（26、34）

名称	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援事業》	
目的	現在、2ヶ所のこども広場及び15ヶ所の地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放当を行うおひさま広場（市独自事業）において気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。	
根拠法令	1. こども広場：条例 H15. 6. 1 2. 地域子育て支援センター：地域子育て支援拠点事業実施要項 H26. 4. 1 3. おひさま広場：長野市地域子育て支援事業実施要領 H28. 1. 19	
要件（対象）	1. こども広場：乳児及び幼児の保護者、保護者と同年の乳児及び幼児、その他市長が特に認める者 2. 地域子育て支援センター：子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者） 3. おひさま広場：未就園児とその保護者	
給付内容	1. こども広場：子育て中の親と子どもとの交流に関する事業、子育てに関する相談、子育てに関する情報の提供、あそびに関する指導及び助言、その他子育ての支援に関することを市内2ヶ所で実施。 ・もんぜんぷら座こども広場（指定管理） ・篠ノ井こども広場（指定管理）。 2. 地域子育て支援センター：子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）を市内16ヶ所の次の保育園及び認定こども園で実施。	
	市立保育園	山王、柳町、東部、東条、七二会、豊野ひがし
	私立保育園	博愛、りんどう、杉の子あびつく、かざぐるま、松ヶ丘、杉の子、ころぼっくる、長野大橋
	認定こども園	丹波島、皐月かがやき
	3. おひさま広場：未就園児が安心して遊べる場、父母、祖父母が気軽に交流できる場、園児や保育士、他の親子との関わりを持てる場、育児相談、地域の拠点としての役割を持てるよう市内93の保育園、幼稚園、認定こども園で実施（地域子育て支援センター併設園は実施していない）。	
申請手続	-	

担当課	保育・幼稚園課			
平成 30 年度の主な取組み	こども広場運営（指定管理）。地域子育て支援センター運営 おひさま広場（園開放・育児相談・情報の提供等）の実施			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	賃金・共済費	57,255 千円	嘱託支援員、保育士等賃金社会保険料	
	委託料	38,468 千円	こども広場 2ヶ所運営委託料	
	補助金	31,975 千円	地域子育て支援センター実施私立園へ補助	
	補助金	13,068 千円	おひさま広場実施私立園へ補助	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	133,827	142,014	154,412
	決算額	132,663	145,456	—
備考	1. こども広場利用状況			
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	もんぜんぷら座	47,193 人	46,813 人	45,519 人
	篠ノ井	36,111 人	33,852 人	32,154 人

#### 1.13.1 手続き

こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.13.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）開館時間について【意見】

##### （現状及び問題点）

篠ノ井こども広場の開館時間について、指定管理者から開館時間の 1 時間前倒しの要望が平成 31 年 4 月 30 日付の事業報告で行われている。1 時間前倒しの趣旨は、利用時間に偏りがあり、午前中は施設の許容量を超える利用者で、子どもの年齢により運動量の違いが激しく、危険が伴っていることから、午前中の時間を拡充し利用者の分散による安全対策である。

##### （提案）

指定管理者及び利用者の状況を継続して分析し、条例では、開館時間を午前 10 時から午後 6 時までと定めているが、状況に応じた適切な開館時間について検討することが望ましい。



1.14 一時預かり事業 (27)

名称	一時預かり事業					
目的	保育の実施の対象とならない就学前の児童等を一時的に保育所等で預かることで、一時的又は緊急な保育需要への対応を図る。					
根拠法令	児童福祉法施行規則 市要綱 H30. 3. 28 長野市補助金等交付規則 長野市特別保育事業補助金交付要綱					
要件	1. 一般型 平日等に家庭において保育を受けることが一時的に困難となる認定子ども園、幼稚園又は保育所に在籍していない小学校就学前の子ども 2. 幼稚園型 家庭において保育を受けることが一時的に困難となる教育認定子ども 3. 休日の一時預かり 休日に家庭において保育を受けることが一時的に困難となる小学校就学前の子ども					
給付内容	1. 一般型 (1) 実施施設 (以下の 12 園は市の指定保育所であり、一時預かり専用の保育部屋を持ち、一時預かり専任の職員が対応する) 加茂保育園、山王保育園、柳町保育園、中央保育園、共和保育園、綿内保育園、皐月かがやきこども園、善光寺保育園、杉の子あびつく保育園、松ヶ丘保育園、長野大橋保育園、丹波島保育園 (2) 実施時間及び利用料					
		1 日 (8:30 ~ 16:30)	午前のみ (8:30 ~ 12:30)	午後のみ (12:30 ~ 16:30)	時間外 (16:30 ~ 17:00) (17:00 ~ 17:30)	
	3 歳 未満児	2,300 円	1,600 円	1,400 円	200 円	400 円
	3 歳 以上児	1,300 円	900 円	800 円		

	<p>2. 幼稚園型</p> <p>(1) 実施施設 (12 園)</p> <p>パドマ幼稚園、長野ひまわり幼稚園、古牧東部幼稚園、朝陽学園、若穂幼稚園、円福幼稚園、信濃ひまわり幼稚園、吉田マリア幼稚園、認定こども園ひかり園、松代幼稚園、認定こども園川田、フレンドこども園</p> <p>(2) 実施時間及び利用料 各園で設定</p> <p>3. 休日の一時預かり</p> <p>(1) 実施施設 柳町保育園</p> <p>(2) 実施時間及び利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1 日 (8 時 30 分～16 時 30 分)</th> <th rowspan="2">午前のみ (8 時 30 分～12 時 30 分)</th> <th rowspan="2">午後のみ (12 時 30 分～16 時 30 分)</th> <th colspan="2">時間外</th> </tr> <tr> <th>7 時 30 分～8 時 30 分</th> <th>16 時 30 分～19 時 00 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳未満児</td> <td>3,000 円</td> <td>1,500 円</td> <td>1,500 円</td> <td colspan="2">30 分 300 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上児</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> <td>1,000 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					1 日 (8 時 30 分～16 時 30 分)	午前のみ (8 時 30 分～12 時 30 分)	午後のみ (12 時 30 分～16 時 30 分)	時間外		7 時 30 分～8 時 30 分	16 時 30 分～19 時 00 分	3 歳未満児	3,000 円	1,500 円	1,500 円	30 分 300 円		3 歳以上児	2,000 円	1,000 円	1,000 円		
	1 日 (8 時 30 分～16 時 30 分)	午前のみ (8 時 30 分～12 時 30 分)	午後のみ (12 時 30 分～16 時 30 分)	時間外																				
				7 時 30 分～8 時 30 分	16 時 30 分～19 時 00 分																			
3 歳未満児	3,000 円	1,500 円	1,500 円	30 分 300 円																				
3 歳以上児	2,000 円	1,000 円	1,000 円																					
申請手続	前日までに利用希望の保育所又は幼保連携型認定こども園に申請																							
担当課	保育・幼稚園課																							
平成 30 年度の主な取組み	施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園において 1 号認定子どもの一時預かりを実施。指定園及び保育士の配置に余裕のある園において、一時預かり（余裕活用型）を実施																							
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容																					
	共済費	5,588 千円	嘱託保育士																					
	賃金	37,068 千円	嘱託保育士																					
	補助金	21,787 千円	私立施設へ補助																					
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																				
	当初予算	69,561	89,225	101,886																				
	決算額	61,810	69,163	—																				
備考	一時預かり保育の実施状況																							

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	一般型	12,335 人	13,726 人	15,041 人
	幼稚園型	23,195 人	31,259 人	48,369 人
	休日一時預かり	164 人	287 人	290 人

#### 1.14.1 手続き

一時預かり事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.14.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （１）一般型一時預かりの受け入れ状況改善について【意見】

（現状及び問題点）

一般型一時預かりは、公立指定保育所 7 園（公立認定こども園 1 園を含む）及び私立指定保育所 5 園（私立認定こども園 1 園を含む）の計 12 園で実施されている。以下は、一般型一時預かり保育の実施状況である。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施児童数（余裕活用型を含む）	12,335 人	13,726 人	15,041 人

実施児童数は増加傾向にあり、一般型一時預かりの需要が高まっていることがわかる。

また、一般型一時預かりは、職員の配置、児童の年齢、部屋の面積により受け入れることができない場合、やむを得ず断ることもある。公立指定保育所 7 園における平成 30 年度の受け入れの断り件数は以下のように 524 件（柳町保育園で実施している休日の一時預かりを含む）であった。

##### 一般型一時預かりの断り件数状況（平成 30 年度）

施設	3 歳未満児	3 歳以上児	合計
臈月かがやきこども園	44 件	0 件	44 件
加茂保育園	43 件	1 件	44 件
山王保育園	113 件	4 件	117 件
柳町保育園（休日一時預かりの 1 件を含む）	200 件	16 件	216 件
中央保育園	42 件	0 件	42 件
共和保育園	21 件	0 件	21 件

綿内保育園	39 件	1 件	40 件
合計	502 件	22 件	524 件

一般型一時預かりの対象者は、「平日等に家庭において保育を受けることが一時的に困難となる認定子ども園、幼稚園又は保育所に在籍していない小学校就学前の子ども」である。幼稚園において、幼稚園型一時預かりを実施しているが、この対象児童は年齢が3歳から5歳の児童のため、保育所等に在籍していない3歳未満の児童を預ける場合、一般型一時預かりを利用することが多くなる。そのため断わらざるを得ない件数も多い。また、児童福祉法施行規則第36条において、一般型一時預かりを実施する場合には、専用の保育部屋を設け、専任の職員を配置することが義務付けられており、実施施設の整備は簡単ではない。現在のところ、特に、山王保育園及び柳町保育園の施設及び人員について、不足が生じている状態である。

(提案)

保育士不足が叫ばれ、一時預かり専任の職員の確保が厳しい状況ではあるが、現状を維持しつつ、専任の職員の増加を図ることが望まれる。山王保育園及び柳町保育園における、一般型一時預かり専用保育部屋の増設につき検討が望まれる。

1.15 病児・病後児保育事業（28）

名称	病児・病後児保育事業															
目的	保護者が仕事等の都合により、病期中、又は病気回復期にある子どもの保育を家庭で行うことが困難な場合に、病院等に付設された専用施設において、専門職員が一時的な保育を行う。															
根拠法令	市要領 H28. 4. 1 長野市補助金等交付規則 長野市特別保育事業補助金交付要綱															
要件	長野地域連携中枢都市圏内に在住、又は圏内の保育所等に在籍する生後 6 ヶ月から就学前の児童で、病期中または病気回復中のため、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務の都合等の事由により家庭で保育を行うのが困難な場合。															
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>時間 (月～金)</th> <th>定員</th> <th>利用料（1日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野赤十字病院付設 「病後児保育室ゆりか ご」（病後児対応型）</td> <td>8時00分～ 17時30分</td> <td>3名</td> <td>2,100円 (昼食代含む)</td> </tr> <tr> <td>長野松代総合病院付設 「病児保育室バオバブ のおうち」（病児対応型）</td> <td>8時30分～ 17時30分</td> <td>3名</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※病後児対応型：児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を専用スペースまたは専用施設で維持的に保育するもの</p> <p>※病児対応型：児童が病気の回復期に至らない場合で、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を専用スペースまたは専用施設で維持的に保育するもの</p>					時間 (月～金)	定員	利用料（1日）	長野赤十字病院付設 「病後児保育室ゆりか ご」（病後児対応型）	8時00分～ 17時30分	3名	2,100円 (昼食代含む)	長野松代総合病院付設 「病児保育室バオバブ のおうち」（病児対応型）	8時30分～ 17時30分	3名	2,000円
	時間 (月～金)	定員	利用料（1日）													
長野赤十字病院付設 「病後児保育室ゆりか ご」（病後児対応型）	8時00分～ 17時30分	3名	2,100円 (昼食代含む)													
長野松代総合病院付設 「病児保育室バオバブ のおうち」（病児対応型）	8時30分～ 17時30分	3名	2,000円													
申請手続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実施施設に登録を申請</li> <li>2. 利用の申し込み（空きの確認）</li> <li>3. 診察（利用判断基準により、病児・病後児保育を行えるかどうか判断）</li> <li>4. 実施施設にて保育</li> </ol>															
担当課	保育・幼稚園課															
平成 30 年度の主な取組み	実施施設に対し補助金を交付。															

事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	需用費	67 千円	パンフレット印刷	
	補助金	3,442 千円	施設へ補助	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	13,571	13,744	—
	決算額	4,342	3,509	—
備考	実施施設の受け入れ状況			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	ゆりかご	51 人	83 人	46 人
	バオバブのおうち	—	1 人	11 人
※バオバブのおうちの開所は平成 29 年度から				

#### 1.15.1 手続き

病児・病後児保育事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.15.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）補助金算定時の消費税の処理について【意見】

##### （現状及び問題点）

病児・病後児保育事業は、長野市赤十字病院病後保育室「ゆりかご」、長野松代総合病院保育所「バオバブのおうち」の2か所で実施しており、市は、長野市補助金等交付規則及び長野市特別保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。補助金額は、①事業に要した経費から利用者からの利用料及び寄付金等を差し引いた金額と、②長野市特別保育事業補助金交付要綱に定める補助金交付限度額を比較して少ない方の金額となる。

平成 29 年度及び平成 30 年度の実績報告書及び関係書類を確認したところ、「ゆりかご」が受領している利用料については税抜金額により計上されていたが、「バオバブのおうち」においては利用料が税込金額により計上されていた。なお、長野市補助金等交付規則及び長野市特別保育事業補助金交付要綱において、消費税の処理についての規定はない。

##### （提案）

「ゆりかご」は、経費額から利用料を差し引いた金額が補助金交付限度額を大きく上回っていたため、税抜金額で計上されていても、交付される補助金額に影響はなかった。

しかし、「ゆりかご」の経費額は税込金額により計上されており、利用料のみを税抜金額により計上することに正当性はない。長野市特別保育事業補助金交付要綱において、消費税の処理方法を税抜きか税込みかどちらかに統一し、規定することにつき検討が望まれる。それにより、長野市特別事業補助金対象事業全体についての消費税処理を明確化できる。

1.16 ファミリー・サポート・センター (29)

名称	ファミリー・サポート・センター											
目的	子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）及び両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録してもらい、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動の活発化を図る。											
根拠法令	市要綱 H13 . 4 . 1											
要件	<p>1. 依頼会員：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町に在住又は市内に勤務・通学し、生後3か月（病児等にあつては満1歳）から小学校6年生までの児童を養育している保護者。</p> <p>2. 提供会員：市内に住所を有し、かつ、自宅での保育が可能な「子育て支援員研修ファミリーサポートセンター事業」を修了した者。</p>											
給付内容	<p>依頼会員及び提供会員が会員登録し、依頼会員が子育ての手助けが欲しい時にアドバイザーを通して提供会員に依頼し、相互援助を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>月から土曜日午前7時から午後7時</td> <td>1時間 600円</td> </tr> <tr> <td>祝祭日及び年末年始並びに上記以外の時間</td> <td>1時間 700円</td> </tr> <tr> <td>病児、病後児 月から金曜日 午前8時から午後6時 土曜日 午前8時から午後1時</td> <td>1時間 1,000円</td> </tr> <tr> <td>事前打合せ</td> <td>1回 600円</td> </tr> <tr> <td>ガソリン代、バス代、タクシー代、食事代、おやつ代等</td> <td>実費</td> </tr> </table>		月から土曜日午前7時から午後7時	1時間 600円	祝祭日及び年末年始並びに上記以外の時間	1時間 700円	病児、病後児 月から金曜日 午前8時から午後6時 土曜日 午前8時から午後1時	1時間 1,000円	事前打合せ	1回 600円	ガソリン代、バス代、タクシー代、食事代、おやつ代等	実費
月から土曜日午前7時から午後7時	1時間 600円											
祝祭日及び年末年始並びに上記以外の時間	1時間 700円											
病児、病後児 月から金曜日 午前8時から午後6時 土曜日 午前8時から午後1時	1時間 1,000円											
事前打合せ	1回 600円											
ガソリン代、バス代、タクシー代、食事代、おやつ代等	実費											
申請手続	事前登録が必要											
担当課	保育・幼稚園課											
平成30年度の主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員間による相互援助</li> <li>・入会説明会、提供会員等への講習会、研修会、会員交流</li> </ul>											
事業費の主な内容	平成30年度決算額	主な内容										
	委託料 8,170千円	ファミリー・サポート・センター運営										



3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	8,170	8,170	8,432
	決算額	8,170	8,170	—
備考	1. 利用状況（市政概要より）			
		平成29年	平成30年度	令和元年度
	活動件数	3,574件	3,184件	1,305件 (9月末現在)
	2. 会員登録状況（市政概要より）			
		平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
	依頼会員	1,446人	1,433人	1,467人
	提供会員	391人	407人	412人
両方会員	85人	70人	64人	

#### 1.16.1 手続き

ファミリー・サポート・センターに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.16.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### (1) あっせん状況の把握について【意見】

(現状及び問題点)

提供会員の登録総数は、広報誌や、市ホームページ、子育てガイドブックの媒体などの機会を通じて周知しており、子ども子育て支援事業計画の目標370人を超える。一方、依頼があっても提供会員を紹介できないことはあるが、その件数や、理由を具体的に把握していない。

(提案)

当事業は、依頼会員と提供会員との相互援助活動に関する連絡、調整などのあっせんが重要であり、市はその状況を把握する必要がある。総数を目標とし全数を増やすことも良いが、あっせんできない状況を把握し、対応の必要性や、対応方法を検討することが望ましい。

##### (2) 利用目的について【意見】

(現状及び問題点)

塾の送迎が個別項目として最も多く、全 3,184 件中 1,126 件ある。要綱では、「育児と職業生活その他の社会活動との両立を支援するため、及び児童の福祉の向上に資する」ことを目的とする。援助の内容は、「目的のために必要なおおむね次に掲げるもの」と定めている。

- ① 保育所、幼稚園等への児童の送迎
- ② 保育所、幼稚園、小学校、児童館等の時間外に自宅における児童の預かり
- ③ 冠婚葬祭、通院、社会的活動等の際の自宅における児童の預かり
- ④ 自宅において病児又は病後児のうち急性疾患にかかった満 1 歳から小学校を修了するまでの者の預かり
- ⑤ 前号に係る保育所・幼稚園等への送迎
- ⑥ その他必要な援助

当事業の多くは塾の送迎であるが、要綱の援助内容に明記されていない。

(提案)

会員同士の相互援助活動ではあるが、あっせんに係る事業費は市が負担している。塾の送迎が要綱に定める援助内容に合致しているか検討することが望まれる。

1.17 多子世帯の保育料軽減 (31)

名称	多子世帯の保育料軽減											
目的	理想の子どもの数を持てる社会の実現に向けて、第3子以降の子どもを産み育てやすい環境を整えるため、第3子以降に係る保育所、幼稚園等の保育料を軽減する。											
根拠法令	市要綱 H27. 6. 26 長野市多子世帯保育料の軽減に関する要領 長野市補助金等交付規則 長野市多子世帯保育料軽減事業費補助金交付要綱											
要件	国の同時入所要件（国制度による保育料無料）に該当しない、すべての世帯の第3子以降で、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設に入所している子ども											
給付内容	<p>1. 軽減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市民税所得割課税額</th> <th>軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>—</td> <td>月ごとの保育料と6千円を比較して少ない額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳未満児</td> <td>169千円以上</td> <td rowspan="2">保育料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>169千円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 軽減方法</p> <p>(1) 幼稚園、認定こども園（公立以外） 軽減前の保育料を毎月徴収し、提出のあった申請書の内容を審査の上、年度末に施設を通して一括して交付。</p> <p>(2) 保育園、認定こども園（公立） 提出のあった申請書を審査の上、軽減分が減額された保育料を毎月徴収。</p>			市民税所得割課税額	軽減額	3歳以上児	—	月ごとの保育料と6千円を比較して少ない額	3歳未満児	169千円以上	保育料に相当する額	169千円未満
	市民税所得割課税額	軽減額										
3歳以上児	—	月ごとの保育料と6千円を比較して少ない額										
3歳未満児	169千円以上	保育料に相当する額										
	169千円未満											
申請手続	<p>1. 幼稚園、認定こども園（公立以外） 申請の際、保育料軽減措置に関する調書を提出</p> <p>2. 保育園、認定こども園（公立） 申請の際、長野市多子世帯保育料軽減申請書を提出。</p>											
担当課	保育・幼稚園課											
平成30年度の主な取り組み	ホームページや保護者向けの利用案内に制度の概要及び申請書類を掲載し、制度を周知。											
事業費の主な内容	平成30年度決算額	主な内容										
	補助金 41,534千円	私立施設へ補助										

3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算		35,488	41,720
決算額		32,058	41,534	—

#### 1.17.1 手続き

多子世帯の保育料軽減に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合规性等を検証した。

#### 1.17.2 監査の結果

検証した結果、改善を要する事項は認められなかった。なお、令和元年 10 月から、保育園、幼稚園、認定こども園に在籍する 3 歳から 5 歳の利用料については、第何子かにかかわらず無償化される（幼稚園は月額上限 25,700 円）。

1.18 福祉医療費給付事業 (32)

名称	福祉医療費給付事業	
目的	乳幼児等、心身障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。監査対象は、主に乳幼児等である。	
根拠法令	長野市福祉医療費給付金条例	
要件	乳幼児等：出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
給付内容	<p>診療に要した自己負担額（保険診療分に限る）から1レセプト*につき500円を控除した金額を給付金として支給するが、加入健康保険の付加給付や高額療養費がある場合は、その額を支給額から控除する。</p> <p>給付金は、支給対象者又は保護者に対して支給する（受給者は受診時に医療費の自己負担分を支払い、2、3か月後に福祉医療費を受け取る）が、平成30年8月1日診療分から、0歳児から中学3年生までの乳幼児等、障害者、ひとり親家庭の子については主な給付方法が医療機関等に対して給付金を支払う現物給付に代わった（受給者は受診時に上限500円の受給者負担金分を医療機関等へ支払う）。</p> <p>*1レセプト</p> <p>目安として医療機関等ごとの1か月分。レセプトは医療機関等が病名や診療行為などを記載して各保険者（健康保険組合等）に請求する診療報酬明細書。</p>	
申請手続	「福祉医療費受給者証」の資格取得申請が必要で、受診時に「福祉医療費受給者証」を提示することにより、市に給付金の申請があったものとみなされる。「福祉医療費受給者証」を提示していない又は、県外の医療機関等を受診した等の場合は、別途申請手続が必要となる。	
担当課	福祉政策課	
平成30年度の主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年8月から、子どもにかかる福祉医療費給付金の原則現物給付を開始</li> <li>・高額医療費の外来年間合算などの制度改正への対応を実施</li> </ul>	
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額	主な内容
	補助金収入 754,454千円 扶助費 2,045,475千円	県補助金 給付金支給額

	役務費 153,100 千円 委託料 52,183 千円	医療機関等事務手数料 集計機関事務委託料（31,515 千円）、現物給付へのシステム対応（9,082 千円）			
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	当初予算	2,249,491	2,214,891	2,210,625	
	決算額	2,183,634	2,258,971	—	
備考	1. 乳幼児等の医療給付状況				
		対象者の 月平均数	件数	総医療費 (千円)	給付額 (千円)
	28 年度	47,152 人	441,591 件	4,643,068	636,451
	29 年度	46,702 人	448,266 件	4,874,439	648,130
	30 年度	45,759 人	489,452 件	5,322,098	760,642
2. 県補助金 通院（0 から 6 歳）、入院（0 から 15 歳）の給付金支給額及び集計機関事務委託料等の 2 分の 1。					

#### 1.18.1 手続き

福祉医療費給付事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.18.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）事業の持続可能性について【意見】

##### （現状及び問題点）

事業の成果・効果の測定指標に受診件数を用いている。平成 30 年 8 月に現物給付へ移行した影響を目標に取り込み、想定通りに運用しており評価できる。一方、乳幼児等の総医療費は 48.7 億円から 53.2 億円へ、給付額は 6.4 億円から 7.6 億円へ増加している。

##### （提案）

福祉医療費により利用者の経済的・精神的な負担が軽減されるが、総医療費及び給付額の増額は、福祉医療給付事業の持続可能性に影響するため、「適切な受診への取

組み」という指標も事業効果の検証の視点に取り入れることが望まれる。子や孫の世代まで制度の持続可能性を訴えるよう積極的な周知に取り組んでほしい。

(2) 不正を防ぐ仕組みについて【意見】

(現状及び問題点)

福祉医療費給付制度の受給者において、医療費の支払いが困難な者に対し医療費の支払いに充てる資金の貸し付けをしており、貸付金は平成30年度に22万円ある。現物給付でない場合、福祉医療費が支払われるまで2、3か月あるため、当制度利用者は市から資金を借り受け、医療機関等の窓口で受診料に充てる。

(提案)

貸付方法は資金を借受人に支払うものとしているが、貸付金の目的外利用を防ぐため、支払先を医療機関等に変更することが望まれる。

(3) 委託契約の実績報告について【意見】

(現状及び問題点)

福祉医療システム運用支援業務をシステム会社に委託している。業務内容は(1) QA対応、(2) 支援・依頼対応、(3) 要望対応、(4) 障害トラブル対応、(5) 課題管理対応、(6) キャパシティ管理、(7) パッケージレベルアップ、(8) 処理立会い作業である。平成30年4月から平成31年3月までの費用は、年458万円で作業工数により予定額を積算している。委託先からは作業内容の報告を受けているが作業工数及び金額について報告を受けていない。

(提案)

毎年度生じる委託契約のため、作業工数及び金額につき委託先から報告を受けるようにし、予定額の積算と実績とを比較して予定額が適切であったかどうかを検証することが望まれる。

1.19 実費徴収に係る補足給付を行う事業（33）

名称	実費徴収に係る補足給付を行う事業			
目的	保護者の世帯の所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して当該保護者が支払うべき給食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事に参加する費用等を助成することで、当該保護者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、子どもの健やかな成長を支援する。			
根拠法令	長野市補助金等交付規則 長野市特別保育事業補助金交付要綱			
要件	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める支給認定保護者			
給付内容	実費徴収の対象となるもののうち、支給認定区分1号認定児童の給食費及び1・2・3号認定の教材費・行事費等を補足給付の対象とする。給食費については月額4,500円、教材費・行事費等については月額2,500円まで補足給付。			
申請手続	補助事業に係る長野市特別保育事業補助金交付申請書による。実績報告は、補助事業の完了した日から14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに長野市特別保育事業実績報告書を提出する。			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取組み	実施施設に対し補助金を交付。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	補助金 174千円		私立施設へ補助	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	888	594	762
	決算額	201	174	—
備考	補足給付の対象となる教材費・行事費等の例 のり、はさみ、鉛筆、名札、制服・体操着、遠足積立金、宿泊行事費、送迎費、駐車場利用料 等			

1.19.1 手続き

実費徴収に係る補足給付を行う事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監



査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.19.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （１）事務負担の軽減について【意見】

###### （現状及び問題点）

実費の補足給付について、私立園は対象者の実費徴収を免除する方法をとり、その後、実費の免除分を市が施設に支給している。公立園については、対象者が支払った実費を後日、市から対象者に支給している。

###### （提案）

補足給付の対象者から実費をいったん徴収したうえで給付を行うのではなく、あらかじめ徴収を免除する方法によることはできないだろうか。園の事務負担の軽減のため検討が望まれる。

## 1.20 保育所地域活動事業（35）

名称	保育所地域活動事業			
目的	高齢者との交流や卒園児・未就園児との交流などを通じ、地域に開かれた事業活動を展開する。			
根拠法令	長野市補助金等交付規則 長野市特別保育事業補助金交付要綱			
要件	特になし			
給付内容	保育所が地域に開かれた社会資源として、専門的機能を生かして以下の活動を行う。以下の事業を行った保育所に対し1事業につき3万円を上限に補助金を交付。 1. 世代間交流（年6回以上実施） 2. 異年齢児交流（年6回以上実施） 3. 小学校低学年児童受入れ（毎日実施）			
申請手続	補助事業に係る長野市特別保育事業補助金交付申請書による。実績報告は、補助事業が完了した際には、補助事業の完了した日から14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに長野市特別保育事業実績報告書を提出する。			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取り組み	地域のお年寄りとの苗植え、デイサービス訪問・交流、しめ縄作り、おひさま広場での異年齢交流、小学校・園訪問の実施。私立保育所等に補助金を交付（平成30年度は19施設、24事業に交付）。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	補助金	692千円	私立施設へ補助	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	1,440	990	1,380
	決算額	682	692	—
備考	実施園の状況			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	86園	85園	86園	

### 1.20.1 手続き

保育所地域活動事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

## 1. 20. 2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

### (1) 活動内容の見直しについて【意見】

#### (現状及び問題点)

平成 30 年度、公立保育所及び認定こども園の全ての園において、私立保育所も市内 37 園のうち 36 園において、保育所地域活動事業を実施した。園が実施する保育所地域活動事業の具体的な内容については、各園が企画するが、毎年恒例となる行事が多く、例年通りのものを実施することが多い。保育・幼稚園課は保育所地域活動事業の具体的な内容について関与していない。

#### (提案)

各園の担当者同士で保育所地域活動事業について意見交換や活動紹介をする機会を設けることにつき検討が望まれる。園同志士の交流の機会や他の園の活動内容を知ること、各園の今後の事業に生かすことが期待できる。

### 1.21 子育てガイドブックの作成 (36)

名称	子育てガイドブックの作成			
目的	妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関する情報誌として、「子育てガイドブック」を作成し、子育て相談や子どもの健康診査、保育所等入園手続きなど、子どもに関する総合的な情報サービスの充実を図る。			
根拠法令	子育てガイドブック作成業務事業者募集要項			
要件	母子健康手帳交付時、転入手続き時、子育て教室時、その他希望者に無償で配布している。ホームページからも子育てガイドブックをダウンロードできる。			
給付内容	妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関する情報誌として、「子育てガイドブック」を作成し、子育て相談や子どもの健康診査、保育所等入園手続きなど、子どもに関する総合的な情報サービスの充実を図っている。			
申請手続	子育てガイドブックは、市役所子育て支援課、保健所健康課、各保健センター、各支所、こども広場（じゃんけんぼん・このゆびとまれ）、子育て支援センター等で配布している。			
担当課	子育て支援課			
平成30年度の主な取組み	平成30年度 子育てガイドブックの作成			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	役員費	39千円	関係機関への郵送料	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	35	59	48
	決算額	27	39	—
備考	官民協働事業として長野市と事業者が発行しており、市はガイドブックの作成に必要な情報を事業者へ提供し、事業者は広告募集及び広告収入で編集、印刷、製本及び納品場所への配送を行う。			

#### 1.21.1 手続き

子育てガイドブックの作成に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 1.21.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 広告主の納税状況審査について【指摘】

##### (現状及び問題点)

子育てガイドブックの広告掲載にあたり、市は協働事業者から申請を受けた広告主の審査をし、市税に未納付がないことを確認している。未納の確認は、子育て支援課から依頼を受けた収納課がしている。広告掲載申込書を確認したところ、市税の未納について「あり・なし」の判断がなく「該当なし」と印字されたものが1件あった。

「該当なし」の印字だけでは、市税に未納がないことを判断できない。

##### (改善策)

該当なしの状況を確認し、その上で市税の未納について判断すべきである。監査時に状況を確認したところ、事業の開設届けが審査時に提出されていないため「該当なし」と印字していた。個人事業者であれば、事業所得以外の所得により市税未納の有無は判断できる。

## 1.22 子育てサークル等のネットワーク化への支援 (37)

名称	子育てサークル等のネットワーク化への支援			
目的	地域で活動している子育てサークル等を対象に、情報提供を行うとともに、交流の場の提供を図ることにより、ネットワーク化を促進する。			
根拠法令	-			
要件	主に未就園児とその保護者で構成されている子育てサークル			
給付内容	子育てサークルに対する設立支援や運営、活動の助言、子育てガイドブックや市ホームページにおける子育てサークルの周知。			
申請手続	子育てサークル登録カードの提出			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取り組み	設立支援や運営、活動の助言、子育て活動応援事業補助金の支給や、市民向け周知（4か月児健診における紹介等を実施）。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	-		-	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	-	-	-
	決算額	-	-	-
備考	1. 交流会開催地区の推移			
	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	
	17地区	18地区	20地区	

### 1.22.1 手続き

子育てサークル等のネットワーク化への支援に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 1.22.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 関連事業の整理・統合について【意見】

(現状及び問題点)

子ども子育て支援事業計画において「子育てサークル等のネットワーク化への支援」を個別事業として記載しているが内容は「子育てサークル活動支援」事業の一環であり、別事業として分ける必要性が低い。

(提案)

当事業の主な取り組みが、サークルの設立支援や、運営・活動の助言、ホームページ等による周知になっており、「子育てサークル等のネットワーク化への支援」事業と、「子育てサークル活動支援」事業に分けて管理する効果が薄い。「子育てサークル活動支援」事業に含めて扱う方が望ましい。

### 1.23 長野市子育て情報ホームページの作成充実 (38)

名称	長野市子育て情報ホームページの作成充実			
目的	長野市ホームページ内の「ながの子育て情報」に、子育てに関するサービスやお知らせなどを随時掲載するとともに、子育ての疑問に対するアドバイスなど、市民のニーズに応え、内容の充実を図るとともに、わかりやすい発信に努める。			
根拠法令	ホームページガイドライン			
要件	—			
給付内容	児童の年齢別に検索できるようにするなど利用者に子育てホームページをわかりやすく提供する。			
申請手続	—			
担当課	子育て支援課			
平成30年度の主な取り組み	ホームページの作成・更新			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	—		—	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	—	—	—
	決算額	—	—	—
備考	1. ながの子育て情報ページへのアクセス数			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	19,797件	21,345件	18,906件	

#### 1.23.1 手続き

長野市子育て情報ホームページの作成充実に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.23.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### (1) 事業計画を意識した事業実施について【意見】

##### (現状及び問題点)

子育て情報ホームページの見易さ、検索しやすさ等改善に取り組んでいるが、平成30年度のながの子育て情報ページへのアクセス数は18,906件と子ども子育て支援事



業計画の目標 24,193 件を下回る。目標件数を設定した背景が共有されておらず、目標達成を意識した取り組みをしていない。

(提案)

市民のニーズに応え、内容の充実を図るとともに、わかりやすい発信に努めることが事業目的であるが、子育て情報ページへのアクセス数は事業目的達成のためのひとつの目安になる。目標設定の背景を理解した上で、適切な件数の目標を設定し、目標達成を意識して事業に取り組むことが望まれる。

1.24 地域活動団体に対する活動支援（40）

名称	地域活動団体に対する活動支援			
目的	<p>地域における子育てに関連する支え合い活動をする団体の情報を集約し、必要な人と結び付ける体制整備を支援する。</p> <p>体制整備とは、地域の特性に応じた地域福祉推進基盤を整えるため、地域福祉計画に基づき各地区が地域福祉活動を推進する役割を担う地域福祉ワーカーを設置する事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を支給することを言う。</p>			
根拠法令	地域福祉推進事業補助金交付要綱			
要件	補助金の交付の対象となる者は、住民自治協議会及び市長が適当と認める団体。			
給付内容	<p>補助金の額は、住民自治協議会が、地域福祉ワーカー*を雇用する事業に要する賃金、諸手当、保険料の事業者負担分の額の10分の10以内とし、限度額は230万円（2以上の地域包括支援センターと連携する必要がある者のうち市長が特に認めるものに対する限度額は460万円）。</p> <p>*地域福祉ワーカー</p> <p>地区の各種団体、組織等と連携して、支え合い活動の創出及び担い手の養成、地域住民を対象とした支え合い活動の紹介、地域福祉に関する広報、ボランティア学習の企画、実施等の業務を行う住民自治協議会に属する職員。</p>			
申請手続	住民自治協議会の規約及び役員名簿、地域福祉推進事業収支予算書等と一緒に長野市地域福祉推進事業補助金交付申請書による。実績報告を、補助事業の完了した日等から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで行う。			
担当課	福祉政策課			
平成30年度の主な取り組み	地域福祉ワーカーを雇用する31地区の住民自治協議会に補助金61,660千円を交付し、各地区の地域福祉推進活動を支援した。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	扶助費	57,131千円	事業補助金（雇用経費）	
	扶助費	4,530千円	事業補助金（備品費等）	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	82,500	82,500	82,500
	決算額	59,350	61,660	—
備考	地域福祉ワーカー設置地区31地区（全32地区）			

#### 1.24.1 手続き

地域活動団体に対する活動支援に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.24.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）子育てに関連する団体との連携について【意見】

##### （現状及び問題点）

子ども・子育て支援事業計画において、こども政策課「児童育成地域組織に対する活動支援事業」、保育・幼稚園課「長野市子育てサークル活動支援事業」があるが連携していない。

##### （提案）

「地域における子育てに関連する支え合い活動をする団体の情報」として有用であるため、連携して取り組むことが望まれる。

### 1.25 長野市子育てサークル活動支援（41）

名称	長野市子育てサークル活動支援			
目的	若い世帯が安心して子育てができる環境づくりを支援するため、地域において仲間づくりや情報交換等を行う子育てサークル活動に要する経費に対し、補助金を交付する。			
根拠法令	市要綱 H30. 4. 1			
要件	対象は、保育所・幼稚園・認定こども園に入所又は入園していない乳幼児の保護者（妊婦を含む）5人以上で構成されるサークル。			
給付内容	以下の経費について年額 50,000 円を上限に補助する。 ・子育てサークルの設立または設立1年未満で活動を軌道にのせたいサークルの経費 ・サークル構成員以外の者を対象とした研修会やイベント等の開催に要した経費			
申請手続	会則及び構成員の名簿、子育てサークル活動概要書、事業計画、収支予算書を添付した子育て活動応援事業補助金交付申請書による。実績報告を、補助事業の完了した日等から14日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までにを行う。			
担当課	保育・幼稚園課			
平成30年度の主な取り組み	平成30年度から子育て活動応援事業補助金交付要綱をもとにサークル支援を行った。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	補助金	412千円	子育て自主グループへ交付	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	1,000	500	500
	決算額	780	412	—
備考	1. 補助金支給団体の推移			
	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	
	29団体	26団体	13団体	

#### 1.25.1 手続き

長野市子育てサークル活動支援に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 1.25.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 適切な指標・目標の設定について【意見】

##### (現状及び問題点)

平成31年3月末の補助金支給団体は13団体と子ども子育て支援事業計画の目標40団体を下回る。これは、子育てサークルの総数が過去から減少傾向にあったことに加え、子育てサークルの運営費全般について補助対象としていたものを見直し、平成30年度から構成員以外の者を含めた事業を主な補助対象としたことにもよっている。

##### (提案)

子ども子育て支援事業計画作成時と状況が変わったのであれば、事業の実施状況を把握しながら、適切な目標値を設定することが望ましい。

1.26 児童育成地域組織に対する活動支援（42）

名称	児童育成地域組織に対する活動支援
目的	家庭及び地域が一体となって児童の健全育成を図るために、児童館・児童センターを拠点に地域住民、保護者等が参加する児童育成クラブその他の地域組織の活動を支援する。
根拠法令	地域組織児童育成活動補助金交付要綱
要件	<p>地域組織が行う児童育成活動に対し、補助金を交付する。補助対象組織は、原則1通学区域につき1地域組織とし、次に掲げるところにより組織し、及び運営されるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 母親クラブその他の児童健全育成に寄与する自主的な団体であること。</li> <li>2. 会員の互選により、会長、副会長、会計責任者、委員等の役員が置かれ、かつ、その運営が会員の協議により行われていること。</li> <li>3. 放課後子ども総合プランを実施する施設を活動の拠点とする団体であること。</li> <li>4. 政治上又は宗教上の組織に属さないものであること。</li> <li>5. 収入及び支出の状況を常に明確にしていること。</li> </ol>
給付内容	<p>補助金の額は、1補助対象組織当たり補助対象経費の額の10分の9以内（17万円を限度）とする。</p> <p>補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動に要する経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 親子その他の世代間の交流を図るために行う読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室等の文化活動及び屋外での交流活動</li> <li>2. 地域での児童の健全な育成の向上に係る研修会等の児童養育に関する研修活動</li> <li>3. 地域の遊び場の遊具の点検等を実施することによる児童の事故防止のための活動</li> <li>4. 前3号に掲げるもののほか、児童福祉の向上に寄与する活動として市長が認めるもの</li> </ol> <p>※参加者個人に係る飲食費、入場料、景品代その他受益者が負担することが適当であると市長が認める経費は、補助対象経費から除く。</p>
申請手続	補助事業に係る収支予算書、活動ごとの事業計画及び予定収支と一緒に長野市地域組織児童育成活動補助金交付申請書による。

	実績報告を、補助事業の完了した日等から5日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで行う。 また、補助対象組織は次の各号に定めるところにより会計事務等を行わなければならない。 1. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすること。 2. 補助対象経費に係る収支の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿、証拠書類等を事業終了後5年間保管すること。			
担当課	こども政策課			
平成30年度の主な取組み	・地域組織が行う児童育成活動に対して補助金を交付 ・地域組織連絡協議会総会等への、こども政策課職員の出席			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	負担金補助及び交付金 2,370千円		事業補助金	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	3,690	3,574	3,006
	決算額	2,475	2,370	—
備考	1. 補助金支給団体の推移			
	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	
	20団体	17団体	17団体	

#### 1.26.1 手続き

児童育成地域組織に対する活動支援に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 1.26.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### (1) 事業計画を意識した事業実施について【意見】

##### (現状及び問題点)

今年度から各地域組織の児童育成活動をまとめた冊子を作成し、各地域組織及び児童館・児童センター、子どもプラザに配布して周知に取り組んでいるが、平成30年度末の補助金支給団体は17団体である。子ども子育て支援事業計画の目標42団体を大きく下回り、団体数は年々減少している。

(提案)

活動団体では、補助金を利用して芸術鑑賞や、料理教室、工作教室等を行っており、バスを利用した遠出もできる。家庭及び地域が一体となって児童の健全育成を図るために、積極的な周知を図り、団体数増加に向けて取り組むことが望まれる。

具体的な補助金活用事例を紹介して魅力を伝えることや、補助金申請手続きに必要な事業計画や予定収支、帳簿の整理方法等を分かりやすく伝えるなど支援の余地はある。

一方で、社会情勢の変化を踏まえることに加え、補助金申請にかかる申請側と行政側双方の事務処理コストの視点から、事業効果を検証されたい。



### 1.27 ながの子育て家庭優待パスポート事業（43）

名称	ながの子育て家庭優待パスポート事業			
目的	子育て世帯を地域全体で支える機運を高めるため、市及び県が協働し、協賛店舗等の協力を得て子育て家庭に対する支援等を行う。			
根拠法令	ながの子育て家庭優待パスポート事業実施要綱 H22. 4. 1			
要件	妊婦のいる家庭及び 18 歳未満（18 歳に達する年度の 3 月末まで）の子どもがいる家庭			
給付内容	<p>「ながの子育て家庭優待パスポートカード」を 2 枚交付する。協賛店でカードを提示すると割引などのサービスが受けられる（全国共通）。</p> <p>18 歳未満（18 歳に達する年度の 3 月末まで）の子どもが 3 人以上いる家庭には、「多子世帯応援プレミアムパスポートカード」（県内のみ利用可）を 2 枚交付する。通常のパスポート事業のサービスに加え、追加のサービスが受けられる。</p>			
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳（第 1 子妊娠）交付時に交付。</li> <li>・第 1 子出産時に交付。</li> <li>・転入時に妊婦及び 18 歳未満の子どもがいる家庭に交付。</li> <li>・4 年に 1 度のカード有効期限更新時に対象世帯に郵送。</li> </ul>			
担当課	子育て支援課			
平成 30 年度の主な取組み	優待パスポートの配布			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	需用費	219 千円	パンフレット印刷、ポスター・ステッカー作成	
	役務費	73 千円	新規協賛店へ資料郵送料	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	626	401	6,229※
	決算額	556	292	—
	※4 年に 1 度優待パスポート更新の諸費用(送料等)がかかる。			
備考	1. 市内協賛店舗数			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		842 件	948 件	1,004 件

#### 1.27.1 手続き

ながの子育て家庭優待パスポート事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 1.27.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 協賛店舗増加に向けた取り組みについて【意見】

##### (現状及び問題点)

平成30年度の協賛店舗数は1,004件と子ども子育て支援事業計画の目標700店を超えており評価できる。一方、周知活動は、長野商工会議所だよりも協賛店舗募集の周知文書を同封するなど協賛店舗募集をしているが、県の周知活動や事業運営に頼ることも多い。

##### (提案)

子育て家庭を地域全体で支える機運を高めるための市内協賛店舗増加や活性化は、市が主体となって取り組むものである。子育て家庭を地域全体で支える機運を高めるため、子育て優待は何が有効か。協賛してほしい店舗を個別に定めどのように協力をとりつけていくか。積極的な取り組みや評判の良い取り組みをしている協賛店舗を定期的に紹介し活性化を図れないかなど、商業振興支援事業を行う商工観光部と連携して検討しても良い。

1.28 出産・子育て応援メール配信事業（個別事業番号なし）

名称	出産・子育て応援メール配信事業			
目的	妊婦とその家庭及び0歳から小学校入学前の乳幼児の子育て世帯に対して、妊娠・出産から子育てに関する情報をEメールで提供することで、妊娠・出産や子育ての不安や負担感を軽減するとともに、子育てに喜びを感じてもらう。			
根拠法令	-			
要件	市内に居住する妊婦とその配偶者やその家族。市内に居住する0歳から小学校入学前の保護者とその家庭。			
給付内容	<p>出産予定日や赤ちゃんの誕生日を入力し、配信登録することで出産に向けてのアドバイスや妊娠・出産の基礎知識を配信する。出産後は、育児のアドバイスや基礎知識、予防接種や定期健診の情報等をその時期に合わせてメール配信する。</p> <p>子育てに関する情報は、こども未来部に限らず、夜間休日の緊急医情報等の市保健所、保健福祉部等のお知らせも含めている。配信期間は、就学準備情報等の小学校入学まで。</p>			
申請手続	申込用アドレス（QRコード読み取り）へ空メール送信後、折り返し届く登録手続きのメールに必要な事項を入力して登録する。			
担当課	子育て支援課			
平成30年度の主な取り組み	出産・子育て応援メールの配信			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	委託料	2,364千円	メール配信事業委託	
	需用費	93千円	広報ながの掲載料	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	2,380	2,464	3,511
	決算額	2,419	2,456	-
備考	1. メール配信登録件数			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	3,337件	4,345件	5,115件	

1.28.1 手続き

出産・子育て応援メール配信事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 1.28.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 狙いを絞った周知について【意見】

##### (現状及び問題点)

メール配信登録件数は、チラシ、市ホームページ、子育てガイドブックの媒体や、母子手帳交付時などの機会を通じて周知しており増加している。登録件数増加に向けて、対象世帯全体に周知しているが、対象を絞った周知はしていない。

##### (提案)

妊娠中や0歳から5歳児のいる世帯全体への周知も良いが、限られた人数、予算で事業を運営しているため、効率的、効果的な周知活動が望まれる。例えば、妊娠や出産前後の方への周知及び登録に注力することで、5歳までの継続した登録が期待できる。また、登録年齢状況が分かれば、登録数の少ない年齢に絞って周知活動に注力することができる。

## 第2 教育委員会関連事業

### 2.1 長野市教育センター（401・402・403・404・405）

名称	長野市教育センター
所在地	長野市鶴賀 550-2
目的	長野市の学校教育関係機関として、教育関係職員等の研修、教育に関する調査研究及び教育相談・支援等を行い、教育の振興を図ることを目的として設置された施設
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 地方自治法 長野市教育センター設置条例
業務要件	1. 教育関係職員等の研修の企画実施に関すること 2. 学校教育に関する調査研究に関すること 3. 児童及び生徒の理科学習の援助に関すること 4. 児童及び生徒の教育相談・支援等に関すること
開館時間と休館日	開館時間：午前8時30分～午後5時15分（業務要件（4）については午後8時まで*令和2年4月1日からは午後7時30分までに変更予定） 休館日：日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
利用申請手続	1. 研修：研修講座受講の申し込みは、長野市ポータルサイトより「講座申し込みシステム」を利用して学校長が申し込みます。研修は、指定研修と一般研修に大別してあります。指定研修のなかの経年研修については、キャリアアップ研修Ⅳを除いてセンターから「対象者指定通知」を送り、それに基づいて申し込みます。管理職研修、校務にかかわる専門研修は該当者名を申し込みます。一般研修は、希望者を取りまとめて学校長が申し込みます。 なお、県総合教育センター及び県体育センターの研修講座を希望する場合は、長野市教育センターを通して申し込みます。（当センターで開設していない講座のみ人数調整をして申し込みます。） 2. 教育相談（就学相談）：市内の公立小・中学校在籍者については、校内支援委員会を通し、保護者が希望した場合には学校長が「就学相談申込書」と、主訴及び実態や相談内容の概略等を記した「相談資料調査票」を教育センターに送付します。教育センターは担当指導主事を決めて相談を開始します。

	在籍者及び来入児については、指定学区の学校長が教育センターに申し込みます。その際、「相談資料調査票」は、当該保育園・幼稚園の園長等に記入してもらいます。		
担当課	教育委員会学校教育課		
平成 30 年度の主な取組み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「教育センター便り」発行 193 号から 196 号</li> <li>2. 本館 1 階・3 階トイレ洋式化工事</li> <li>3. 第二次長野市教育振興基本計画」2 年目の年にあたり、基本施策「子どもたちの『生きる力』を育成する教職員の力量の向上」に向けて、研修・研究担当として活動した。</li> <li>4. 「第二期しなのきプラン」の 1 年目として、「研修講座」「研究委員会による授業研究」「出向く研修」などを通して、教育活動の基盤となる「教職員の力量向上」を目指した。</li> <li>5. 研修講座は、精選と内容の充実を大切にして 118 ユニット（指定 57・一般 61）の講座を構築した。</li> <li>6. 教育研究において、「しなのきプラン 29」や「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の視点に立ち、授業改善や学力向上に向けた研究を行った。</li> <li>7. 理科教育センター <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童生徒の理科学習 小学校 6 年生は全校 3 時間の学習・4 年生(希望)は天文・中間教室</li> <li>(2) 教職員研修講座</li> <li>(3) 要請を受けた学校等に出向いての理科学習の支援</li> </ol> </li> <li>8. 就学相談（相談業務が通常業務） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合的判断と学びの場の状況について継続的に関われるように工夫する</li> <li>(2) 教育支援委員会の効率化</li> </ol> </li> <li>9. 窓口相談 電話による相談及び面接相談</li> </ol>		
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額	主な内容	
	共済費	2,207 千円	教育センター費
	賃金	14,400 千円	教育センター管理運営
	報償費	779 千円	教育センター施設整備
	旅費	1,075 千円	教職員研修
	需用費	6,720 千円	
	役務費	674 千円	

	委託料	1,830 千円		
	使用料及び賃借料	1,635 千円		
	工事請負費	3,185 千円		
	備品購入費	36 千円		
	負担金補助及び交付金	33 千円		
	共済費	978 千円	理科教育センター費	
	賃金	6,608 千円		
	需用費	1,361 千円	理科教育センター維持管理	
	役務費	34 千円		
	使用料及び賃借料	22 千円		
	原材料費	9 千円		
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	39,502	44,629	41,884
	決算額	37,211	41,581	—
備考	教育相談及び視聴覚教育費を除く金額			

#### 2.1.1 手続き

長野市教育センターが実施する事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 2.1.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### (1) 長野市教育センター運営委員会規則の制定の検討について【意見】

##### (現状及び問題点)

長野市教育センター設置条例施行規則第8条では、センターの運営に関し、意見を徴するため、長野市教育センター運営委員を若干人置くと定められており、この定めにより8名の運営委員を任命している。

この運営委員会は、年に2回開催され、教育センターの事業内容について意見を徴しているが、運営委員会に関する規則・会則は制定されていない。このことについてヒアリングしたところ、当該設置条例施行規則に基づいて実施しているとの回答であったが、そもそも外部の学識経験者による運営委員には、1回につき7,000円の報酬が支払われており、その定めは当該設置条例施行規則にはない。

(提案)

当該設置条例施行規則では運営委員の意見を徴することを求めており、その意見についてのその先の定めはないことから、運営委員会の意見を最大限の効果として反映させるためにも運営委員会会則の制定が望まれる。

(2) 教育センター便りをより効果的に活用するため電子化の検討について【意見】  
(現状及び問題点)

現在、教育センターの活動内容を周知させるため、「教育センター便り」を作成し、教職員を始めとし関連のある所に年4回配布している。しかし、ホームページには載せていないため、一般市民が目にはしない。この教育センター便りの製作費や配付費は年間で200千円程度とさほど大きな金額ではないが、時代の流れもありペーパーレスによるコスト削減と一般市民への事業内容の周知の観点から電子化について検討をするべきである。

(提案)

一部分析結果等の掲載もあるようであるが、実態を知る権利を市民が持っている以上は閲覧されたとしても問題はないはずであり、開かれた行政の証となる。もし、それでも開示できない個人情報等の問題があるのであれば、一部閲覧できない様に規制をかけるなどの対応により検討すればよいことである。

将来において、どちらが活用できるのか検討し時代に合った活用方法を実施することが望まれる。

(3) 教職員の質の向上に向けた研修内容の充実について【意見】  
(現状及び問題点)

第五次長野市総合計画では、乳幼児期から高等教育までの教育の充実を目指し、教職員の力量向上に取り組むこと、また、長野市教育振興基本計画においては、教職員研修の充実の施策として、学校現場のニーズに応じた自主研修を促すために教育センターでの研修講座を精選し、自ら学ぶ姿勢と授業設計や授業改善に取り組む専門性と指導力を備えた教職員の力量の向上を目指すことに重点を置いているところである。

教職員自らの力量向上を目指す一般研修を中心に各研修に参加した人数の取りまとめをした表が下表(\*1)である。集計した講座数は74講座であるが、その内受講者人数が10人未満の講座数は21講座。ただし、21講座の内パソコン室を利用した定員20名の講座は10講座ある。また、5人以下の受講者数の講座開設数は14講座。この14講座の内7講座が定員20名の講座である。74講座に占める10人未満の受講者の講座の割合は、約28.3%となり、この数字を見る者によっては低いと感じる者もいるはずである。逆に、受講者数の多い講座では80名をカウントしており受講者の関心の高さを表していると思われる。50名以上の受講者数を確保した講座は74講座の内13講



座であり、約 17.6%となる。やはりこの割合を見たときに、高いと思うか低いと思うか分かれるところである。

この点について、教育センターに確認したところ、「教職員は日頃校務の繁忙さに追われており、自身が受講を希望しても校務に追われ受講を断念せざるを得ない状況もある。また、受講率が低いという理由だけでその講座を廃止にすることもできない。なお、確実に研修が必要なことについては、指定した講座の中に組み入れている。」との回答であった。確かに事情は理解できるが、教育振興基本計画等で教職員の力量の向上を目指している以上、受講率の向上を図った計画が必要である。また、もし教職員自身が校務の繁忙さ故に受講できない事が実際の受講率を低下させている原因であるとするならば、受講方法等の改善策を講じる必要がる。

(提案)

市及び教育委員会が計画等に沿って、教職員の教育の充実を目指した教職員の力量向上に取り組むことを意識した研修内容を充実させ、更には研修方法の在り方についても検討し、受講率の向上が果たされるよう工夫が望まれる。

( \* 1 ) 2018 年度講座ごとの講座申込人数

講座名	定員	申込者数	～10名未満	～20名未満	～30名未満	～40名未満	～50名未満	～60名未満	～70名未満	～80名未満	～90名未満	合計
学校組織マネジメント -チーム学校の推進-		15		1								1
学年組織マネジメント -メンターとしてのキャリア形成-		12		1								1
アンガーマネジメント -心の健康づくり-		30				1						1
災害から身を守る防災教育 -防災・危機管理-		76								1		1
教育実習を活用したOJT型研修		35				1						1
小学校国語科の授業づくり -全国学力・学習状況調査の分析から-		28			1							1
小中連携を意識し、言語活動の充実に向けた国語科の授業づくり		31				1						1
社会科授業の充実のために -授業づくりの基礎・ポイント-	20	6	1									1
主体的・対話的で深い学びと社会科 -歴史的分野の学習を通して-		48					1					1
活用する力を高める中学校数学の問題づくり -評価が変われば授業も変わる-		25			1							1
算数・数学の授業づくり -全国学力・学習状況調査を指導に生かす-		30				1						1
ミクロの世界を探究 -電子顕微鏡で1万倍の世界を体験-	20	5	1									1
理科の授業づくり -全国学力・学習状況調査の分析から-		30				1						1
探究的な学びを育む理科教育 -楽しい理科実験-	10	4	1									1
小学校理科入門1～3・4年生の授業と教材～	20	5	1									1
小学校理科入門2～5・6年生の授業と教材～	20	3	1									1
小学校英語の授業づくり (高学年) -外国語科としての授業づくり-		32				1						1
小学校外国語活動 (中学年) -楽しみながら実践演習-		46					1					1
中学校英語定期テスト改革		25			1							1
その子らしい歌唱表現力を伸ばすツボ	40	27			1							1
体育の授業づくり -体力・運動能力向上と運動好きを目指す-	40	37				1						1
運動遊びを授業に生かす -小学校低学年の指導・支援-	40	37				1						1
学校deパラリンピック -バラスポーツの理解-	40	24			1							1
小中のつながりを考えた技術・家庭科	10	6	1									1
気付きの質を高める指導と探究的な学習 -生活科・総合的な学習の時間-		11		1								1
豊かな感性を育む図画工作の授業 -主題がなくても始められる題材の紹介-		7	1									1
道徳科指導の要点と評価①	60	62						1				1
道徳科指導の要点と評価②	60	61						1				1
「考え、議論する道徳」の実現 -道徳教育の充実-		28			1							1
新学習指導要領における特別活動 -各種学校課題解決につなげる-		13		1								1
新学習指導要領の理念と実践 -主体的・対話的で深い学び-		41				1						1
学級担任が取り組む情報モラル教育		23			1							1
情報セキュリティ研修 -喫緊の課題とその対策-		31				1						1
市着任教員 教育の情報化研修 小学校A	20	2	1									1
市着任教員 教育の情報化研修 小学校B	20	5	1									1
市着任教員 教育の情報化研修 小学校C	20	11		1								1
市着任教員 教育の情報化研修 中学校A	20	11		1								1
市着任教員 教育の情報化研修 中学校B	20	3	1									1
教育の情報化	55	55						1				1
小学校のプログラミング教育 -ねらいとつける力-	30	35				1						1
ICT活用の基礎 1 -書画カメラ・タブレット等での資料提示-	20	3	1									1
ICT活用の基礎 3 -タブレットPCの授業への位置付け-	20	3	1									1
ICT活用の基礎 2 -スクラッチでプログラミング体験-	20	5	1									1
必ずわかるワープロ Word -太郎と対比し基礎を学ぶ-	20	7	1									1
小学生の情報活用能力をUPしよう! -ジャストスマイルの活用-	20	6	1									1
撮った写真を楽々修正・活用 -デジビックスの活用-	20	6	1									1
校務を効率化するワードとエクセル① -エクセルをワードに差込印刷-	20	11		1								1
校務を効率化するワードとエクセル② -講座5 2 4 1の続き-	20	12		1								1
校務を効率化するエクセルの基礎①	20	5	1									1
校務を効率化するエクセルの基礎② -講座5 2 5 1の続き-	20	4	1									1
伝える力をUPするパワーポイント① -プレゼンや教材づくり等の基礎-	20	1	1									1
伝える力をUPするパワーポイント② -講座5 2 6 1の続き-	20	1	1									1
学習・情報センターとしての学校図書館		41					1					1
食育・食物アレルギーへの対応		18		1								1
安全で楽しい野外活動 -登山に役立つ医療知識・海難事故の防止-		64							1			1
安全で楽しいスケート教室		51						1				1
安全で楽しいスキー教室		53						1				1
人の生き方につながる性に関する指導		28			1							1
不登校児童生徒への理解と支援 -FR式不登校対応チャート-		55						1				1
「信じて、任せて育てる」保育の実践 -「3つの観」を学ぶ-		14		1								1
いじめの予防と早期発見		33				1						1
登校支援の在り方 -魅力ある学校づくりを推進するために-		45					1					1
特別支援教育とICT -タブレット型端末の効果的な活用-		38				1						1
通常の学級での特別支援教育 -「ひのスタンダード」の実践-		34				1						1
知的障害学級の授業づくり -教育課程編成の手順-		17			1							1
自閉症・情緒障害学級の授業づくり -教育課程編成の手順-		28			1							1
生徒が生きる部活動 -今後の部活動指導のあり方-		9	1									1
「つながり」を生かした学校づくり -学力向上研修(2)-		80									1	1
長野市の子どもの学力向上を目指して -学力向上研修(1)-		72								1		1
教育の最新事情①	80	80										1
教育の最新事情②	80	80										1
学校と家庭を支える教育支援体制 -子どもの最善の利益-	60	62								1		1
キャリア教育の更なる充実のために -「つなぐ」キャリア教育-		16		1								1
清掃センターで学ぶ環境教育		10		1								1
合計		2008	21	13	9	14	4	4	3	3	3	74

注) 定員が空欄の講座については、定員設定がない講座である

## 2.2 学校マイプラン推進事業（409）

名称	学校マイプラン推進事業			
目的	児童・生徒が自ら課題を見つけ、学び、考え、よりよく問題を解決する力と、探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにするための、横断的・総合的な特色ある教育活動に対し支援する。			
根拠法令	学校マイプラン推進事業実施要領			
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会が指定する日までに</li> <li>2. 学校マイプラン推進事業補助金交付申請書を提出し</li> <li>3. この事業が完了したとき、及び補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、学校マイプラン推進事業実績報告書を提出</li> <li>4. 事業終了後、学校で自己評価を行い教育委員会に提出</li> </ol>			
給付内容	1校につき300,000円以内で、教育委員会が決定する。			
申請手続	4月の教育委員会が指定する日までに、学校マイプラン推進事業補助金交付申請書を提出する。			
担当課	教育委員会学校教育課			
平成30年度の主な取り組み	各学校が学校の事情や地域の特性を踏まえ、学校・家庭・地域が連携して取り組む事業・活動で、農業体験活動・伝統芸能事業・講演会の開催・地域交流などの取り組みに対して支援。			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	当初予算 決算額	5,950千円 5,950千円	事業対象校 小学校55校 中学校24校	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算 決算額	5,950 5,948	5,950 5,950	5,700 —
備考	各学校が行う事業に対し、一般枠とコミュニティ枠に分けて活動費を補助。			

### 2.2.1 手続き

学校マイプラン推進事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 2.2.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認め

られたので、以下に記載する。

(1) 決算書の支出表記について【意見】

(現状及び問題点)

地域の公民館が行う郷土料理の講習会に参加した児童の参加費を学校マイプラン推進事業の補助金から支出していることの記載が見受けられた。公民館講座への参加に関しては、事業計画書において、郷土料理作りを事業内容として掲げており、地域住民と児童と一緒に郷土料理を作る体験は教育方針や事業目的に合致する活動である事からこれを認めている。公民館事業の参加費として支出している事についてヒアリングしたところ、実際には資料代1名につき100円を、その参加人数分合計で公民館に支払ったものである事が判明した。

補助金の交付決定の根拠は、補助金対象事業を行う事業者に対して、実際に行われた事業が適正であるか否かを判断して、支給決定・不支給決定を事業者本人に通知するものである。したがって、本事業の補助金を他事業の参加費に支払われることは、例え教育方針や事業目的に合致していたとしても疑問が残るが、その活動に関する資料代となると話は変わってくる。事業の実態が正確に示されていないと不利益を生ずる可能性がある。

(提案)

学校マイプラン推進事業実績報告書に添付される学校マイプラン推進事業決算書(以下、「本決算書」という。)は、支出した内容について事業実態を把握する目的と検証が求められるものでなければならない。よって、本決算書の支出科目については使途の想像が容易にできる科目を極力使うべきであり、これを補足する目的で内容欄を簡潔に記載するべきである。当事者だけが判断できれば良いとするのではなく、第三者が見ても解るような表記の指導が望まれる。

(2) 学校マイプラン推進事業実施要領に基づく予算書の適切な記載について【意見】

(現状及び問題点)

本要領では、学校マイプラン推進事業補助金交付申請書の提出が求められており、この申請書の添付書類として、学校マイプラン推進事業予算書(以下、予算書という。)の提出が要求されている。

これにより、補助金を申請する学校は、計画した事業に基づき予算を立案し申請するが、予算書と事業終了後の決算書は、あまりにも違いがありすぎて、予算書の提出を求める意味を理解していないように見受けられる。また、教育委員会もこの点につき各学校に対し指導している感じは見受けられない。

民間事業者が市に対して補助金申請した場合において、予め提出した予算書と事業完了後に提出される決算書に大きな違いがある場合は、計画途中の段階で違いが明確

になった場合は予算書の修正を提出するよう求める事が多い。

仮に予算書と事業終了後の決算書の違いがあっても、修正を求めないのであれば、予算書を提出する意味がない。

(提案)

本事業が、補助金によって行われる事業であること、また、その補助金は市民からの税金で賄われていることをしっかりと自覚し、事業計画に基づいて予算をしっかりと立案し事業計画に基づいた予算書となるよう教育委員会より本補助金を申請する各学校に指導されることが望まれる。

### (3) 類似事業との重複について【意見】

(現状及び問題点)

当補助金と性格が似通っている補助金事業に、長野市コミュニティスクール運営委員会補助金や長野市わくわく体験事業補助金がある。補助金の趣旨から、それぞれの事業を別の独立した事業として認識していることは理解できるが、それぞれの個別事業の内容を一つひとつ見ていくと、非常に似通った事業を展開している感じを受ける。

学校マイプラン推進事業は、あくまでも学校の立場から児童・生徒の教育活動支援であるが、なるべく他の似通った補助金事業による事業と異なった、学校ならではの事業に特化して欲しい。

(提案)

本事業を進めるにあたって、他の似通った事業と連携を取り、事業内容について極力重ならない事業を実施するよう検討することが望まれる。

### 2.3 学校教育活動支援 学習バス (409)

名称	学校教育活動支援 学習バス	
目的	長野市内の市立小中学校の児童・生徒が、県及び市町等の施設見学や体験学習の目的を達成するための移動初段として確保する。	
根拠法令	学校教育課で定める学習バス使用要領に基づく。	
配車基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会見学 : 53 人あたり大型 1 台 (松本以南で高速使用の場合、45 人あたり大型 1 台)</li> <li>2. スケート教室 : 53 人あたり大型 1 台</li> <li>3. スキー教室 : 45 人あたり大型 1 台</li> <li>4. 小学校音楽会 : 53 人あたり大型 1 台</li> <li>5. 中学校音楽会 : 53 人あたり大型 1 台</li> <li>6. 中学校吹奏楽祭 : 53 人あたり大型 1 台</li> </ol> <p>※乗車人数によっては、上記によらず中型 (27 人以下)、又はジャンボタクシー (9 人以下) を配車する。</p> <p>※目的地より半径 2.0 キロメートル以内の小・中学校は、原則徒歩にて移動する。</p>	
配車対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小学校合同音楽会</li> <li>2. 中学校連合音楽会</li> <li>3. 中学校吹奏楽祭</li> <li>4. 社会見学</li> <li>5. スケート教室</li> <li>6. スキー教室</li> <li>7. 理科センター学習</li> <li>8. 特別支援学級児童生徒作品展及び支会ごとの計画による交流遠足・交流社会見学</li> <li>9. 山間地修学旅行駅送迎</li> <li>10. 教育委員会が認めるプール学習</li> </ol>	
申請手続	学習バス運送申込書を使用日の 14 日前 (厳守) までに、校支援のメールで担当者宛送信。	
担当課	教育委員会事務局 学校教育課	
平成 30 年度の主な取組み	校外における体験活動を行う際の学習バス使用料を負担	
事業費の主な内容 (当事業全体)	平成 30 年度決算額	主な内容
	81,536 千円	利用状況 社会見学 (市内) 237 台

		社会見学（東北信）18台 社会見学（中南信）30台 スケート教室 164台 スキー教室 252台 理科教育センター 104台 その他 207台		
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	105,130	102,976	102,989
	決算額	82,627	81,536	—
備考	教育要覧では、高原学校と臨海体験学習は学習バス事業として掲載されているが、この2事業は、平成29年度に保健給食課から学校教育課に移管された事業であり、学習バス事業とは支出の元となる事業及び契約が分かれている。 よって、高原学校・臨海体験学習における輸送用バスの配車業務については、学習バス事業への統合に向けた協議を財政部局と行っている。			

### 2.3.1 手続き

学校教育活動支援 学習バス事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 2.3.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 契約単価の検討について【意見】

##### (現状及び問題点)

長野市立小中学校児童生徒等輸送用車両借上げ契約書の種類は、業務の内容により2種類の契約書により運用されている。

A契約書は、社会見学、スキー教室、スケート教室、小学校合同音楽会、中学校連合音楽会、中学校吹奏楽祭の業務に限定し、B契約書は、理科センター学習、特別支援学級児童生徒作品展及び支会ごとの計画による交流遠足・交流社会見学、山間地学校修学旅行駅送迎の業務に限定し輸送をすることになっている。輸送料金の計算根拠は、目的別に距離数と時間数で決定される仕組みとなっているが、大型バス・中型バス・ジャンボタクシーで、A契約とB契約では単価が違っている。

A契約の社会見学の場合

	距離	時間	大型バス	中型バス	ジャンボタクシー
1	1 km～50km	8 時間	63, 000 円	55, 000 円	41, 670 円
2	51km～100km	9 時間	70, 000 円	60, 000 円	46, 300 円
3	101km～150km	10 時間	81, 000 円	70, 000 円	50, 930 円
4	151km～200km	11 時間	93, 000 円	80, 000 円	60, 190 円
5	201km～250km	12 時間	105, 000 円	90, 000 円	69, 440 円

#### B 契約の理科センター学習

	距離	時間	大型バス	中型バス	ジャンボタクシー
1	1 km～50km	8 時間	64, 000 円	53, 000 円	30, 000 円
2	51km～100km	9 時間	74, 000 円	60, 000 円	35, 000 円
3	101km～150km	10 時間	82, 000 円	70, 000 円	40, 000 円
4	151km～200km	11 時間	90, 000 円	76, 000 円	45, 000 円
5	定め無し				

上記の表は、1 台当たりの単価で消費税抜きの金額

配車手続き及び児童生徒の人数、当日の行程等につき確認した範囲においては、学習バスでの移動時間は片道で 40 分前後が多かった。また距離でも一番遠いところで須坂の臥竜公園であった。

(提案)

学習バスの使用状況について全ての配車と行程について確認したわけではないが、学習バス使用の目的は、目的地までの移動手段であり、時間の殆どが目的地での学習時間に充当されることを考えると、学習バスの実稼働（移動）時間は少なく、配車単価は A 契約と B 契約は同一であっても良いと思われる。

A 契約の大型バスでみると、150km までの 11 時間範囲内のバス料金は B 契約より安い、これを超えた場合には、B 契約の方が安くなる。

中型バスとジャンボタクシーでは、B 契約の方が単価は安いことになる。よって、配車単価について再検討が望まれる。



2.4 情報教育関連支援業務委託事業 スクールパートナーズながの (411)

名称	情報教育関連支援業務委託事業 スクールパートナーズながの
目的	学校現場における ICT（コンピュータ及び情報通信）の効果的な活用を支援するため、長野市立の学校、教職員および教育委員会関連施設職員を対象とするヘルプデスクを設置して、教材作成支援や ICT 機器利用の環境整備と運用をサポートし、学校における ICT 活用の普及と拡大を図り、教員の授業における ICT 機器の操作の不安を解消し、ICT 機器と教材コンテンツ等の活用方法の理解と定着を進めて、教育の情報化を推進し、授業の改善に結び付けることを目的とする。
根拠法令	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新学習指導要領</li> <li>2. 文部科学省策定の 2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針</li> <li>3. 教育の ICT 化に向けた環境整備 5 ヶ年計画（2018～2022 年度）</li> </ol>
委託先	東日本電信電話株式会社埼玉事業部長野支店
給付内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境および運用サポート <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) パソコン等不具合対応（ウィルス対応の支援を含む）</li> <li>(2) ソフト/ハードウェア操作・設定支援</li> <li>(3) ログ収集</li> <li>(4) 校内パソコン管理者の支援</li> <li>(5) システム管理者支援</li> <li>(6) 授業に関わる支援</li> <li>(7) アプリケーション作成・修正支援</li> <li>(8) 研究業務支援</li> </ol> </li> <li>2. 授業サポート <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務計画支援</li> <li>(2) 授業計画支援</li> <li>(3) 授業支援</li> <li>(4) 授業以外における教職員への支援</li> <li>(5) ICT 活用に関する事例や資料等の共有における支援</li> <li>(6) その他</li> </ol> </li> </ol>
業務体制	<p>支援対象校及び市教育委員会事務局からの問い合わせ等に対応するため、フリーダイヤルのコールセンターを設置する。</p> <p>開設時間：午前 8 時 30 分～午後 6 時</p> <p>現地作業は、コールセンター開設時間によらず可能な限り学校の要望に沿った対応を行う。</p>

	<p>1. 環境および運用サポート実施方法</p> <p>(1) 電話等による対応サポート</p> <p>(2) 遠隔操作ツールによるサポート</p> <p>(3) 出張サポート</p> <p>2. 授業サポートによる実施方法</p> <p>(1) 学校からの要請に基づいて、教育委員会が学校への支援を受託者に指示する。</p> <p>(2) 支援実施校において、教育の情報化や情報教育に関わる実践支援を行う。</p> <p>(3) 授業サポートを行うために必要な「授業打合せ」等を支援実施校と行う。</p> <p>(4) 学校での支援活動においては、教育委員会および学校長の支持を受けること。</p> <p>(5) 学校での直接支援のほか、月2日以上、教材作成、支援準備及び支援活動の報告等を実施すること。</p> <p>(6) 教育委員会の指示のもと、事前の研修等を通じて、メディアコーディネータの役割等本事業に必要な知識等の習得を図ること。</p>			
担当課	長野市教育委員会事務局学校教育課			
平成30年度の主な取組み	<p>パソコン等不具合対応、パソコン管理者支援、授業サポート(授業計画支援)、ICT活用に関する事例や資料収集・共有支援</p> <p>12月にはデスクトップパソコンの更新にあたり機器の形態をタブレット端末に変更している。市内各小・中学校の入れ替えは、パソコン教室更新の際に機器の置き換えを順次行う予定で、令和4年度に置き換えが完了する予定。</p>			
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算		47,909	49,909	49,170
決算額		47,909	49,170	-
備考	<p>「スクールパートナーズながの」の呼称について、学校に東日本電信電話株式会社と説明するよりも、この事業の趣旨から学校のためのサポート具体の意味を込めて「スクールパートナーズながの」と総称を呼称している。</p>			

#### 2.4.1 手続き

情報教育関連支援授業業務委託事業スクールパートナーズながのに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 2.4.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）情報管理の体制について【意見】

###### （現状及び問題点）

「情報教育関連支援業務事業スクールパートナーズながの」の業務委託契約書では、第1条（総則）第5項において、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしはならない。との定めに止まり、個人情報保護の条項を盛り込んでいない。これを補完するため、情報教育関連支援業務委託仕様書において、個人情報の取り扱い及び守秘義務を定め、受託者は、本業務を実施するにあたり知りえた個人情報については、遺漏がないよう万全な対策をとって取り扱うことにすると定めている。さらに、長野市個人情報保護条例を遵守することを求めている。

この件に関し、受託事業者の情報管理体制について教育委員会としてどの程度把握しているのか確認したところ、作業者については都度報告を受けている。データについては市教委が提供しているサーバーに保管している。事務所での書類の保管場所等については把握していないとの回答であった。

そもそも、受託者が扱うアプリケーションの中には、長野市教育 NW ポータルサイト（児童・生徒用）（教師用）や健康観察システム「保健板」や人権同和ポータル、教職員異動情報収集システムといった個人情報を取り扱うアプリケーションもあり、重要な情報に触れる機会は受託者の事務所においても想定される場所である。

###### （提案）

長野市個人情報保護条例では、実施機関たる教育委員会は、個人情報の取り扱いを伴う業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならないとし、さらにあらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないと定められている。また、受託業者は民間企業であることから、個人情報保護法に準拠した体制を整える義務が生じている。

扱われる個人情報は、児童生徒の将来に関わる重要かつ貴重な個人情報であるから、委託先の情報管理体制について、年に1度ぐらいは監査する体制を整備しこれを実行することで、個人情報漏洩の防止に務めることが望まれる。加えて、委託先の情報管理体

制を確認することについて、必要があれば業務委託契約書や情報教育関連支援業務委託仕様書の変更も検討されることが望まれる。

## (2) FAQ 作成による ICT 活用化について【意見】

### (現状及び問題点)

情報教育関連支援業務委託仕様書予定価格積算書によると、「単価×年間で要する時間」を参考にして業務委託料を算出する根拠としている。

パソコン等不具合対応に要する時間は 1,928 時間、ソフトウェア捜査支援に要する時間は 131 時間、校内パソコン管理者支援に要する時間は 4,969 時間を参考時間としている。

ICT を活用した教師の経験値は、今後確実に伸びていくと思われ、委託業者への依存度は自然に減ることも予測はできる。その結果、操作指導系に関する業務委託料は減少するとも思える。しかし、文部科学省による教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画（2018～2022 年度）では、4 校に 1 人の ICT 支援員の配置を求め、また、GIGA スクール構想の実現による 1 人 1 台の端末導入もあることから、教師其々が早急に ICT 関連の知識を習得する必要がある。

これに対し現状では、操作指導系も含めて業務委託会社に依存しており、今後において習熟度を加速させることは難しいと思われる。

### (提案)

ICT に関する技術の発展は急成長を遂げているが、これに中々追いつかないのが、それらを使用又は利用する側の問題である。

そこで一般的に行われているのが FAQ の作成による自助効果への期待である。

FAQ の作成は、教員の知識を培う手助けにもなり作業効率に効果が期待できる。確かに、学校の教員の本分は児童生徒の指導であることから、FAQ の有効活用につながるのではないかと疑問視する声も聞こえたが、教師個々の ICT に関する知識の習得と活用を目指すのであれば、FAQ の有効活用をするべきである。また、FAQ の有効活用により、ICT 活用が教育現場でどのくらい効果を発揮できるか、委託先業者の各種支援時間の軽減にどのくらい効果を発揮することができるかを検証していく必要も感じられる。

よって、早急に ICT 事業に関する FAQ の作成を加速させ、教師其々の ICT に関する知識の習得に寄与させることが望まれる。

## (3) ニーズを踏まえたメニューの設定について【意見】

### (現状及び問題点)

ICT 関連の研修については、長野市教育センターにおいて開催されている。平成 30 年度の ICT 研修は、初任研修 1 年次で小・中学校が各 1 回、中堅研修では、小・中学校併

せて3回、教育の情報化では18回開催されている。これら研修の内、10名未満の参加者であった研修は11研修である。ICTによるメディア研修には、スクールパートナーズながのの契約により外部講師が参加しての研修であり、当然有償となっている。この費用対効果を考えると、参加人数の低い研修講座は、果たしてどれだけの効果があるのか疑問である。

(提案)

長野市教育センターで行われる研修講座は、各年度当初には研修講座内容やスケジュール等が確定しているようであり、教職員はその一覧表を見て参加する講座を独自に決められる講座については自ら決め参加している。

ICT関連の講座で最も参加人数が多かった講座は、「教育の情報化」で実に59名が参加している。これに対して、参加人数の最も少なかった講座は2名の出席である。5名以下の参加人数であった講座は7講座もある。参加人数の少ない講座であっても外部から講師が来ることで有償になり、果たして開催すること自体に疑問が生じる。

ICT関連の講座については、明らかに参加人数のばらつきがあり、一概に言えないかもしれないが、人気講座と不人気講座の明暗が表れているようにも見て取れる。従って、事前に教職員のICT関連講座につきアンケートを実施するなどして、参加人数の確保につながるような工夫をしてほしい。

仮に、アンケートを実施してもその効果が表れない場合には、参加人数が数名の講座については、長野市教育センターでの開催を中止し、学校での教職員相互の研修やスクールパートナーズながのが学校訪問した際に不明点を聞くなどの対応に変更することなどの検討が望まれる。

## 2.5 長野市立学校情報セキュリティポリシー（個別事業番号なし）

名称	長野市立学校情報セキュリティポリシー
目的	市立小・中・高等学校が保有する情報資産を様々な脅威から守るため、学校が行う情報セキュリティに関する対策の統一かつ基本的事項を定めることを目的とする。
根拠法令	—
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報資産：文書化されたものや電子的・磁氣的に記録された情報で教職員が校務遂行上用いるもの。</li> <li>2. 教職員は、情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。</li> <li>3. 情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施する。</li> </ol>
対象範囲	教職員・児童生徒を含めた市立小・中・高等学校の情報資産を利用するすべての者とする。
対象情報資産	<p>機密情報資産  指導要録、成績一覧表、通知票、卒業生台帳、児童生徒名簿（学級名簿、連絡網、クラブ部活所属名簿、選択教科用名簿など各種名簿）家庭環境調査票、指導記録簿などの児童生徒に関わる諸帳簿、保健の記録 等</p> <p>機密情報取扱  《諸帳簿》  指導要録（指導の記録は5年間、学籍の記録は20年）  卒業生台帳（永年）  児童生徒名簿・家庭環境調査票・指導記録簿などの諸帳簿（児童生徒の転出時、卒業時に返却または処分）</p>
担当課	長野市教育委員会事務局学校教育課
活用と取組み	<p>しなのき児童生徒意識アンケートにより収集した児童生徒の個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティポリシーを適用させ管理している。</p> <p>しなのき児童生徒意識アンケートとは、個別支援の充実・学級づくり・不登校やいじめの防止のためには、児童生徒理解の促進が大切で、他者からの影響だけではなく、自律力も測ることのできる長野市独自のアンケートである。</p> <p>このアンケートは、小学校5・6年生、中学校1・2年生を対象として各校で実施し、データ化することになっている。</p> <p>したがって、しなのき児童生徒意識アンケートの情報は、各校の情報セキュリティポリシーにより保護される。</p>

事業費の主な 内容（当事業 全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	—		—	
3 年間の事業 費の推移 （単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	—	—	—
	決算額	—	—	—
備考				

### 2.5.1 手続き

長野市学校情報セキュリティポリシーに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 2.5.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）情報管理の体制について【意見】

##### （現状及び問題点）

長野市立学校情報セキュリティポリシー（以下、情報セキュリティポリシーという。）第4 情報資産の取扱では、校外への情報発信と個人情報の収集については、校長の許可を受けることを求めているが、これについて特定の書面許可の体制が成されていない。

理由としては、校外に発信する情報では、ホームページ、学級通信等が想定されており、原案を作成する際に一般的な文書作成の決裁として校長の許可を取ることとしており、また、個人情報を収集する場合としては、新入学に際しての保護者等の個人情報の収集が想定されるが、こちらについても保護者等への依頼文を作成する際に一般的な文書作成として校長の許可を得ているからとの事であった。しかし、第三者としてこの対応を見た場合、不明確のように見えてしまう。

##### （提案）

市立の小・中・高等学校に集まってくる個人情報量は相当な量であり、これを取り扱うこととなる教職員は、相当の自覚と責任をもってこれらの取扱いと管理にあたらなければならない。このような原点に立脚すれば、個人情報の収集や運用については責任の所在を明確にすることと担当教員の自覚を促進させることは必要である。

確かに一般的な文書として校長の許可を得ることも、個人情報の収集を目的として校長の許可を得ることも、結果的には同一であるかもしれないが、そもそも許可を得

る視点が違う。一般的な文書作成としての校長の許可は、作成された文書の日時は適切か否か、表現は適切か否か、内容に漏れは生じていないかどうかといった視点での許可であり、情報セキュリティポリシー上の許可を与えていたかどうかは不明確である。理想とするのは、校長の書面許可であると思われるが、少なくとも校長が許可をしたという事実を、第三者の目を通して解るような体制の検討が望まれる。

## (2) 情報管理の体制について (その2) 【意見】

### (現状及び問題点)

情報セキュリティポリシーには、電子媒体等による情報セキュリティ対策として、①人的セキュリティ対策、②物理的セキュリティ対策、③技術的セキュリティ対策、④運用セキュリティ対策についてそれぞれ明記しているが、文書化された情報資産の管理体制についての記載がない。

文部科学省策定の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月版)で、策定すべき情報セキュリティ対策基準の例として、情報資産の範囲を説明している。これによると、情報資産とは次のとおり。

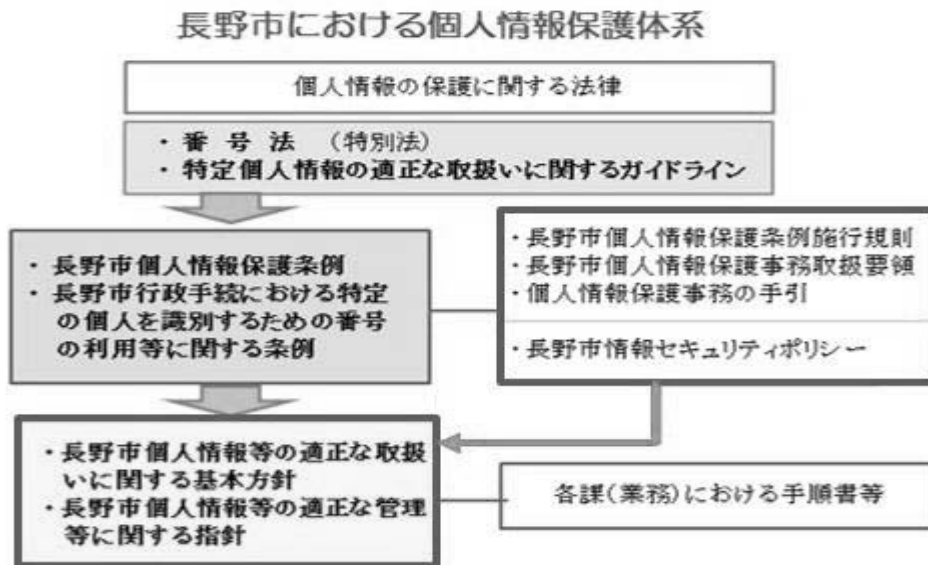
(ア) 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体  
(イ) 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)

(ウ) 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書  
としており、解説として、「これら以外の文書は、情報資産に含めていないが、文書管理規定等により適切に管理しなければならない。一中略一情報セキュリティ対策が進んだ段階では、全ての文書を情報セキュリティポリシーの対象範囲に含めることが望ましい。」と説明している。

この点について、セキュリティポリシー上、デジタル化した情報について中心的に記載し、実運用として、文書化された個人情報等についてもデジタル化した情報と同様の取り扱いを実施しているとの事であった。

長野市には個人情報保護体系が下表のとおり整備されており、教育委員会事務局の策定した情報セキュリティポリシーは、セキュリティ対策をより強固なものにする目的があつて策定されたものである。





（提案）

長野市教育委員会事務局が定める情報セキュリティポリシーでは情報資産の定義として、「文書化されたものや電子的・磁気的に記録された情報で教職員が校務遂行上用いるもの」としている。これは、各市立小中学校が定める情報セキュリティポリシーの規範となるべきものである。よって文書化された資料であっても、そこに個人情報等の記載があれば、それは情報セキュリティポリシーの範疇に納めることが好ましい。今後の事故防止を目的として、教育情報システムとして取り込み、印刷された名簿や成績の一覧等の文書については、ガイドラインに沿って一定の基準となる取扱を教育委員会として示すことが望まれる。

### （3）規定に基づく監査の実施について【指摘】

（現状及び問題点）

情報セキュリティポリシー第8（監査）には、「情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施する。」と定められている。この点につき確認したところ、情報セキュリティポリシーは学校ごとに制定しているため、内部監査を想定していたので、現実的には監査の実施は出来ていないとの事であった。

監査人が考えるには、第8に定めているのは「監査」であり、「内部監査」と「外部監査」の2種類に区分される。内部監査を想定した場合でも、内部監査体制を整備し、誰が、どの様な手法を用いて、どのくらいのタイミングで実施するのか、また、監査結果について学校長と教育委員会事務局に報告することが望ましいと考える。

外部監査の場合は、これを担当する者は特に明記されてはいないが、教育委員会あるいは教育委員会が指定した第三者による監査であると読み取れる。いずれにしても、監査の実施と確認ができていないことは問題である。

(改善策)

情報セキュリティポリシー第8に基づく監査体制の整備について次の視点で検討と見直しをするべきである。

- ①単なる監査の記述ではなく、内部監査か外部監査かの明記
- ②監査の実施者は誰なのか。
- ③監査の対象物は何なのか。
- ④監査実施の間隔はどのくらいが適当か。
- ⑤監査記録は誰が保管すべきなのか。
- ⑥その他必要な検討事項はあるか否か。

2.6 幼・保・小・中・高の連携の充実 市立長野中学校授業公開 (416)

名称	幼・保・小・中・高の連携の充実 市立長野中学校授業公開			
目的	<p>子どもの課題意識に基づいた授業を実践する中で、基幹校である市立長野中学校ではこうした授業を先駆的に取り上げ、市内の学校の先生に見ていただきながら「思考力・判断力・表現力」を醸成するための授業を研究し開発する。</p> <p>さらに、市立長野中学校を志願したい児童や保護者が実際に授業を参観し、本市及び本校の取組を理解する。</p>			
根拠法令	学校教育特例法第 21 条・第 22 条			
要件	—			
給付内容	市立長野中学校が公開授業として指定した期日、時間、クラス・教科、授業者の一覧より、一般の者は自由に選択し参観。教職員の場合は予め申請し参加。			
申込手続	<p>一般の者 参観を希望する回の授業時間に合わせて登校し、昇降口の受付名簿に名前を記入。</p> <p>教職員の場合 参加希望を自身が勤務する学校の学校長と教頭先生に伝え、参加申込書を市立長野中学校へ Fax かメールで提出。</p>			
担当課	長野市教育委員会事務局学校教育課			
平成 30 年度の主な取組み	<p>平成 30 年度の授業公開の実績（別紙）</p> <p>一般の者が参観した場合には、参観後に「行って！見て！感じて！参観の皆様のお声をお寄せ下さい」アンケートの記載と提出が任意に求められる。</p> <p>また、参観をされた一般の者と教職員、授業担当教員とで懇談会が開催される。</p>			
月別一般参観者人数	5月：24名 6月：52名 7月：0名 8月57名 9月：39名 10月：29名 11月：54名 12月：12名 1月：9名 2月：11名			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	—		—	
3年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	—	—	—
	決算額	—	—	—
備考	市立長野中学校の授業公開については例年、事業費を計上していない。			

	教職員の研修の一環として、特に教職員から経費を徴収していない。
--	---------------------------------

【別紙】平成30年度市立長野中学校授業公開実績

回	期日	時間	クラス・教科	自由公開教科		
				開始	1 学年	2 学年
1	5月31日(木)	13:35～14:25	2-A 英語			
2	6月4日(月)	9:35～10:25	2-B 理科	8:35～	保健体育	A 英語, B 数学
3	6月4日(月)	13:45～14:35	2-A 数学			
4	6月18日(月)	14:45～15:35	1-A 英語	13:45～	A 数学, B 社会	A 数学, B 英語
5	6月28日(木)	14:35～15:25	2年 総合的な学習	13:35～	A 英語, B 数学	A 国語, B 道徳
6	8月24日(金)	14:45～15:35	1-A 道徳	13:45～	保健体育	A 英語, B 理科
7	8月27日(月)	13:45～14:35	1-B 社会			
8	8月28日(火)	14:45～15:35	1-A 技術	13:45～	A 技術, B 家庭	A 英語, B 国語
9	8月31日(金)	13:45～14:35	2-A 英語			
10	8月31日(金)	14:45～15:35	1-B 国語			
11	9月3日(月)	9:35～10:25	2-B 理科	8:35～	保健体育	A 英語, B 数学
12	9月4日(火)	14:45～15:35	2年 探究基礎(数)	13:45～	A 技術, B 家庭	A 英語, B 国語
13	9月14日(金)	14:35～15:25	2-B 数学	13:35～	保健体育	A 英語, B 理科
14	9月21日(金)	13:45～14:35	1年男子 保健体育			
15	10月10日(水)	14:45～15:35	1-B 道徳	13:45～	A 国語, B 美術	保健体育
16	10月19日(金)	13:45～14:35	2-A 探究基礎(英)			
17	10月29日(月)	9:35～10:25	2-B 理科	8:25～	保健体育	A 英語, B 数学
18	10月29日(月)	14:45～15:35	1-A 探究基礎(英)	13:45～	A 数学, B 数学	A 数学, B 英語
19	11月5日(月)	14:45～15:35	2-A 社会	13:45～	A 数学, B 社会	A 数学, B 英語
20	11月9日(金)	14:45～15:35	2-B 数学	13:45～	保健体育	A 英語, B 理科
21	11月15日(木)	9:40～10:30	2年 総合的な学習			
22	11月16日(金)	13:45～14:35	1年男子 保健体育			
23	11月26日(月)	13:45～14:35	2-B 道徳			
24	12月11日(火)	14:45～15:35	2-A 学級活動	13:45～	A 家庭, B 技術	A 英語, B 国語
25	12月14日(金)	14:45～15:35	1-A 英語	14:45～	保健体育	A 英語, B 理科
26	12月20日(木)	8:35～9:25	2-B 社会			
27	1月21日(月)	14:45～15:35	1-B 数学	13:45～	A 数学, B 社会	A 数学, B 英語
28	1月24日(木)	14:35～15:25	1-B 理科	13:35～	A 英語, B 数学	A 国語, B 道徳
29	1月25日(金)	13:45～14:35	1年男子 保健体育			
30	1月25日(金)	14:45～15:35	1-B 国語	13:45～	保健体育	A 英語, B 理科
31	2月22日(金)	13:45～14:35	2-B 数学			

### 2.6.1 手続き

市立長野中学校授業公開事業に関する書類一式を入手し、実際に公開授業を参観し必要と考えられる監査手続き（閲覧、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 2.6.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）事業目的の周知について【意見】

##### （現状及び問題点）

市立長野中学校授業公開を実施する目的は、市立長野中学校を志願したい児童や保護者が実際に授業を参観し、長野市及び本校の取組を理解してもらうこととしている。

監査人が、実際に授業公開を参観した際に、授業公開の目的に関する説明はなく、またそれに関する資料の配布もなかった。他の小・中学校に比べて授業公開数が格段に多く、授業公開の目的について関心をもったところである。したがって、後日、教育委員会事務局学校教育課に授業公開の目的を確認したことにより初めて知った。

市立長野中学校に限らず、市内各小・中学校では地域とのつながりを強く意識すべきであり、第五次長野市総合計画、第二次長野市教育振興基本計画でも地域とのつながりについて触れているところである。よって、市立長野中学校の授業公開でも地域とのつながりを強く意識した取り組みとするべきであり、地域の方々に市及び学校の取組を知ってもらう手段としては有効であると思われるが、先の目的には「地域」については含まれていない。また、市立長野中学校を志願したい児童や保護者においても授業参観だけで長野市や本校の取組を理解しろというのも無理があると思われる。

##### （提案）

授業公開の目的について明確にするとともに、市及び市立長野中学校の取組について、しっかりと説明できる機会又は資料を作成し参観者に配布するなどの手段を検討されることが望まれる。

#### （2）安全管理について【意見】

##### （現状及び問題点）

市立長野中学校の授業公開に参観して実際に感じた事の一つに、防犯対策の不備を感じた。現在、一般参観者が授業公開に参観する場合の事前申込みは不要で昇降口に準備された名簿に氏名のみを記載の上、入校証を着用してその日に予定されている授

業公開の教室に向かうことになる。途中、生徒と行違うが中学校職員の同行はなく、生徒の安全確保や防犯上は非常に手薄になっていると感じられた。

この点について教育委員会に確認したところ、「来客への対応として、受付の設置及び来校者の確認と入校証の着用、案内看板の設置、教職員の巡視等実施している。仮に入校証を受け取らない、名前を書かない等の場合は、不審者を見極めるための声がけや用件を聞く等、市のマニュアルに沿った行動に務めている。入校証を着用した後、防犯上の視点については、全ての小・中学校が実施している授業公開や授業参観等に共通する課題であり、音楽会、運動会、文化祭等、不特定多数の一般人が校舎内に入る機会においては、総じて同様のリスクがあると思われる。」との事であった。

確かに、不特定多数の一般人が校舎内に入ることを認めている機会には対応は非常に難しくなるが、少なくとも、市立長野中学校を始めとする他の市内の小・中学校で開催される授業公開では、氏名の記載に止まるのではなく、住所の記載を要求し、身分証による本人確認を義務付けることで、犯罪の抑止力は高まるはずである。

(提案)

市立長野中学校では、他の小・中学校に比べて授業公開の機会は多く、その分だけ防犯にもより強い意識が必要である。どこの小・中学校でも一緒であるが、在校中は児童・生徒の保護者から大切な命を預かっているという意識を強く持ち対応すべきである。一番は校舎内での防犯力を高めることであるが、その前段階として出来ることから始めるとすれば、本人確認に伴う特定と予防である。

したがって、参観を希望する等で来校された者には、氏名、住所の記載を求め、身分証による本人確認を実施すべきであり、教室までの移動については、教職員が同行する等、他に有効な手段等がないか、検討することが望まれる。

## 2.7 活力ある学校づくり推進事業 連携推進ディレクター（429）

名称	活力ある学校づくり推進事業による「連携推進ディレクター」			
目的	地域ごとに違う様々な課題を洗い出し、その地域にあった学校種間連携や地域連携、幼保小中高連携等の企画立案や調整等を行うとともに、教職員の意識改革や柔軟な校内体制の取組への支援、諸課題の未然防止や解決に向けた支援を行う。また、少子・人口減少社会に対応した「活力ある学校づくり」を推進し、児童生徒が集団で学び合える豊かな教育環境を構築する。			
根拠法令	—			
要件	事業目的が達成できる経験及び能力を有する者である事			
雇用内容	任期1年による非常勤職員として任用			
募集手続	教員OBから適任者を選定			
担当課	長野市教育委員会学校教育課			
平成30年度の主な取組み	連携推進ディレクター8名を西部支会、北部支会、東北支会、東部支会、犀北支会、犀南支会、南部支会に配置し、支会を単位として学校間連携、地域や学校の連携に関する情報提供、児童・生徒間連携、教職間連携等に取り組む。また、長野市活力ある学校づくり検討委員会が平成30年6月にまとめた「少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について（審議のまとめ）」について、各地区住民や、未就学児及び小中学校の保護者等への説明や話し合いの場の設定及び調整等を行う。			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	当初予算	21,447千円	活力ある学校づくり検討委員会委員報酬、連携推進ディレクター賃金、連携バス運行委託料 等	
決算額	20,860千円			
3年間の事業費の推移（単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	21,341	21,447	21,229
	決算額	21,662	20,860	—
備考				

### 2.7.1 手続き

活力ある学校づくり推進事業連携推進ディレクターに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合规性等を検証した。

## 2.7.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

### (1) 雇用形態の検討について【意見】

#### (現状及び問題点)

連携推進ディレクターは指導主事として、教員OBの中から適任者を選定しているが、その任期は1年の非常勤職員として任用されている。その職務内容は、担当地域の支所等を拠点に学校や地域を回り、地域ごとに違う様々な課題を洗い出し、その地域にあった児童生徒が集団で学び合える豊かな教育環境の構築と学力向上を目指して、学校運営委員会の運営支援、学校種間連携の調整・企画立案、諸課題の把握、対応の促進などを行うこととされている。

活力のある学校とは、児童生徒たちが楽しく学習し、保護者や地域住民が信頼を寄せる学校をイメージすればよいと思う。連携推進ディレクターの職務内容や、学校を取り巻く内外部の環境把握、児童生徒を含む地域の方々とのコミュニケーションの確保といった質的な対応を期待するのであれば、任期1年では限界がある。確かに長野市の予算の問題もあることは理解できるが、連携推進ディレクターは現在8名任用されており、各人からの報告書をみると、単年度完結ではなく次年度の業務の検討も行っていることから、実態的に合致しないように思える。

次に、臨時増俸の支給については、勤務条件表では「有 勤務実績により一定額支給（原則として6月、12月）」と記載されている。増俸としてではあるが、増俸の理由は見当たらず、正規雇用職員の賞与支給時期と同一の支給であることから、臨時賞与とみなすことが相当と思われる。

地方自治法第203条の2において、報酬および費用弁償をすることを義務付けているが、手当てについては認めていない。臨時賞与とみなされる可能性があればそれは改善が必要となる。なお、この件については、連携推進ディレクターだけの問題ではなく、教育委員会の教育機関における非常勤職員全てに共通している。

#### (提案)

実態に合った勤務条件を考慮し非常勤職員として任用することが適切なのか再検討すること、臨時報償についてその性格から適否の再検討が望まれる。



2.8 支援が必要な児童生徒を支える体制 中間教室 (432)

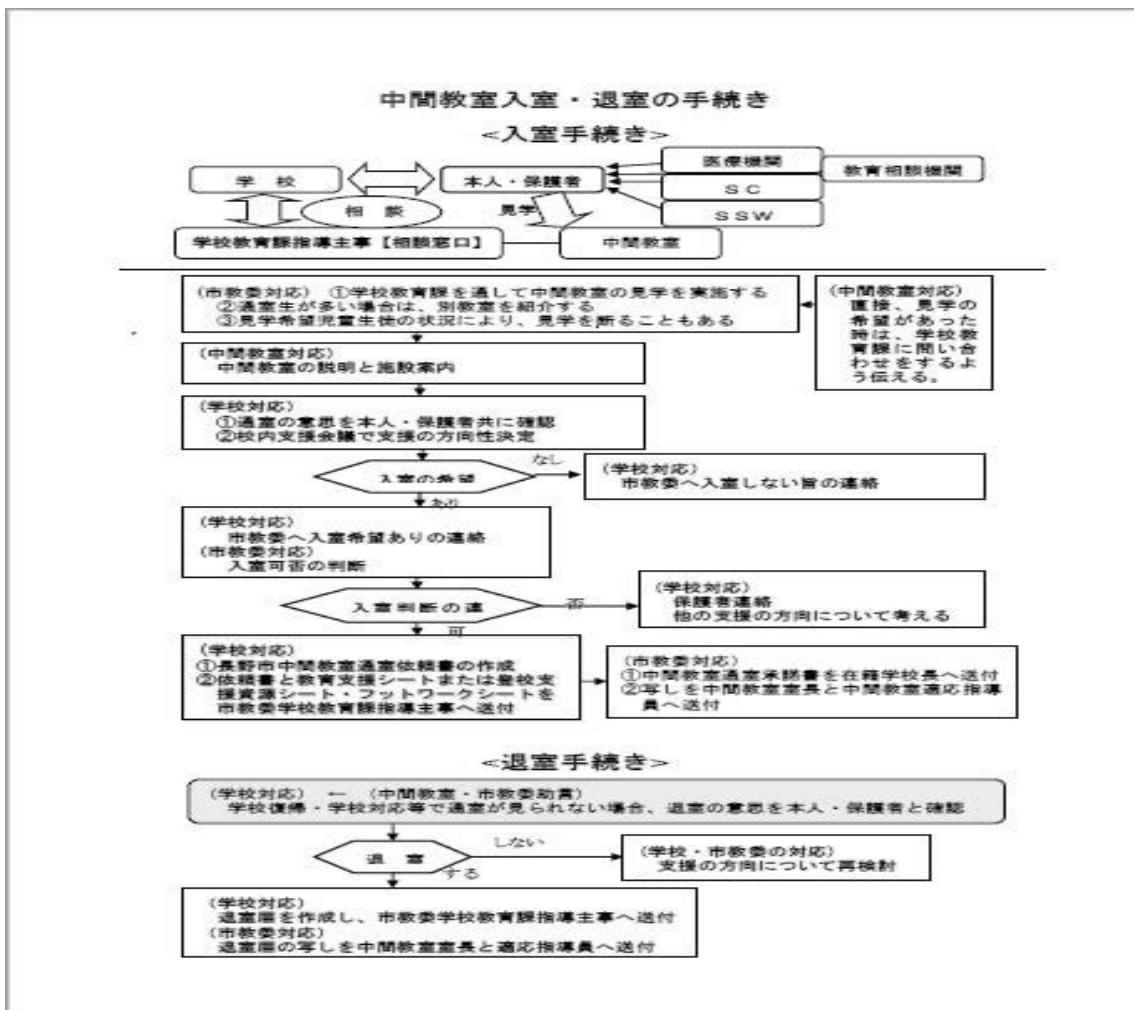
名称	支援が必要な児童生徒を支える体制 中間教室等				
目的	長野市内の小中学校の不登校児童生徒を対象に、一人ひとりの状況に応じ、集団適応指導、学習支援、教育相談等、社会的自立に向けて指導と援助を行う。				
根拠法令	文部科学省初等中等通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月14日付) 長野市中間教室設置要領 長野市中間教室運営マニュアル				
要件	長野市に在住している不登校児童・生徒				
支援内容	集団適応指導・学習支援・教育相談等				
通学申請手続	中間教室の見学を経て、児童生徒が在籍する学校を通じ、長野市教育委員会事務局学校教育課へ通室依頼書を送付し、承諾書を学校へ送付される。<資料1>				
担当課	長野市教育委員会事務局学校教育課				
不登校児童・生徒の推移と中間教室利用者推移	不登校児童・生徒の推移 (単位:人)				
		27年度	28年度	29年度	30年度
	市内小学校不登校児童数	114	114	166	176
	市内中学校不登校生徒数	365	376	370	373
	市内小・中学校合計人数	479	490	536	549
	中間教室				
	名 称	室 長	名 称	室 長	
	東北中間教室	東北中学校長	川中島中間教室	川中島小学校長	
	三輪中間教室	三輪小学校長	篠ノ井中間教室	篠ノ井東中学校長	
	南部中間教室	南部小学校長	かがやき教室	豊野中学校長	
	ふれあい学級	犀陵中学校長			

	中間教室利用者推移 (単位：人)			
		28年度	29年度	30年度
	市内児童通所人数	13	14	19
	市内生徒通所人数	63	58	63
	市内児童・生徒通所人数	76	72	82

登校支援にかかわる支援員	<p>1. 登校支援コーディネーター</p> <p>不登校の未然防止、早期対応を行うため、教職員やSC・SSW等の関係者が一体となった教育相談体制をつくることや、関係機関や地域との連携体制をつくる必要があり、それらを中心になって進める教職員が求められている。従って、各小中学校長の判断により、在籍教師の中から最も適任と思慮される教員を任命し、任命された者がそれぞれの学校において「教育相談支援」を行い、「登校渋り」や「不登校」に対して支援が必要と判断された場合には、支援会議等外部機関との連絡調整を図りつつ最も適切と思われる対応をする。また、学校内において、受け入れ態勢や環境を整備する。</p> <p>2. 登校支援サポーター</p> <p>登校支援サポーターは有償ボランティアとして、平成29年度までは教育センターの所管とされていたが、その後においては教育委員会事務局学校教育課で所管している。これは様々な悩みを抱え不登校となっている児童・生徒やその保護者に寄り添い登校を支援する役割がより強く求められることによる。</p> <p>平成30年度末の登校支援サポーターは11名が登録されており、自力での登校が難しい児童・生徒に対して、週に1回程度、児童・生徒の登校に合わせて家庭訪問し学校までの登校を支援する。</p> <p>支援実績は次のとおり</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> </tr> <tr> <td>217回</td> <td>303回</td> <td>345回</td> </tr> </table> <p>1回の支援につき、実費精算の趣旨も含めて2,100円を支給することから有償ボランティアと定義している。</p> <p>3. メンタルフレンド</p> <p>メンタルフレンドは有償ボランティアとして、中間教室における指導主事（エリアマネジャー）や担当職員と連携して中間教室に通所する児童・生徒の学校復帰に向けた支援を補助する。</p>	28年度	29年度	30年度	217回	303回	345回
28年度	29年度	30年度					
217回	303回	345回					

	平成 30 年度末のメンタルフレンド登録者数は実人数で 28 名、 延べ人数にして 69 名となっている。 1 回の支援につき、実費精算の趣旨も含めて 2,000 円を支給する ことから有償ボランティアと定義している。			
平成 30 年度 の主な取組み	1. 中間教室の運営 2. 不登校児童生徒の適応指導 3. 登校支援サポーター派遣による不登校児童生徒の支援			
事業費の主な 内容（当事業 全体）	平成 30 年度決算額	主な内容		
	24,073 千円 725 千円	中間教室関係職員等人件費 登校支援サポーター派遣謝金		
3 年間の事業 費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	25,195	26,013	26,517
	決算額	23,873	25,692	—
備考				

資料 1



### 2.8.1 手続き

支援が必要な児童生徒を支える体制 中間教室に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合规性等を検証した。

### 2.8.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）適切な人員配置について【意見】

##### （現状及び問題点）

長野市中間教室設置要領では、中間教室担当指導主事、適応指導員、巡回適応指導員を配置することになっており、適応指導員1名につき原則10名程度の通室生を受け持つことを推奨している。

現在、7か所の中間教室についての人員体制は、中間教室担当主事2名、適応指導員6名、巡回適応指導員4名の体制となっている。6名の適応指導員は各中間教室に1人配置され、不足の1か所については中間教室担当主事や巡回適応指導員により対応している。

不登校児童生徒数はここ数年で増加傾向にあり、中間教室通室生も80名を超えていることから、今後においても増加予測による適応指導員等の増員を検討しなければならない。

##### （提案）

不登校児童生徒は今後も増加することを予測し、不登校児童生徒が、主体的に学校復帰や社会的自立に向かっていけるよう、教育委員会としてはその環境づくりや働きかけをしなければならない。

現在の中間教室配置人員は明らかに不足しており、増員計画の立案と増員に向けた体制整備の検討が望まれる。

#### （2）事業の周知について【意見】

##### （現状及び問題点）

長野市中間教室設置要領では、その趣旨として、不登校児童生徒を対象に指導援助に必要な中間教室を設置すると定め、さらに、長野市中間教室運営マニュアルでは、自分の意志で通室できる児童生徒を対象としている事が分かる。

家庭教育を出発点として、家庭内において人格形成の基礎を培い、学校で集団生活をし、発達段階に応じて教育を受けていくが、その一方で何らかの理由により不登校児童生徒になってしまう。不登校児童生徒への支援を行う上では、子育てを支える環境に変

化が生じている社会全体の状況に目を向けつつ、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけも必要である。現在も学校での支援会議等で、対象児童・生徒にとって一番有効な支援は何かを家庭と相談する、あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部機関のアドバイスから、中間教室への通室をステップにした方が良いと思われる場合には、それぞれの家庭に提案をするなどの提案や働きかけをしている。

しかし、不登校児童生徒数が**500**名を超える状況となった現状においても、通室生の数は**80**名強で、その割合は約**15%**程度である。（中間教室が自分の意思で通室できる児童・生徒を対象としていることから、その計算上の分母に何を持ってくるかで違いがある。特に、中学校を中心に、学校内中間教室を設置しており、学級に入ることには出来ないが、登校すること自体に抵抗感がない児童生徒を対象に学校内中間教室や保健室・相談室を利用した登校支援を行っているが、今回の監査では学校内中間教室については触れていないため、学校内中間教室に通室している児童生徒数は把握していない。）

中間教室はとても重要な役割を果たしているにもかかわらず意外と通室率は低い。  
(提案)

不登校児童生徒**500**名の中には、自分の意思で通室できる児童生徒も潜在的にいるのではないと思われる。実際に、中間教室を利用した方がよい児童生徒がどの程度利用しているかが重要である。学校には中間教室のパンフレットを配布し、市のホームページでも検索できる体制を敷き、中間教室の存在が知られてきているが、まだ広報は不十分であり、不登校児童生徒の保護者を介して相談という例もあるはずである。

保護者を通じて不登校児童生徒に中間教室の日常についてのより具体的実態情報を伝えることができれば、社会的自立への貴重な機会の失念を回避できる可能性が生まれる。

保護者が中間教室を知ることで、不登校児童生徒が中間教室自体の存在を知ることにつながれば、通室率は向上するはずである。職員に対する周知の方法や、他部局との連携による周知のための仕組み作りを検討されることが望まれる。

2.9 長野市就学援助制度（要保護・準要保護児童生徒援助）（434）

名称	長野市就学援助制度（要保護・準要保護児童生徒援助）
目的	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難であると認められる児童、生徒又は小学校就学予定者の保護者に対し必要な就学援助を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
根拠法令	学校教育法第19条 長野市就学援助実施要綱
要件	<p>1. 市内に住所を有し、かつ、市内の国立若しくは公立の小学校若しくは中学校に就学している児童若しくは生徒の保護者又は政令の規定によりその住所の存する市町村の設置する小学校若しくは中学校以外の小学校若しくは中学校に就学することについて当該市町村の教育委員会から承諾を得た児童若しくは生徒の保護者で次のいずれかに該当する者</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>（2）（1）の要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者</p> <p>2. 市内に住所を有する者若しくは住所を有する見込みがあると市長が認める者で、かつ、市内の国立若しくは公立の小学校に就学する予定である小学校就学予定者の保護者又は政令の規定によりその住所の存する市町村の設置する小学校以外の小学校に就学することについて当該市町村の教育委員会から承諾を得た小学校就学予定者の保護者で、前号のア又はイのいずれかに該当する者</p>
給付内容	<p>1. 学用品費・通学用品費等</p> <p>2. 校外活動費</p> <p>3. 体育実技用具費</p> <p>4. 新入学児童学用品費</p> <p>5. 新入学生徒学用品費</p> <p>6. 修学旅行費</p> <p>7. 通学費</p> <p>8. 医療費</p> <p>9. 学校給食費</p>
申請手続	<p>1. 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者を除いて、就学援助の認定を受けようとする児童又は生徒の保護者は、別に定める就学援助申請書を児童又は生徒が在籍する小学校又は中学校</p>

	<p>の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校長は、就学援助の必要の有無について意見を付して教育委員会に送付する。</p> <p>2. 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者を除いて、就学援助の認定を受けようとする小学校就学予定者の保護者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p>			
担当課	長野市教育委員会事務局総務課			
平成30年度の主な取組み	小学校就学予定者に対する新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、平成31年4月入学予定者から実施。（中学校については平成29年度に実施済）			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	平成29年度より支給単価を改定している。 小学校：20,470円→40,600円 中学校：23,550円→47,400円		子どもの就学にあたって、経済的理由により学用品費や給食費などの支払いに困窮する家庭に対しての援助事業	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	334,916	325,260	324,697
	決算額	316,324	297,158	—
備考	平成30年度の就学援助費としての通学費の支給実績は0円となっている。その理由は、遠距離通学費助成金を優先的に支給していることによる。			

### 2.9.1 手続き

長野市就学援助制度（要保護・準要保護児童生徒援助）事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 2.9.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 救済手段の周知について【指摘】

(現状及び問題点)

長野市就学援助制度は、学校教育法第 19 条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の定めに基づき制度化された事業である。

この就学援助制度の適用を受けるには、その児童・生徒の保護者が「就学援助申請書」をもって長野市教育委員会宛に申請することが大前提となる。

長野市教育委員会は、保護者からの就学援助申請書の受理をもってこれを審査し、その結果について通学する小中学校長を経由して、あるいは直接申請者本人に通知する。

この通知の種類は、「認定」と「不認定」の 2 種類であり、その判定は長野市就学援助実施要綱を審査基準として運用しているところである。

「認定」は申請者にとって不利益とはならないため特に問題視されないが、「不認定」はその児童・生徒及び保護者にとって不利益処分となるものであり、この場合には、不利益処分を受けた申請者には聴聞又は弁明の機会の付与がなされるべきであるが不認定通知書にはその旨の記載がなく、また行政不服審査手続きによる「審査請求」といった救済の手段等についても記載がない。

(改善策)

就学援助制度による申請者への不利益な処分通知としては、①就学援助の審査結果について（不認定通知）②就学援助対象者の認定取消しについて（通知）があるが、これらの通知書を受け取る保護者の救済手段を教示する措置を講じるべきである。

## (2) 適切な補助の検討について【意見】

(現状及び問題点)

長野市就学援助制度の給付の一つに体育実技用具費が含まれている。その給付内容は、小学校のスキー・スケート、中学校の柔道・剣道となっている。特に小学校のスキー・スケートについては、実費としているも「上限なし」の設定になっている。

長野市は、その地域の特性からスキーとスケートについては力を入れていることから援助対象とすることに理解はできるが、近隣の中核市である富山市や金沢市では実費としながらも上限金額を設定しており、長野市の上限なしの対応が過剰な行政サービスに繋がる可能性が否めない。特にスケートについては、近隣中核市の前橋市、高崎市、富山市、金沢市、甲府市においては支給しないと定めており、長野市との差が明確である。

上限を定めない理由として、学校によってレンタル費用が異なる事をその原因としている。確かに課外授業行事として企画されたスキー教室やスケート教室に参加する権利と義務は生じているのであるから、体育実技用具費として援助する必要性は理解できるが、援助金の交付の効果を損なわない範囲において、受益者利益が市民の間に不公平を生じないようにしなければ理解は得られない。理由はどうあれ小学校のスキ



ー・スケートについても、援助の上限は定めるべきであり、制度の趣旨からしても無制限による過剰サービスを想像させてはならない。

(提案)

小学校のスキー・スケートについては補助金の上限額の設定について調査の上検討することが望まれる。

2.10 長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金（435）

名称	長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金	
目的	長野市立小中学校に遠距離通学をする児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、当該児童・生徒の通学に要する経費に対し、予算の範囲内で遠距離通学費助成金を交付する。	
根拠法令	長野市補助金等交付規則 長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱	
要件	児童・生徒の通学費を現に負担している保護者の内、児童・生徒の通学区域、通学方法についてあらかじめ定められた別表に該当した場合に、定められた助成金を予算の範囲内で支給する。	
給付内容	児童・生徒が利用する次の費用。 1. 公共交通機関等の運賃 2. 自転車の購入、修理等に係る費用 3. その他市長が特に必要と認める経費	
申請手続	本助成金の支給要件に該当した児童・生徒の保護者は、「長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付申請書」（以下、申請書という。）に必要事項を記入し、学校長に提出。 学校長は、保護者より受領した申請書に次の調書等を添えて市長に進達する。 1. 助成金交付予定児童・生徒数等に関する調書 2. その他市長が必要と認める書類 ※助成金の受領に関しては、原則、児童・生徒が通学する学校長に「受領に関する権限」を委任し学校長より保護者に給付される。 4月下旬～5月中旬に助成金の交付を決定し、学校長及び学校経由で保護者宛に交付決定通知書を送付する。 通知書を受領した学校長は次の書類を提出する。 1. 助成金交付請求書 2. 請求明細書 3. 定期券又は回数券の写し	
担当課	長野市教育委員会事務局学校教育課	
平成30年度の主な取組み	バス定期券購入費等に相当する助成金を交付	
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額	
	小学校	10,760千円
	中学校	20,247千円
	計	31,008千円
	主な内容	
	助成件数	
	小学校 バス	174件
	中学校 バス	185件

			電車 1件 自転車 137件 計 497件	
3年間の事業 費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	41,026千円	37,454千円	32,926千円
	決算額	32,580千円	31,009千円	—
備考	学校長に「受領に関する権限」を委任せず、保護者の銀行口座等へ振り込みを行っている学校は次のとおり。 1. 市立長野中学校 2. 鬼無里中学校 3. 篠ノ井西中学校 4. 信更中学校 5. 戸隠中学校（一部区域の生徒） 6. 松代中学校 7. 若穂中学校			

#### 2.10.1 手続き

長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 2.10.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱第3に定める自転車の購入、修理等に係る費用について【意見】

(現状及び問題点)

長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱（以下、本要綱という。）の第3では、助成金の交付対象経費について定めており、自転車の購入、修理等に要する費用としてこれを認めている。よって、本要綱の別表では自転車通学の必要な地域を指定し、年額で2,500円から5,000円の範囲内で定められた金額を支給することとしている。

自転車通学を目的として使用する場合であっても、目的外使用にも可能な乗物であり、自転車通学による修繕維持費を認めている事自体に疑問を感じる。本要綱別表に記載のない地域からの通学で自転車を使用して通学する場合も見受けられるが、その

場合には本要綱の適用対象外となっていることから、修繕維持費の補填がないことからしても疑問が残る。

支給金額についても地域で指定された金額を支給することとしているが、自転車の性能が過去に比べて格段に良くなっていることもあり、修理等の維持費も殆ど掛らない状況にあると推測される。

(提案)

自転車通学による遠距離通学費の助成については、自転車の使用目的が通学以外の目的に使用されることも勘案し、再検討されるべきである。特に助成金額については、現在、地域により年額2,500円から5,000円の範囲内で決定されているが、維持費の負担が軽減されていることから、上限金額付きの実費弁償に切り替えることを検討することが望まれる。

本要綱の指定地域には該当しないが、自転車通学を許可されている児童・生徒との不公平感が生じないように検討・配慮されることが望まれる。

2.11 長野市子どもわくわく体験事業補助金（437）

名称	長野市子どもわくわく体験事業補助金
目的	長野市内の各地区青少年健全育成諸団体が、子どもの健全育成を進めるために実施する子どもの体験活動を内容とする事業に対し、その経費の一部を補助することによって、地域社会の要求に応えるとともに、子どもたちにとって有意義な地域での体験活動の機会が増えるよう支援する。
根拠法令等	長野市子どもわくわく体験事業補助金交付要綱
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長野市内 32 地区に在住する</li> <li>2. 満 4 歳から中学 3 年生までの子どもに対して</li> <li>3. 次に指定する団体が             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各地区の住民自治協議会</li> <li>(2) 単位子ども会育成会</li> <li>(3) 地域公民館</li> <li>(4) 小中学校単位 PTA</li> <li>(5) その他青少年の健全育成に資する団体として教育委員会が認める団体</li> </ol> </li> <li>4. 自然体験活動、生活体験活動、歴史伝統知恵の継承活動、科学・工作体験活動について事業を実施する</li> </ol>
給付内容	要件 2 に指定される子どもが 5 人以上参加し且つその体験活動に要する経費が 5,000 円以上である場合において、当該経費の 3 分の 2 以内、1 事業 100,000 円を限度として補助する
申請手続	<p>事業実施日の 1 ヶ月前までに次の書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助事業に係る実施計画書</li> <li>2. 補助事業に係る収支予算書</li> <li>3. その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>補助事業が完了したときは、原則として、補助事業の完了した日から起算して 15 日を経過した日までに次の書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助事業に係る実施報告書</li> <li>2. 補助事業に係る収支計算書</li> <li>3. 補助事業に係る領収書の写し</li> <li>4. 参加者名簿</li> <li>5. 事業の際に使用した資料等</li> </ol>
担当課	長野市教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

平成 30 年度の主な取組み	幼児から小・中学生の時期に、自然体験や生活体験活動を行ってほしいとの願いから設立された補助金事業であり、104 件の自然体験事業や生活体験事業などの活動に対し、事業費の一部を補助。			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	当初予算	4,000 千円	単位子ども会育成会などに対し、事業費の一部を補助。	
	決算額	3,468 千円		
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 28 年度	平成 29 年度	令和元年度
	当初予算	4,500	4,500	3,800
	決算額	3,398	3,264	—
備考				

### 2.11.1 手続き

長野市わくわく体験事業補助金事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合规性等を検証した。

### 2.11.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）関係書類の適切な提出について【意見】

##### （現状及び問題点）

長野市子どもわくわく体験事業補助金交付要綱（以下、本要綱という。）第 7 条第 2 項には、長野市子どもわくわく体験事業実績報告書とその関係書類として、参加者名簿の提出を義務付けている。その根拠となるのは、第 3 条第 2 項第 1 号によって、補助金の交付の対象となる事業の範囲として、子どもの体験活動に参加する子どもの人数が 5 人以上と定められているからであり、この要件を具備しているかどうかを参加児童・生徒の氏名をもって確認することにある。

監査人が体験事業実績報告書の提出を求めた資料から監査したところ、平成 29 年度芹田小学校 PTA からの実績報告書に添付された参加者名簿は、1 行で芹田小学校全児童 450 人と記載し、個別名簿の作成が成されていなかった。

この事実に対し、担当課に確認したところ、全児童を対象としたイベントであることが明確であるため、聞き取りで確認したうえで、活動写真でも確認ができるため、名簿の簡略化を可としたとの回答であった。

しかし、本要綱には参加者名簿の省略に関する規定はなく、また、名簿とは人名をリスト化したものをいうのであり、5 名以上の参加者が確実にあることが明確であること

を理由とするのであれば、他の団体においてもその理由は適用されるべきであった。

(提案)

補助金は、市民からの税金等を原資として交付される以上、透明性の確保や説明責任は強く要求される場所である。さらに、本要綱の要件を具備しているか否かを情報開示することは重要であるし、しっかりと透明化されて、第三者がチェックできる仕組みを有することもとても重要である。

芹田小学校 PTA からの一連の申請書や実績報告書を監査する限りでは、5 名以上の児童が参加していたことは容易に確認できる場所ではあるが、結果として、本要綱に基づく運用が行われているとはいえない。

今回問題視した点は、要綱に定められた要件が、子どもの体験活動に参加する子どもの人数が 5 人以上と定められ、かつ、参加者名簿の作成を義務付けている点である。

従って、要綱の定めるところに則って参加者の名簿を添付させるか、全校児童を対象とする等 5 名以上の参加者がいると明らかな場合は 5 名の参加者名簿と残りは参加人数だけを記載することで対応可とする旨を長野市子どもわくわく体験事業補助金の手引き（以下、「本手引き」という。）に明記することで対応をすることを望まれる。

## (2) 補助対象の明確化について【意見】

(現状及び問題点)

本要綱第 4 条では、「補助金の対象となる経費は、子どもの体験活動を内容とする事業に要する経費とし、補助率は、当該経費の 3 分の 2 以内とする。」と定められており、これを補完する目的で、本手引きが公表されている。

本手引きでは、対象となる事業・活動と、対象とならない事業・活動の例示がなされており、一見すると交通整理がしっかりと出来ているように思える。本手引きの対象となる事業・活動と対象とならない事業・活動の記載は次のとおり。

対象となる事業・活動

①子どもを対象とする体験活動であって、下記の内容のものとしします。

(ア) 自然体験活動（キャンプ、自然観察、魚つかみ取り体験など）

(イ) 生活体験活動（調理体験、自炊体験、宿泊体験など）

(ウ) 歴史伝統知恵の継承活動（しめ縄作り、神楽体験、地区の史跡めぐりなど）

(エ) 科学・工作体験活動（科学実験教室、工作教室、凧作り、木工体験など）

(オ) その他、子どもの健全育成に資すると認められる、子どもの手による体験活動

②いずれの活動も「地域の子どもたちの異年齢集団活動」、「地域の子どもたちと大人が広く世代間交流できる事業・活動」、「子どもが自主的に企画・運営に参加する事業・活動」などであること。

③子どもの体験活動に参加する子どもの人数が 5 人以上であること。

④補助の対象となる経費が、5,000 円以上の事業・活動であること。

#### 対象とならない事業・活動

- ①別団体（実行委員会を含む）が主催する行事へ参加するだけの事業・活動。
- ②地区全体の人向けの行事に参加する事業・活動（主に大人を対象とした事業へ子どもが参加するようなもの）。
- ③ドッジボール大会などのスポーツ活動（ただし、スキー・スケートは地域特性を活かした活動のため、対象とします）。
- ④バーベキュー、お楽しみ会、すいか割り大会、花火大会、クリスマス会、果物狩りなどのレクリエーション、レジャー要素が高い事業や交流活動。
- ⑤工作キット（ドライバーなどの工具等または、素手で簡単に組み立てられるようなもの）を作るだけの事業・活動。
- ⑥映画、演劇、マジック等を鑑賞する事業・活動。
- ⑦他の補助金などの交付を受けている事業・活動。
- ⑧学校の宿題を行う勉強場所の提供的な事業・活動。
- ⑨学校教育・職業体験を目的として行う事業・活動（PTA バザーを含む）。
- ⑩参加募集の際に、学年や性別等で制限すること
- ⑪同一事業について、複数団体から申請すること

監査人が、平成 28 年度から平成 30 年度の本事業に係る申請書等をランダムに抽出したところを監査した結果、対象として補助金の支給決定をした申請書につき疑義の生ずる申請書が幾つか確認された。その内容は次のとおり。

（ア）平成 28・29 年度には、工作キットを使用した飛行機づくりについて、工作キットを使用しても、色塗りをすることで独自性を維持し工夫しているので本事業の対象としていた。

（イ）平成 29 年度に開催した事業であるが、募集チラシは「公民館の集い」となっており、参加人数では大人の参加者が子どもの参加者を上回っていたが、子どもたちには、なるべく多くの大人たちと交流して欲しいと思っていることから、大人の人数が多くても認めていた。また、これとは別の事業で、要した経費の大半は報償費であるが、対象となる子どもの参加人数は大人の参加人数の半分以下である事業が確認されたが、この事業費について、人数割りせず全額対象経費とすることについて、人数的には対象外人数が多いが、事業的には良い事業であるため分けずに認めている。

#### （提案）

以上のような内容の事業に対しては、当時の本手引きに従い、本補助金の支給決定をしていたが、平成 30 年度に本手引きを見直しし、対象とならない事業・活動の②、⑤を追加し、④も追記した。（ア）工作キットを使用した飛行機づくりでは、制作した飛行機に色塗りをするだけで独自性を認めることが適正なのか疑問であったが、平成 30 年度に本手引きの見直しをして、⑤を追加した。（イ）公民館の集いなど大人の



参加人数の方が多き事業では、内容を見て対象事業としていたが、地区の子どもを対象とした事業かが分かりにくいため、平成30年度に②を追加した。

補助対象になるか否かの線引きが分かりにくいため、平成30年度に本手引きの見直しをしたが、対象とならない事業・活動の分かりやすい表示を引き続き検討することが望まれる。

### (3) 補助対象の検討について【意見】

#### (現状及び問題点)

本要綱において、補助金対象の「子ども」の定義は第2条第1項第2号に、満4歳から中学3年生までの者を言う。と定められている。

第五次長野市総合計画では、未来を切り拓く人材の育成と環境の整備の個別政策として、乳幼児期から高等教育までの教育を充実することを掲げ、第二次長野市教育振興基本計画では、幼・保・小・中・高の連携の充実を施策として掲げている。これにより、「子どもの育ち」を大切にした幼・保・小・中の一貫性のある連携教育と高等学校への接続を重視し「遊び」や「生活」を通した学びの基礎力の育成を目指しているところである。

課で担当する個別事業では、「子ども会リーダー」がある。この事業は、子どもたちが育成会役員に頼らず自分たちで子ども会の行事の企画や運営をし、集団ゲームやレクリエーション、新入生の歓迎会等の企画や運営をしようとするときに、「お兄さん」「お姉さん」としてアドバイスやサポートをする、小学校4年生、5年生、6年生、中学生、高校生がメンバーとして活動しており、正しく遊びや生活を通した学びに直結するものである。

本補助金の対象事業として、子どもの参加人数よりも大人の参加人数の方が多き事業であっても、子どもたちにはなるべく多くの大人たちと交流して欲しいとの趣旨から補助金を支給している実績をみると、高等学校在学者を本補助金対象の子どもに含めない相当の理由は見当たらない。むしろ、子どもの範囲を統一的に捉えることにより、本補助金の対象事業としてより効果的にかつ活性化した事業展開が期待できると思われる。

#### (提案)

本要綱における補助金対象の子どもの定義に高等学校在学者を含めることについて市の政策と合致するか検討し、高等学校在学者を本補助金の要件に含めることが望まれる。

## 2.12 長野市コミュニティスクール運営委員会補助金事業（440）

名称	長野市コミュニティスクール運営委員会補助金			
目的	学校と地域が一体となって子どもを育てる仕組みの構築			
根拠法令	長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付要領			
要件	1. 長野市コミュニティスクール運営委員会を設置すること 2. 対象は長野市立小中学校であること 3. 長野市コミュニティスクール運営委員会の運営及び活動に係る費用であること			
給付内容	長野市立小中学校が設置する長野市コミュニティスクール運営委員会の運営費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。			
申請手続	1. 補助金申請は、交付申請書に年間計画表、運営委員会名簿、経費内訳書を添付してなされること 2. 実績の報告は、長野市コミュニティスクール運営委員会補助金実績報告書に、年間計画に基づく運営委員会活動実績、経費内訳書、領収書又は支出を証する書類の写しを添付してなされること			
担当課	長野市教育委員会学校教育課			
平成 30 年度の主な取り組み	市内小中学校が設置する学校運営委員会に対する補助金の交付、コミュニティスクール推進セミナーの開催			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	総事業費	2,765 千円	1 校当たり 35 千円の補助額で 79 校分	
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	2,765	2,765	2,765
	決算額	2,695	2,765	—
備考	各校の長野市コミュニティスクール（学校運営委員会制度）の活動に連携推進ディレクターが協力をする。			

### 2.12.1 手続き

長野市コミュニティスクール運営委員会補助金事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 2.12.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

## (1) 関係書類の適切な提出について【指摘】

### (現状及び問題点)

長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付要領では、補助金の交付に関しては、長野市補助金交付規則の定めと、長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付要領（以下、本要領という。）の定めに基づき履行されることを明記している。

本要領では、補助金申請の関係書類として次に掲げる書類の提出を求めている。

- ① 運営委員会年間計画表及び運営委員会名簿（様式任意）
- ② 経費内訳書
- ③ その他市長が必要と認める書類

監査人が、長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付申請書について、過去3年度分よりランダムに各15部抽出し申請書類等に不備・不審な点がないか監査を実施した。その結果、運営委員会名簿の未提出が平成30年度分に確認された。

### (改善策)

補助金は、市民からの税金等を使って交付されるものであり、透明性の確保と説明責任は強く要求される。本件は、明らかに補助金交付の際に提出が求められる書類について、不備のまま補助金を交付した事例であり、重要性が低いと思われたとしても、不備は不備として補正を要求すべきである。

例年同一団体に対して補助金を支給しているから不備がないと安心するのではなく、しっかりと要件に沿って資料等を確認し、補正の必要があれば補正を命じ、申請書の審査基準のより厳格な運用が望まれる。今後の防止策として、「補助金申請時添付資料等のチェックリスト」のようなものを教育委員会で作成し、申請書類に添付することで、今回の問題は解決できるはずであるから検討すべきである。

## (2) コミュニティスクール運営委員会設置要綱の作成・整備について【意見】

### (現状及び問題点)

本事業を制度的に担保する根拠は本要領であり、運営委員会の運営規則や会則といったものを要求しているわけではない。従って、運営規則や会則、運営委員会設置要綱等が整備されないことに対して違法性はないのであるが、補助金の趣旨が「運営委員会の運営費等」に対し、予算の範囲内で補助金を交付することであることから、積極的に整備されるべきである。

### (提案)

現状、学校教育課においてコミュニティスクール（学校運営委員会）の要綱の策定状況について、毎年度アンケートで実態把握をしているようであるが、本補助金の支出効果を最大限に高めることを意識すると、コミュニティスクール運営委員会設置要

綱についてのモデルケースを策定するなどして、各学校のコミュニティスクールへの作成・整備を促進することが望まれる。

### (3) 補助対象経費の明確化について【意見】

#### (現状及び問題点)

本要領の第3に定める補助金の対象経費は、長野市コミュニティスクール運営委員会の「運営及び活動」に係る費用に限定されている。しかし本要領において、「運営」と「活動」についての明文化はなく、本要領に基づく交付申請書及び実績報告書を見る限りでは、その運用の判断基準が曖昧になっているように感じられる。

一般に運営費とは、その事業全体に係る庶務、人事、労務、計理、調査等に関する業務と考えられる。

長野市コミュニティスクール運営委員会補助金交付申請書について、過去3年度分よりランダムに各15部抽出し補助対象経費の内容について監査を実施した。各コミュニティスクールで支払われている講師謝礼金は金額が2,000円から20,000円とまちまちであった。

#### (提案)

可能であれば、教育委員会事務局において、講師謝礼金の支払基準のモデルケースを策定し、なるべくそれに合った支払いに合わせるよう指導が望まれる。

2.13 長野市少年育成センター（441）

名称	長野市少年育成センター
目的	少年に関する指導、相談活動の推進と少年の健全な保護育成を図るため設置。
根拠法令	長野市少年育成センター条例 長野市青少年保護育成条例
要件	20歳未満の者を対象とした健全な保護育成のための指導、相談
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街頭指導に関する事。</li> <li>2. 環境浄化に関する事。</li> <li>3. 少年相談に関する事。</li> <li>4. 長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号）に関する事。</li> <li>5. 広報・啓発に関する事。</li> <li>6. 本条例により委嘱された少年育成委員の研修に関する事。</li> <li>7. 関係機関、団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>8. その他少年の保護育成に関する事。</li> </ol>
各種手続	委嘱された少年育成委員には身分証明書を交付
担当課	長野市教育委員会家庭・地域学びの課
平成30年度の主な取り組みと質の向上に向けた研修	<p>主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 『出前講座』をスタート（啓発）</li> <li>2. 「出前通信」を作成し、『育成センターだより』に差込む（啓発）</li> <li>3. 視聴覚教材DVDの貸出を始める（啓発）</li> <li>4. 専門委員会へ、外部専門機関に参加を依頼、実施（研修）</li> <li>5. S・S(県警スクールサポーター)とのコラボを出前講座に組み込む（啓発）</li> <li>6. 「校支援」(教育ネットのシステム)の活用始める（広報）</li> <li>7. 少年育成センター紹介リーフレットの作成（啓発）</li> <li>8. 一日少年育成委員の実施（広報・研修）</li> <li>9. 春季・夏季巡回活動の実施（学校少年育成委員巡回指導）</li> <li>10. ボランティアの協力を得て、市道周辺部の落書き消しを実施（環境浄化）</li> <li>11. 中心街へ学校行事予定表の配布と青少年の健全育成に協力依頼</li> <li>12. 立入調査、巡回指導を実施</li> <li>13. 少年相談に対応（相談業務を電話・面談にて実施）</li> </ol>

	研修等の実績 1. 長野市教育センターが主催する研修 2. 長野市学校教育課が主催する研修 3. 長野市保健所が主催する研修 4. 長野保健福祉事務所が主催する研修 5. 北信教育事務所・長野中央警察署が主催する研修 6. 長野県補導センター・補導委員会が主催する研修 7. 北信ブロック補導センター・補導委員会が主催する研修 8. 内閣府が主催する研修 9. 「雨上がりの会」（加害者側の保護者の自助グループの会）に参加 10. 自主研修・職場内研修			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	10,114 千円の内主な内訳		1. 少年育成委員等による街頭指導活動	
	嘱託職員賃金	6,495 千円	実施回数	79 回
	臨時職員賃金	1,619 千円	従事人数	318 人
	嘱託職員社保	1,022 千円	2. 環境浄化活動	
	臨時職員社保	252 千円	青少年保護育成条例による立入調査	
	報償金・報償品	40 千円	調査店数	217 店
	需用費	431 千円	3. 少年相談 相談件数 30 件	
	その他経費	255 千円	4. 広報・啓発活動	
			育成だよりの発行	900 部×3 回
			一日少年育成委員	4 回 15 校
			23 名参加	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	10,289 千円	10,361 千円	10,410 千円
	決算額	9,985 千円	10,114 千円	—
備考	1. 相談業務及び自殺防止等の関係では、学校教育課（長野市教育センター）、保健所健康課、子育て支援課と連携している。さらに、学校教育課とネット調査、出前講座進捗状況の共有をしている。 2. 少年育成委員数は、平成 22 年度から縮小され、市内小・中・高等学校からそれぞれ一人の教諭が学校選出少年育成委員として就任している。			

### 2.13.1 手続き

長野市少年育成センター事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 2.13.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （１）時流を踏まえた事業の見直しについて【意見】

##### （現状及び問題点）

市民に一日少年育成委員として該当指導等を体験してもらい、青少年を取り巻く有害環境や問題行動の実態を把握し、非行防止に対する関心を高め、併せて少年育成センターへの理解と協力を得ることを目的として、平成30年度では5回を計画し、4回（1回は悪天候のため中止）実施し延人数で23名に参加してもらった。この詳細は下表のとおり。

#### 平成30年度参加人数の内訳

回	期 日	参加学校 PTA（一般者）	人数
1	6月9日（土）	吉田小・清野小・長野商業高校	4
2	9月1日（土）	通明小・北部中・七二会中・長野俊英高校	4
3	10月20日（土）	篠ノ井東小・信里小・犀陵中・更級農業高校	8
4	11月3日（土）	篠ノ井西小・塩崎小・豊野中・信更中	7
合 計		15校	23

注）7月7日は悪天候により中止している。

少年育成センターの活動について理解をしてもらうこと、少年の健全な保護育成に対する理解を求めることは重要であるが、一日少年育成委員の開催はいずれも土曜日開催となっている。あえて土曜日開催とする理由は、一般の地域参加者を対象としており、仕事がお休みであると想定される日として土曜日が最も適していると判断したことによる。しかし、土曜日開催を実施することにより、少年育成センター職員も土曜日出勤をせざるを得なくなり、さらに年5回分ではあるがその準備に要する時間も必要となってくる。

令和2年4月からは、中小企業においても働き方改革が法律により義務化され、地方自治体に勤務する公務員においても今後少なからず影響は出てくるはずである。また、当初の目的であった非行防止に対する関心を高める点については、これまでの活

動においてある程度果たされてきたこと、さらに地区選出少年育成委員が今は廃止されている。

(提案)

少年育成委員は学校選出少年育成委員のみとなり専門性を高めている事などの理由と状況の変化により、一日少年育成委員の募集・開催については見直しを行い、回数の減少あるいは廃止の方向に向けても良いのではないかと思われる。

今後の青少年の健全な保護育成のため、毎年開催されている「長野市青少年健全育成フェスティバル」にその役目を今まで以上に担わせることを意識して、フェスティバルの工夫は必要になるが参加人数の絶対的多数からしても、効果は大きいと思われる。よって、一日少年育成委員の募集・開催について効果の面から廃止を視野に入れた検討が望まれる。



### 第3 高齢者福祉関連事業

#### 3.1 老人クラブの育成事業 (201)

名称	老人クラブの育成事業			
目的	老人クラブ活動を通じて、高齢者の教養の向上、健康の増進や社会活動の実施・地域社会との交流を促進し、老後の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び連合会に補助金を交付してその活動促進を図る。			
根拠法令	老人福祉法 S38. 7. 11 長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱 H8. 5. 8 (H27. 4. 30 改正)			
育成事業概要	<p>1. 老人クラブ活動に対する助成 老人クラブが行う会員の教養向上、健康増進、スポーツ振興事業及び社会奉仕活動等の推進に対し助成を行う。</p> <p>2. 老人クラブ連合会に対する助成 長野市老人クラブ連合会に補助金を交付し、独自の事業活動を促す。</p>			
給付内容	【老人クラブ活動促進事業補助金】 加入会員数、活動実績に応じて交付（限度額あり。）			
申請手続	<p>1. 申請先 高齢者活躍支援課</p> <p>2. 必要書類 (1) 補助金交付申請書類 (2) 各種書類添付が必要</p>			
担当課	高齢者活躍支援課			
平成 30 年度の主な取組み	<p>1. 単位クラブ及び連合会に補助金を交付</p> <p>2. 奉仕活動等の実施クラブに対し、1クラブ3万円以内の補助金を交付</p>			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	助成金	26,070 千円	単位老人クラブ活動助成金 16,377 千円 市老人クラブ連合会助成金 9,688 千円	
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	27,091 千円	26,814 千円	26,134 千円
	決算額	26,596 千円	26,070 千円	—
備考	<p>1. 老人クラブ連合会の活動内容 (1) 会報発行</p>			

	(2) 指導者研修会															
	(3) 環境保護運動															
	(4) 交通安全の推進															
	(5) 敬老祝賀															
	(6) 健康づくり事業															
	2. 老人クラブ数と会員数の推移															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ数</td> <td>クラブ</td> <td>259</td> <td>247</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>人</td> <td>17,778</td> <td>16,994</td> <td>16,204</td> </tr> </tbody> </table>		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	老人クラブ数	クラブ	259	247	240	会員数	人	17,778	16,994	16,204
	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度												
老人クラブ数	クラブ	259	247	240												
会員数	人	17,778	16,994	16,204												

### 3.1.1 手続き

老人クラブの育成事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.1.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 老人クラブへの加入促進について【意見】

##### (現状及び問題点)

老人クラブ数、会員数の減少に対して、地区老連から各地区の住民自治協議会を通してクラブへの加入を促進し、また、老連新聞を定期的に発行してクラブの周知・加入促進を行っている点は評価できる。しかし、老人クラブ連合会との話し合いの場や各会員の声を聴く機会については、現在設けられていない。

##### (提案)

高齢化社会が進む中、長きにわたり老後の生活を健やかで豊かなものであることに寄与してきた老人クラブ、会員数の減少に歯止めをかけるために、老人クラブ連合会との話し合いの場を設けると同時に各会員の声を聴く機会をつくり、ニーズを適切に把握することにも努めてほしい。例えば、老人クラブの成功例を積極的に対象者にPRするなど、クラブへの加入促進に一層注力されることが望まれる。

#### (2) 会員割額について【意見】

##### (現状及び問題点)

老人クラブに加入している会員数に応じて各クラブへ助成される会員割額の助成要件として「年間を通じて恒常的かつ計画的に補助金の対象となる活動を行い、相当数の

会員が常時参加していること」の記載がある。年間を通した活動については、各老人クラブが提出する社会活動実績報告書により、年間を通じて活動を行っていることの確認はされている。

しかし、相当数の会員が常時活動に参加しているという要件については、確認しておらず、参加割合などの明確な基準もない。

(提案)

補助金助成要件として「相当数の会員の常時参加」と明記されているのであれば、当該事項について明確な基準を定め、確認したうえで会員割額の助成を行うことが望まれる。

### (3) 会員数の把握について【指摘】

(現状及び問題点)

長野市老人クラブ活動促進事業補助金書類作成の手引きに、課に提出した会員数と市老連に提出した会員数に相違があった場合には、市老連へ報告した会員数を正しいものとする事となっており、どちらの会員数が正しいものなのかという確認は行っていない。

(改善策)

会員数により、補助金の交付額が異なる可能性があり、補助金の公益性の観点から受益者である市民の間に不公平が生じかねない。したがって、どちらの会員数が正しいものであるかの確認を行い、公平性を担保するべきである。

### (4) 申請書類の記載について【指摘】

(現状及び問題点)

課が作成した老人クラブ活動促進事業補助金申請書類作成の手引きの中の歳入歳出予算書に「摘要には、それぞれの明細を記入すること」との旨の記載がある。しかし、当該書類に添付された歳入歳出予算書において各科目の金額の摘要欄が空欄であるものが一部あった。

(改善策)

補助金の対象となるか否かの判断する拠り所となる摘要欄については、補助金の公益性の観点から確実な記載が求められるため、書類作成の手引きに従った処理をするように各老人クラブへの指導を行うべきである。

### 3.2 おでかけパスポート事業（202）

名称	おでかけパスポート事業											
目的	高齢者の生きがい及び健康づくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関であるバスの利用促進を図る。											
根拠法令	長野市おでかけパスポート実行委員会設置規約 H23. 7. 29											
要件	市内に住所を有する 70 歳以上の者											
給付内容	<p>市内の一般路線バス及び市営バスを利用するとき、おでかけパスポートで乗車すると、市内区間の運賃が通常より安く利用することができる。</p> <p>通常の運賃から利用者とバス会社の負担を除いた残額を市が負担。</p> <p>・利用者：110 円から 200 円までの通常運賃の 3 割を負担</p> <p>※おでかけパスポートの利用者負担額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>通常運賃</td> <td>150 円～380 円</td> <td>390 円～640 円</td> <td>650 円以上</td> </tr> <tr> <td>利用者負担額</td> <td>110 円 (最低負担額)</td> <td>通常運賃の 3 割 (10 円刻み)</td> <td>200 円 (上限額)</td> </tr> </table> <p>・バス会社：通常運賃の 2 割を負担</p>				通常運賃	150 円～380 円	390 円～640 円	650 円以上	利用者負担額	110 円 (最低負担額)	通常運賃の 3 割 (10 円刻み)	200 円 (上限額)
通常運賃	150 円～380 円	390 円～640 円	650 円以上									
利用者負担額	110 円 (最低負担額)	通常運賃の 3 割 (10 円刻み)	200 円 (上限額)									
申請手続	高齢者活躍支援課、支所に申請											
担当課	高齢者活躍支援課											
平成 30 年度の主な取組み	実行委員会設置規約に基づき、おでかけパスポート事業負担金及び長野市公共交通活性化・再生協議負担金を交付している。 おでかけパスポート交付者数 54,740 人											
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容									
	負担金	143,630 千円	おでかけパスポート事業負担金 長野市公共交通活性化・再生協議負担金									
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度								
	当初予算	168,421	165,651	165,319								
	決算額	147,522	143,630	—								
備考	<p>1. 市内バス会社（アルピコ交通・長電バス）と市で実行委員会を組織し、事業を運営。</p> <p>2. 実施状況</p>											

	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
パスポート延べ交付者数 (年度末交付者数)	人	50,695	52,702	54,740
利用状況 (1日あたりの平均利用回数)	回	2,591	2,591	2,546

### 3.2.1 手続き

おでかけパスポート事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.2.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）利用者数の分析及び利用促進について【意見】

##### （現状及び問題点）

平成 28 年度から平成 30 年度までにおでかけパスポート所持者は約 4,000 人増加し 54,740 人となっているが、1日あたりの平均利用回数は 45 回減少し 2,546 回となっている。この要因について、今後は利用者アンケートによる分析を検討しているが、現在、分析は進んでいない。本事業は高齢者のバス利用の促進を図るものであることを鑑みると早期に平均利用回数の減少の要因を分析することが必要であると思われる。

##### （提案）

高齢者のバス利用促進という事業目的を達成するために、早期に分析を進め、1日あたりの平均利用回数の減少の要因を特定し、バス利用促進により一層注力されることが望まれる。

#### （2）バスの乗り方教室について【意見】

##### （現状及び問題点）

平成 30 年度よりおでかけパスポートの利用促進を目的としたバスの乗り方教室を開催し、実際のバス利用の方法を体験できる機会を設けている。平成 30 年度は市内各地区で合計 6 回開催され、利用促進について一定の効果을あげている。しかし、実施初年度ということや教室において利用方法の説明だけでなく、実際の体験も行うため、体験スペースの確保や大幅な終了時間の遅れなど課題があった。

(提案)

利用促進の観点からは非常に有効な手法であるため、課題についてその都度解決策を検討し、次年度以降も引き続き開催し、バスの乗り方教室をよりよいものとすることが望まれる。

### 3.3 敬老祝事業（203）

名称	敬老祝事業
目的	長寿を祝福し、市民の高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに、高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、老人の日にお祝い品等を贈呈する。
根拠法令	県要綱（下記要件3） 国要綱（下記要件4） 長野市高齢者写真撮影事業実施要領（下記要件6）
要件	1. 敬老お祝い状 （1）8月15日現在市内に住所を有する者 （2）88・100歳及び市内最高齢の者（当該年度末現在） 2. 高齢者記念品 88歳及び市内最高齢の者（ 〃 ） 3. 高齢者お祝い状 100歳の者（ 〃 ） 4. 高齢者お祝い状等 100歳の者（ 〃 ） 5. 高齢者訪問 100歳の者（ 〃 ） 6. 高齢者写真無料撮影事業 77・100歳の者（ 〃 ）
給付内容	1. お祝い状 民生委員・入居施設に依頼 実施時期9月 2. 記念品 民生委員・入居施設に依頼 交付時期9月 3. お祝い状 民生委員・入居施設に依頼 交付時期9月 4. お祝い状等 民生委員・入居施設に依頼 交付時期9月 5. 市長又は支所長等が希望者宅を訪問し、長寿を祝う。 実施時期9月 6. キャビネ版（台紙又は額付・77歳） 四つ切り版（100歳） 直接（実施方法は市広報に掲載） 実施時期6月（77歳） 9月（100歳）

申請手続	上記1～4については申請不要。 上記5については訪問希望の有無を事前に本人に確認。 上記6については申請不要。 ・ 77歳は撮影券を持って、実施日に写真館で撮影（5月郵送） ・ 100歳は撮影希望の有無を事前に本人に確認						
担当課	高齢者活躍支援課						
平成30年度の主な取組み	なし						
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容				
	扶助費	5,224千円	敬老祝事業補助金（写真無料撮影）				
3年間の事業費の推移 （単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度			
	当初予算	5,923	5,863	5,471			
	決算額	5,257	5,224	—			
備考	1. 上記6については、長野市営業写真館協会の協力を得て、記念写真を贈り長寿を祝う。 2. これまでの実施状況						
	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
77歳 写真撮影	人	1,627	1,797	1,525	1,679	1,911	1,868
88歳 祝状・記念品		2,106	2,273	2,247	2,397	2,351	2,468
99歳 祝状		廃止	—	—	—	—	—
100歳 祝状		92	124	109	145	141	130
記念品					廃止	—	—
写真撮影		44	50	53	57	61	55
市内最高齢 祝状		1	1	1	1	1	1

### 3.3.1 手続き

敬老祝事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合规性等を検証した。

### 3.3.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。



(1) 事業内容の見直しについて【意見】

(現状及び問題点)

過去の敬老祝事業の実施状況の推移のとおり、高齢者の人口増加に伴い対象者の増加が今後も見込まれることを踏まえると市の財政を逼迫する可能性も考えられる。

また、本市の平均寿命は、男性 82.3 歳、女性 87.8 歳（出所：平成 27 年度市町村別平均寿命（厚生労働省））であり、いずれも 80 歳以上となっていることから、77 歳を対象者とするについては、長寿を祝うという点においては事業の趣旨にそぐわない感も否めない。

(提案)

他市の状況、市の財政状況といった社会情勢及び事業趣旨の観点から本事業について対象年齢の引き上げといった見直しが望まれる。

### 3.4 ながのシニアライフアカデミー運営事業（204）

名称	ながのシニアライフアカデミー運営事業			
目的	自らの健康づくりを進めるとともに、地域における指導的役割を果たす人材（地域リーダー）を育成する。			
根拠法令	ながのシニアライフアカデミー規約			
要件	市内に居住するおおむね 60 歳以上の者			
給付内容	1. 講座内容 一般教養 2. 講座数 2 ヶ年 計 22 日間 1 コマ 90 分（全 30 コマ） 3. 定員 40 名（一学年） 4. 会場 長野県立大学等 5. 受講料 年額 4,000 円			
申請手続	1. 申請先 高齢者活躍支援課、各支所、各かがやきひろば 2. 必要書類 （1）入学願書 （2）62 円切手 3. 申請時期 4 月			
担当課	高齢者活躍支援課			
平成 30 年度の主な取り組み	なし			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	報償費	1,565 千円	講師報酬等	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	1,840	2,170	1,900
	決算額	1,677	1,565	—
備考	1. 運営内容の検討期間とするため、平成 30 年度は受講生の募集を行わない。			

#### 3.4.1 手続き

ながのシニアライフアカデミー運営事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.4.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

(1) 規約等の整備について【意見】

(現状及び問題点)

本事業の運営は、ながのシニアライフアカデミー規約を根拠として運営がなされており、市と大学が共同で行う事業である。しかし、現在の当該規約には、入学の申請時期や受講料の納入時期が明記されておらず、また入学願書等の雛型といった各種関係書類の様式等の記載がない。

(提案)

本年度は受講生の募集を行わず、運営内容を検討することであるが、運営内容とあわせて、他課や他事業の要綱、規約やマニュアル、内規を参考にするとともに、大学とも協議を重ね、規約等の整備をさらに推進することが望まれる。

3.5 老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業（205）

名称	老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業				
目的	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するとともに、地域における福祉活動の場を提供し、高齢者の福祉の向上を図る。				
根拠法令	老人福祉法第 20 条の 7 長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 S53. 3. 31				
要件	1. 市内に居住する 60 歳以上の者 2. 市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者				
給付内容	1. 開館時間 午前 9 時～午後 9 時 2. 休館日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12/29～1/3 3. 各講座等の開催 4. 受講料 1 回 100 円				
申請手続	利用申込 各かがやきひろばへ直接				
担当課	高齢者活躍支援課				
平成 30 年度の主な取り組み	1. 老人福祉センター11 館の管理・運営（指定管理者に委託） 2. 湯～ぱれあ高齢者福祉ゾーンにおける講座の提供、信州新町福祉センターにおける高齢者講座実施（直営）				
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容		
	指定管理料	141,490 千円	老人福祉センター11 館の指定管理料 湯～ぱれあ・信州新町福祉センターの管理運営費		
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	当初予算	142,566	141,984	154,357	
	決算額	142,481	141,490	—	
備考	1. これまでの実施状況				
		単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	生きがいつくり講座	回	1,965	1,834	1,824
		人	34,956	33,452	33,254
	グループ活動	回	6,504	6,493	6,402
		人	73,745	72,876	70,922
	地域福祉活動	回	2,369	2,201	2,366
		人	26,652	25,492	22,697
	その他	回	3,678	4,137	5,226
		人	30,554	31,311	33,957

### 3.5.1 手続き

老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.5.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）指定管理者からの施設管理報告について【意見】

##### （現状及び問題点）

各指定管理者から担当課へ定期報告書として毎月施設管理報告が提出されている。施設管理報告では、施設本体、備品、駐車場といった各種項目について、正常であるか、不具合があるかといった記載がされ、不具合がある場合は、その対応や修繕予定などを記載することとなっている。しかし、その記載の一部に、記載方法が適切でない箇所が散見された。具体的には、施設の劣化の記載があるにも関わらず、記載欄には正常である「○」と記載されていた。

当該報告書は指定管理者が作成しているものであるが、提出された報告書については、課として確認し、必要に応じて記載方法を指導する必要があると思われる。

##### （提案）

施設管理報告書について、確認を行い、適切でない記載があった場合には必要に応じて記載方法を指導し、施設ごとの運用を統一するといった方法にすることが望まれる。

### 3.6 老人憩の家（愛称：いこいの家）（206）

名称	老人憩の家（愛称：いこいの家）																		
目的	高齢者の相互交流・教養の向上、レクリエーション等の場として、心身の健康の増進を図る。																		
根拠法令	長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例 S47. 4. 1																		
要件	<p>1. 市内に居住する 60 歳以上の者</p> <p>2. 利用料</p> <p>（1）利用券提示の者 200 円</p> <p>（2）介助が必要な者の付添者等 250 円</p> <p>3. 静養室利用料等</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>使用時間</td> <td>9 : 00 ～12 : 30</td> <td>12 : 30 ～16 : 00</td> <td>9 : 00 ～16 : 00</td> </tr> <tr> <td>6 畳</td> <td>600 円</td> <td>600 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>8 畳以上</td> <td>800 円</td> <td>800 円</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料</td> <td colspan="3">実費</td> </tr> </table>			使用時間	9 : 00 ～12 : 30	12 : 30 ～16 : 00	9 : 00 ～16 : 00	6 畳	600 円	600 円	1,200 円	8 畳以上	800 円	800 円	1,600 円	冷暖房料	実費		
使用時間	9 : 00 ～12 : 30	12 : 30 ～16 : 00	9 : 00 ～16 : 00																
6 畳	600 円	600 円	1,200 円																
8 畳以上	800 円	800 円	1,600 円																
冷暖房料	実費																		
給付内容	<p>1. 開館時間 午前 9 時～午後 4 時（入浴は午前 10 時～午後 3 時 30 分）</p> <p>2. 休館日 下記日程表の日と国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 / 29～1 / 3 若穂いこいの家は下記日程表の日と 12 / 31 及び 1 / 1</p>																		
申請手続	<p>1. いこいの家利用券申請先 高齢者活躍支援課又は各支所</p> <p>2. いこいの家週間日程表</p>																		

名称	日	月	火	水	木	金	土
松代		マッサージ		マッサージ は		休館日	マッサージ は
石川			休館日	マッサージ			マッサージ
大豆島				マッサージ	休館日		マッサージ
茂菅			マッサージ	休館日		マッサージ	
若槻			休館日	マッサージ			マッサージ
新橋					休館日		マッサージ
氷鮑	休館日		マッサージ は	マッサージ		マッサージ は	
東北				マッサージ		休館日	マッサージ
若穂				マッサージ は	第3木曜 休館日		マッサージ
東長野	休館日	マッサージ			マッサージ		
担当課	高齢者活躍支援課						
平成30年度の 主な取組み	1. 各種教室の開催 2. 施設改修（東北老人憩の家浴室入口サッシ改修工事、大豆島老人憩の家脱衣室修繕工事、氷鮑老人憩の家真空温水ヒーターセクションニップル漏れ修繕工事）など						
事業費の主な 内容	平成30年度決算額			主な内容			
	指定管理料	73,130千円		憩の家管理運営 69,399千円 憩の家小規模改修 3,731千円			
3年間の事業 費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度			
	当初予算	73,117	73,146	133,279			
	決算額	72,443	73,130	-			
備考							

### 3.6.1 手続き

老人憩の家（愛称：いこいの家）に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.6.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 利用券申込書の管理について【意見】

##### (現状及び問題点)

現在、支所において発行された利用券申込書については、次のいずれかの方法により管理することとなっている。

- ① 利用券交付簿へ転記し、利用券申込書はシュレッダーにて廃棄
- ② 利用券申込書をそのまま保管し、一定期間保管後シュレッダーにて廃棄

※ 支所の人員体制により支所ごと管理しやすい方法を選択している。

##### (提案)

利用券申込書は利用券交付の根拠となる重要な書類である。したがって、例えば、利用券申込書原本の保存及び利用券申込管理簿への転記を行い、一定期間経過後に原本をシュレッダー処理する管理方法に統一して運用する方が適切ではないだろうか。利用券申込書の管理方法について、上記の方法を含め、今一度、最適な管理方法について検討することが望まれる。

#### (2) 安全管理について【意見】

##### (現状及び問題点)

各施設の利用者は民間の入浴施設等の増加に伴い減少傾向にあるが、それでも平成30年度の一日平均利用者数は59.74人、延べ利用者数は176,168人、うち障害者は34,299人となっており、多くの市民が利用している。しかし、その施設の一部は耐震補強が必要であり、震災等の不測の事態に対する対策がなされていない。

##### (提案)

利用者の減少に応じて施設の在り方そのものを含めて再編・統廃合を進めることで予算を確保しながら、不測の事態に備え、人的な被害を最小限にし、利用者の安全確保を図る対策を早急に講じることが望まれる。



3.7 ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業（207）

名称	ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業			
目的	老人福祉センターを補完する施設として、山間地域等における世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として福祉の向上を図る。			
根拠法令	長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 S53. 3.31			
要件	1. 市内に居住する 60 歳以上の者 2. 市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者			
給付内容	1. 開館時間 午前 9 時～午後 4 時 ※（松代・戸隠・大岡は 5 時） 2. 実施日 （小田切 火・木曜日）（松代・戸隠・大岡 月～金曜日） （七二会 水・金曜日）（信更 水・金曜日） 3. 各講座等の開催 4. 受講料 1 回 100 円			
申請手続	利用申込 各かがやきひろばへ直接又は高齢者活躍支援課 ・ かがやきひろば信更は、信更公民館でも受付可 ・ かがやきひろば大岡は、大岡支所市民担当へ			
担当課	高齢者活躍支援課			
平成 30 年度の主な取組み	ふれあい交流広場 6 館の管理・運営			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	管理運営費	15,891 千円	ふれあい交流広場 6 館の管理・運営費	
3 年間の事業費の推移 （単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	17,531	17,300	15,858
	決算額	15,795	15,891	—
備考	1. 各施設開設年月日 （1）小田切ふれあい交流ひろば（平成 12 年 12 月 1 日開設） （2）信更ふれあい交流ひろば（平成 14 年 4 月 1 日開設） （3）松代ふれあい交流ひろば（平成 16 年 10 月 19 日開設） （4）七二会ふれあい交流ひろば（平成 17 年 4 月 9 日開設） （5）戸隠ふれあい交流ひろば（平成 29 年 4 月 1 日開設） （6）大岡ふれあい交流ひろば（平成 30 年 4 月 1 日開設） 2. 実施状況			

	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
講座開催回数	回	238	313	291
延べ参加者数	人	4,335	5,183	5,133
利用者数	人	15,070	16,658	16,859

### 3.7.1 手続き

ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.7.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （１）利用者のニーズの把握について【意見】

##### （現状及び問題点）

各交流ひろば利用者のニーズの把握については、受講料を徴収するときなど、口頭によるもの、施設からのヒアリングにとどまっている状況である。他方、類似事業である老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業では、毎年アンケート調査を行っている。

##### （提案）

類似事業で利用者のニーズを積極的に吸い上げているように、本事業でもアンケート調査を行い、より一層利用者のニーズを把握することが望まれる。

### 3.8 シニアアクティブルーム運営事業 (209)

名称	シニアアクティブルーム運営事業																											
目的	中心市街地での老人福祉センター等の機能を持つ高齢者の活動拠点として、教養や趣味等の講座を行うなど高齢者の福祉の向上を図る。																											
根拠法令	長野市シニアアクティブルーム運営事業実施要綱 H15. 4. 1																											
要件	1. 市内に居住する 60 歳以上の者 2. 市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者 3. 参加料 1 回 100 円																											
給付内容	1. 開館時間 午前 10 時～午後 5 時 2. 休館日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12/29～1/3、毎月第 1、第 3 水曜日（その日が休日のときはその翌日） 3. 各講座等の開催																											
申請手続	利用申込 シニアアクティブルームへ往復はがきで申込																											
担当課	高齢者活躍支援課																											
平成 30 年度の主な取組み	なし																											
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容																									
	委託料	5,551 千円	運営委託料																									
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																								
	当初予算	5,611 千円	5,638 千円	5,591 千円																								
	決算額	5,592 千円	5,551 千円	—																								
備考	1. 開設場所 もんぜんぷら座 3 階（大字南長野新田町 1485 番地 1） TEL 223-0058																											
	2. 実施状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者数</td> <td>人</td> <td>11,182</td> <td>12,739</td> <td>12,902</td> </tr> <tr> <td>講座数</td> <td>講座</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>延べ開催回数</td> <td>回</td> <td>202</td> <td>228</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>延べ参加人数</td> <td>人</td> <td>8,010</td> <td>9,856</td> <td>10,094</td> </tr> </tbody> </table>					単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	年間利用者数	人	11,182	12,739	12,902	講座数	講座	42	34	29	延べ開催回数	回	202	228	234	延べ参加人数	人	8,010	9,856
	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度																								
年間利用者数	人	11,182	12,739	12,902																								
講座数	講座	42	34	29																								
延べ開催回数	回	202	228	234																								
延べ参加人数	人	8,010	9,856	10,094																								

### 3.8.1 手続き

シニアアクティブルーム運営事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.8.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）代替会場の検討について【意見】

##### （現状及び問題点）

講座開催会場となっているもんぜんぷら座は平成 31 年度より耐震工事を行っているが、工事期間中には講座を設定しないことで対応している状況であり、代替会場の検討がなされていない。しかし、本事業は中心市街地に老人福祉センターと同等の機能を持ち高齢者の活躍を支援する趣旨の事業として運営がなされており、実際に多くの高齢者が様々な講座に参加しており、年度ごとの事業計画でも目標を上回るという高い評価を得ている。

##### （提案）

受講者も増加傾向にあり、今後ますます進むであろう高齢化社会での高齢者の活躍の場の提供に寄与するためにも、代替会場を検討することが望ましい。予算の関係や運営上の問題もあろうとは思いますが、できうる限り講座会場を確保できるように一層注力されることが望まれる。

### 3.9 高齢者授産施設就労奨励金支給事業（214）

名称	高齢者授産施設就労奨励金支給事業			
目的	授産施設に就労する高齢者に交通費の一部（就労奨励金）を支給し、就労の促進を図る。			
根拠法令	長野市高齢者授産施設就労奨励金支給要綱 S60. 4. 1			
要件	市内に住所を有する 60 歳以上の者で、次に掲げるもの 1. 通所のため、電車又はバスを利用する者 2. 通所のため、自動車又は原動機付自転車を使用する者（通所距離が片道 2 キロメートル以上の者に限る。）			
給付内容	1. 電車又はバスの利用者 1 日の往復にかかる運賃の 2 分の 1（ただし、1 日につき 250 円を上限とする。） 2. 自動車又は原動機付自転車の使用者 日額 100 円（ただし、1 月につき 2,000 円を上限とする。）			
申請手続	授産施設の長が対象者名簿を提出			
担当課	高齢者活躍支援課			
平成 30 年度の主な取り組み	なし			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	就労奨励費	800 千円	授産施設への交通費等	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	1,156	1,151	1,217
	決算額	901	800	—
備考				

#### 3.9.1 手続き

高齢者授産施設就労奨励金支給事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.9.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 利用者の満足度向上について【意見】  
(現状及び問題点)

事業について制度利用者へのアンケート実施など利用者の声を聴く機会を設けていない。利用者からの要望はほぼないとのことだが、アンケートにより利用者の意見を聞く機会を設けることも利用者の満足度向上を図るためには有効な手段であると思われる。

(提案)

利用者の満足度向上を図り、利用者にとってより有用な制度とするために、利用者へのアンケートを実施して、積極的に利用者の声を吸い上げることが望まれる。

### 3.10 はり、マッサージ費等助成事業（224）

名称	はり、マッサージ費等助成事業				
目的	いこいの家利用者に、はり・マッサージを施術し、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図る。				
根拠法令	長野市はり、マッサージ事業実施要綱 H8.4.1				
要件	1. 60歳以上のいこいの家利用者 2. 負担金 本人 600円（はり、マッサージの両方を同一施術者から受ける場合の本人負担は1,000円） 3. 市の助成金 施術者一人当たり1日 5,500円				
給付内容	1. 時 間 各施設午前10時～午後3時30分まで 2. 実 施 日 0011 憩いの家に記載のいこいの家週間日程表参照				
申請手続	1. 申請先 各いこいの家 2. 必要書類 いこいの家利用券				
担当課	高齢者活躍支援課				
平成30年度の主な取組み	なし				
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容		
	扶助費 6,703千円		扶助費		
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	当初予算	7,087	6,990	7,039	
	決算額	6,676	6,703	—	
備考	1. 実施状況				
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	開設箇所	施設	10	10	10
	延べ日数	回/年	1,160	1,125	1,131
	延べ利用人員 マッサージ	人	3,230	3,049	2,858
	延べ利用人員 はり	人	1,169	921	932
	合 計	人	4,399	3,970	3,790

#### 3.10.1 手続き

はり、マッサージ費等助成事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.10.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 助成金について【意見】

##### (現状及び問題点)

現在、はり、マッサージ施術者として登録している者への市からの助成金は1日あたり5,500円となっており、施術人数にかかわらず一律である。また、根拠法令はなく、視覚障害者協会との覚書によって決定しているとのことである。

##### (提案)

はり、マッサージ施術者への助成金額を施術人数×助成単価としている市町村もある。他市の事例も参考にし、制度の目的である視覚障害者の福祉の向上という観点から施術者の要望も取り入れながら、施術者への助成金額や算定方法などについても検討することが望まれる。

#### (2) 実施要綱の整備について【意見】

##### (現状及び問題点)

本事業は長野市はり・マッサージ事業実施要綱によって運営されているが、施術者への助成金額、一回当たりの施術時間といった基本的な事項の記載がされていない。他方、これら基本的な事項は実施要綱に記載されたうえで運営が行われている市もある。

##### (提案)

事業実施要綱は事業運営の根拠法令となる重要なものであることから、他市の事業要綱も参考にしながら、助成金額や施術時間といった基本的事項を事業実施要綱に盛り込むことが望まれる。



### 3.11 介護予防教室（230）

名称	介護予防教室			
目的	高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送ることができるようにするための介護予防教室を開催し、介護予防の普及啓発を図る。			
根拠法令				
要件	長野市に居住する希望者 教室ごとに対象者を設定			
給付内容	1. 市内の地域包括支援センター・在宅介護支援センターで開催 2. 参加費無料（教材費等実費負担あり） 3. 開催日、会場等については別途			
申請手続	1. 開催する地域包括支援センター・在宅介護支援センターへ直接申込み			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成 30 年度の主な取組み	介護予防教室			
		平成 30 年度		
	開催総数	221 回		
	参加人数	4,906 人		
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	6,630 千円		介護予防教室実施委託料	
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	6,780	6,780	6,780
	決算額	6,600	6,630	—
備考				

#### 3.11.1 手続き

介護予防教室事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.11.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 類似事業との重複について【意見】  
(現状及び問題点)

介護予防教室の目的は介護予防の普及啓発であり、要介護リスクやその予防方法について広く市民に周知しているものである。一方、地域での住民による主体的な介護予防活動の場としてはつらつ俱樂部がある。はつらつ俱樂部とは、高齢者を中心として、健康寿命を長く保つための体操や脳トレ・レクリエーション等の介護予防活動を市内各地域で行う自主グループであり、総合事業における一般介護予防事業として市が立ち上げから継続まで支援している。はつらつ俱樂部は地区ごとに活動し、平成 30 年末時点で 171 団体が活動しているが、普及が進みつつあり、最終的には市内全域に 400～500 団体を目指している。介護予防教室にて介護予防について学んだ後に、その継続方法の一つとして、はつらつ俱樂部等地域での介護予防活動につながっていくよう、現在検討中である。

介護予防教室は地域包括支援センターが実施するが、仕様書では委託料の支払いを年 9 回までとしており、年 9 回の実施が多い。しかし、中には年 5 回の実施に留まるセンターもある。市では極端に少ないことがないよう指導するとしているが、センター業務は多岐に渡り、多忙である。平成 29 年の地域包括支援センター調査において、業務量が大変多い、多いと答えたセンターの割合は 16/18 に上る。今後もその役割の増加に伴い、業務量も増加していくと思われる。

(提案)

はつらつ俱樂部の普及により体操や交流等による介護予防活動の継続が進みつつある中、介護予防教室の事業目的が普及啓発であることを踏まえ、センターの現状を考慮し、地区の地域資源やニーズ等、地域包括支援センターが担当する地区の状況に合わせて、効果的、効率的な実施の検討が望まれる。

3.12 介護予防・日常生活支援総合事業（移動支援サービス 244）

名称	介護予防・日常生活支援総合事業
目的	要支援者又は事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援による自立支援を目的とした多様なサービスを実施する。 また、65歳以上の高齢者を対象に、自主的な介護予防の取り組みを推進するための支援を行う。
根拠法令	介護保険法第115条の45第1項
要件	1. 介護予防・生活支援サービス事業対象者 ・要支援認定者 ・事業対象者（基本チェックリスト対象者） 2. 一般介護予防事業対象者 ・65歳以上の高齢者
給付内容	1. 介護予防・生活支援サービス事業 ◇第一号訪問事業 ・介護予防訪問介護相当サービス ・訪問型基準緩和サービス ・訪問型住民主体サービス ・訪問型短期集中予防サービス ◇第一号通所事業 ・介護予防通所介護相当サービス ・通所型基準緩和サービス ・通所型住民主体サービス 2. 一般介護予防事業 65歳以上の介護予防の自主的な取り組みを支援する。
申請手続	1. 介護予防・生活支援サービス 各地域包括支援センター 2. 一般介護予防事業 地域包括ケア推進課はつらつ応援担当
担当課	地域包括ケア推進課
平成30年度の主な取り組み	1. 介護予防・生活支援サービス ・訪問型・通所型とも相当サービスの利用者の状態像の目安を示し、各地域包括支援センターに報告書を求め、サービス利用の適正化を図った。 ・ケアマネージャーに対して、自立支援に向けたケアプラン作成の研修を行った。 2. 一般介護予防事業

	・お達者なまちづくり支援事業			
				平成 30 年度
	ア	はつらつ倶楽部体験講座 実施会場数 [介護予防クラブ立上げ支援]	169	
	イ	はつらつ応援隊養成講座 実施回数 [介護予防推進役の養成]	21	
	ウ	はつらつ倶楽部活動支援 実施回数 [介護予防クラブ活動の支援]	71	
	介護予防クラブ育成数			37
	介護予防クラブ数（累計）※			171
	・介護予防あれこれ講座			
				平成 30 年度
	回数			159 回
	延べ人員			3,044 人
	・介護予防教室			
			平成 30 年度	
開催総数			221 回	
参加者数			4,906 人	
事業費の主な 内容（当事業 全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	1,170,934 千円		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 号事業（指定事業所によるサービス事業・介護予防ケアマネジメント）事業費</li> <li>・一般介護予防事業費</li> </ul>	
3 年間の事業 費の推移 （単位千円）	平成 29 年度		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	1,139,782	1,298,665	1,207,185
	決算額	1,061,360	1,170,934	—
備考				

### 3.12.1 手続き

介護予防・日常生活支援総合事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.12.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 利用者のニーズの把握について【意見】

##### (現状及び問題点)

移動支援サービスは、サービスDとして厚生労働省より訪問型サービス類型のモデルケースとして例示されている。総合事業開始時、市では他のサービス類型(AからC)の導入を優先して検討し、移動支援サービスの導入は積極的に検討されなかった。

介護予防・生活支援サービスは介護保険特別会計で行われており、利用者は要介護認定の要支援相当の人が想定されている。国のガイドラインによって、利用者の半数以上が要支援相当の人であれば、間接経費部分のみがサービス提供団体への補助金交付対象として認められてはいるが、サービスDの提供のみでは地域住民のニーズを満たすことは難しいと考えられる。また、モデルケースにおける実施方法は住民主体サービス(ボランティア主体によるサービス)に準じているため、地域住民の理解や協力が欠かすことができず、導入には時間を要するサービスでもある。

このため、第五次長野市総合計画やあんしんいきいきプラン21に実施事業として記載はあるが、現在、地域包括ケア推進課を中心として、長野市社会福祉協議会、交通政策課、障害福祉課等と連携し、導入に向け検討中である。本市において支援を希望する者は多いことは住民意見交換回答で明らかになっている。

##### (提案)

移動支援サービスは、今後特に需要の高まるサービスとして、早急に制度設計を進めていく必要があると思われ、地域住民の意見等もよく踏まえた上で、導入に向けた重点的な協議と、早期の実施が望まれる。

3.13 ひとり暮らし高齢者友愛活動事業 (246)

名称	ひとり暮らし高齢者友愛活動事業			
目的	地域のボランティア団体が、ひとり暮らしの高齢者を支援するためのふれあい会食や自宅訪問を行う費用を補助することにより、地域福祉の充実を図る。			
根拠法令	長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業補助金交付要綱			
要件	<p>地域のボランティア団体が行う以下の対象者へのふれあい会食又は自宅訪問であること。</p> <p>1. ふれあい会食活動事業の対象者は、70歳以上（老弱者は65歳以上）のひとり暮らし高齢者</p> <p>2. 自宅訪問活動事業の対象者は、70歳以上（老弱者・安否確認の必要な者は65歳以上）のひとり暮らし高齢者。ただし、市内に2親等以内の親族がいて交流がある人、日常的に社会参加している人、会社等に勤務している人は除かれるが、65歳以上のひとり暮らし高齢者で安否確認の必要な者の場合は、上記の除外要件は適用しない。</p>			
給付内容	<p>補助対象経費及び補助金額</p> <p>1. ふれあい会食 対象となる高齢者が2名以上参加するふれあい会食の費用 対象者1人あたり1回550円以内（月3回分以内）</p> <p>2. 自宅訪問 対象となる高齢者の自宅をボランティアが毎月（月1回以上）訪問するための活動費 対象者1人あたり年額1万円以内</p>			
申請手続	<p>1. 申請先 地域包括ケア推進課</p> <p>2. 申請方法 友愛活動事業補助金交付申請書、友愛活動事前実施計画書、友愛活動事業実施調査票を提出する。</p>			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取組み	<p>自宅訪問活動 ボランティア団体（会員）数 76団体（517人） 対象者数 676人</p> <p>ふれあい会食 ボランティア団体（会員）数 140団体（1,766人） 対象者数 3,838人 延べ配食数 10,923食</p>			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	通信運搬費	65千円	交付決定通知	
	補助金	12,525千円	ボランティア活動補助金	
3年間の事業費の推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	14,797	14,416	14,560

(単位千円)	決算額	13, 129	12, 591	—
備考				

### 3.13.1 手続き

ひとり暮らし高齢者友愛活動事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.13.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 補助対象の明確化について【意見】

##### (現状及び問題点)

ふれあい会食を月に1回程度実施し、かつ自宅訪問活動も行うボランティア団体の実績報告書等提出書類を閲覧したところ、ふれあい会食に定期的に参加することになったため自宅訪問活動の対象者から除外する団体と、ふれあい会食に参加していても自宅訪問活動を行っている団体があり、対象者の扱いに差異が見られ、後者には自宅訪問活動の補助金が交付されていた。

自宅訪問活動は日常的に地域活動または地域行事に参加する者を対象者としていないが、「日常的に」の程度があいまいである。補助金交付対象には月1回以上の訪問実績を要としていることから、ふれあい会食等の行事に月1回参加している者は対象ではないとも考えられるが、その解釈については統一し、各団体へ通知すべきである。

介護予防・日常生活総合事業の実施により、各地区で体操やレクリエーションを行うはつらつ倶楽部の数は大幅に増加し、平成29年度よりいきいき通いの場事業も実施され、今後高齢者の社会参加の場は増えていくと予想される。現時点で対象者要件について高齢者毎に個別の確認は行っていないとのことだが、現在の対象者が対象から外れるケースが増えれば、補助金の必要性の観点からの確認も必要となろう。自宅訪問活動の意義や重要性が変わるものではないが、その対象者の定義と確認方法については検討すべきである。

##### (提案)

自宅訪問活動対象者の定義と運用を統一し、確認方法につき検討することが望まれる。

### 3.14 日常生活用具給付事業（248）

名称	日常生活用具給付事業			
目的	ひとり暮らしの高齢者に対し日常生活の便宜を図るための用具を支給し、日常生活を支援する。			
根拠法令	長野市ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付等事業実施要綱			
要件	1. 65歳以上のひとり暮らし高齢者 2. 前年分所得税非課税			
給付内容	給付品 1. ガス漏れ警報器 2. 電磁調理器			
申請手続	1. 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2. 申請方法 ガス漏れ警報器、電磁調理器については長野市日常生活用具給付申請書を提出する。			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	平成30年度給付実績 電磁調理器 22 ガス警報器 2			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	需用費	0千円	物品修繕費	
	扶助費	130千円	用具給付費	
3年間の事業費の推移（単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	196	196	185
	決算額	152	130	—
備考				

#### 3.14.1 手続き

日常生活用具給付事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.14.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）利用者のニーズの把握について【意見】

##### （現状及び問題点）

ガス漏れ警報器については近年のガス器具の安全性向上等による必要性の低下、電磁調理器については高齢者が使いこなせないこと等により利用は低調である。実施方



法に問題はなかったか、周知は十分であったか等、事業の結果をよくよく検証されたい。

日常生活用具の多くは介護保険の給付対象となっているが、対象とならない品目の一つに補聴器がある。実際に補聴器の要望はあったものの、高額のため給付対象とはできなかったとのことだが、そうしたニーズを捉えたことは収穫である。高額な品目の対象化が困難なのは、本事業が給付事業だからであり、助成事業であれば対象化は不可能ではないはずである。

(提案)

補聴器の助成については、身体障害者手帳が交付される難聴者であれば障害者総合支援法に基づく助成が受けられるが、比較的軽度の難聴者は助成を受けられないことから、独自の助成制度を整備する自治体もあり、平成 30 年度から始まった日本医療研究開発機構における研究の動向を注視し、検討する余地は多いにあると思われる。日常生活用具給付事業の結果を検証するとともに、国に補聴器購入に対する公的補助制度の創設を働きかける動きがあることを踏まえ、介護保険などの枠組みでは対応できないニーズに応える事業を検討することが望まれる。

### 3.15 緊急通報システム (249)

名称	緊急通報システム			
目的	ひとり暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置等を設置し、緊急時に対応できる体制を整備する。			
根拠法令	長野市ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者緊急通報装置設置事業実施要綱			
要件	利用者が長野市内に居住している方で、 1. 65歳以上のひとり暮らしの方 2. 75歳以上のみの世帯の方 3. 65歳以上の方及び重度身体障害者からなる世帯の方 上記1～3のいずれかを満たして、自宅の近くに協力員を確保できることが必要			
給付内容	緊急通報装置等の貸与			
申請手続	1. 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2. 申請方法 長野市緊急通報装置設置申出書を提出する ※申請には、民生委員の確認が必要			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	平成30年度利用実績 1,836円(税込) × 13,200件			
事業費の主な内容(当事業全体)	平成30年度決算額		主な内容	
	消耗品	5千円	文具類	
	印刷製本費	35千円	郵送用窓あき封筒	
	通信運搬費	279千円	利用決定通知・利用料納付通知	
	事務事業委託料	24,235千円	システム運営委託料	
3年間の事業費の推移(単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	25,881	25,350	25,078
	決算額	24,796	24,556	—
備考				

#### 3.15.1 手続き

緊急通報システム事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.15.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 適切な目標設定について【意見】

(現状及び問題点)

「あんしんいきいきプラン 21」では、PDCA サイクル実施による数値目標達成のため、節毎に指標名、指標の内容、指標設定の意義が整理され計画に記載されている。第2章第1節「福祉サービスの充実」の記載内容は以下のとおりである。

指標名	緊急通報システム設置数
指標の内容	65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の緊急時における通報手段として緊急通報装置本体及び火災報知器、安否確認用人感センサーの設置数、ひとり暮らし高齢者の不安の軽減および安全の確保をはかるもの
平成28年度値	1,112件
平成32年度目標値	1,251件

平成32年度目標値の算出根拠について質問したところ、平成28年度緊急通報システム設置率が、 $1,112 \text{ 台} \div \text{一人暮らし高齢者数 } 9,643 \text{ 人} \approx 11.53\%$ 、平成32年度一人暮らし高齢者数推計が10,853人、よって平成32年度目標値は  $10,853 \text{ 人} \times 11.53\% \approx 1,251 \text{ 台}$  とのことであった。しかし、この計算は基準値を高齢化率によって引き直したに過ぎず、設置率を固定していることは実質的に現状維持を目標に掲げることになり、これは目標とは呼べない。また、高齢化率を勘案するのであれば、適切な数値は設置数ではなく設置率である。

次に、緊急通報システム実績値は以下のとおりである。

	単位	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
設置数	台	1,166	1,152	1,124	1,112	1,105	1,084

設置数が年々低下している理由を、携帯電話の普及と固定回線利用率の低下としている。確かに携帯電話があれば緊急通報システムは不要と考えることもあろうかと思われる。理由としては納得できる。また、担当課は数値の上昇よりも、必要な高齢者にシステムが行き渡ることを重視しており、数値の低下は致し方ない面もあるかと思われる。しかし一方で、あんしんいきいきプランの指標として当該事業が取り上げられており、ここでは設置数の増加を目指すこととされている。

(提案)

当該事業の実施により実現したい姿を明確にし、それを的確に把握できる目標設定と、手法の検討を行うことが望まれる。

3.16 長野市要介護被保険者等住宅整備事業（250）

名称	長野市要介護被保険者等住宅整備事業			
目的	介護が必要となった高齢者等の在宅での生活を継続するために必要な住宅の改修費用を助成し、在宅生活の支援を行う。			
根拠法令	長野市要介護被保険者等住宅整備事業助成金交付要綱 H3. 4. 1 H30. 4. 1 改正			
要件	次のいずれにも該当する者 1. 介護保険の要支援・要介護の認定者（第2号被保険者で障害の程度が1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けているものは除く）が住民登録のある住居で生活している者 2. 同一の世帯及び生計を一にしているすべての人の市町村民税が非課税である者 3. 要支援・要介護の認定を受けている者並びに同一の世帯及び生計を一にする者の全てが介護保険料を滞納していないこと。			
給付内容	1. 補助対象工事 補助対象者が常時使用する居室、浴室、便所、洗面所等の整備（あくまでも本人の自立支援のために市長が必要と認める必要最低限なもの） 2. 補助金額 交付額 630,000 円（補助限度基準額 700,000 円の9割）が上限			
申請手続	1. 申請先 介護保険課、介護保険担当（篠ノ井支所駐在）、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2. 申請方法 住宅整備事業補助金交付申請書、住宅改修を必要と認める理由書、工事費見積書、図面、改修前の日付入写真、税調査に関する同意書、住宅所有者の承諾書を提出する。 ※必ず事前に窓口にて要相談。			
担当課	介護保険課			
平成30年度の主な取り組み	事前申請審査、現地確認、完了審査、支払い事務などの一連の業務について引き続き適正な事業実施を図る。			
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容	
	扶助費	1,223 千円	補助金の交付	
3年間の事業費の推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	3,885	2,402	2,402

(単位千円)	決算額	—	1,223	—
備考				

### 3.16.1 手続き

長野市要介護被保険者等住宅整備事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.16.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 利用者のニーズの把握について【意見】

##### (現状及び問題点)

事業について制度利用者へのアンケート実施など利用者の声を聴く機会を設けていない。利用者から事業について助成金額、交付条件、手続き等に対する要望は特になく、職員が申請や相談を受けたときに利用者へ十分に説明がなされているように見受けられるが、利用者の意見を聞く機会を設けることも満足度向上を図るためには有効な手段であると思われる。

##### (提案)

利用者の満足度向上を図り利用者にとってより有用な制度とするために、利用者へのアンケートを実施して、積極的に利用者の声を吸い上げることが望まれる。

#### (2) 業務マニュアル作成について【意見】

##### (現状及び問題点)

本事業は介護保険の要支援・要介護の認定者であり、介護保険料を滞納していないこと、かつ、市町村民税非課税世帯である等の要件があり、要件充足を確認するために他課との連携も必要である。さらに申請に必要な書類も多い事業である。制度自体が複雑であり、業務マニュアルの必要性は課としても認識しているが、現在マニュアルは作成されていない。

##### (提案)

複雑な制度であるため、より正確迅速な事業運営を図るためにも、業務マニュアルを作成することが望まれる。

### 3.17 配食サービス (251)

名称	配食サービス			
目的	ひとり暮らしの高齢者等に定期的に昼食を配食し、安否確認を行うとともに孤独感の解消、健康維持を図る。			
根拠法令	長野市配食サービス事業実施要綱			
要件	市内に居住し、心身の障害、疾病等により調理が困難な次の者 1. おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの者 2. おおむね 65 歳以上の者のみからなる世帯及びこれに準ずる世帯の世帯員 3. ひとり暮らしの身体障害者（身体障害者手帳 1 級または 2 級）			
給付内容	1. 内容 協力員（配食ボランティア）等による平日の昼食 1 食（戸隠は土曜日も）のみの配食サービスと安否確認 2. 利用料金の本人負担有り			
申請手続	1. 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2. 申請方法 配食サービス利用申請書を提出する。			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成 30 年度の主な取り組み	実施地区 2（戸隠、鬼無里） 利用者数 28 人 配食総数 2,269 食			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	報償費	14 千円	ボランティア報償費	
	旅費	214 千円	在勤地内旅費	
	通信運搬費	41 千円	口座振替通知、納付通知	
	保険料	4 千円	ボランティア総合保険料	
	事務事業委託料	1,954 千円	配食事業運営業務委託	
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	2,776	2,647	3,314
	決算額	2,483	2,229	—
備考				

#### 3.17.1 手続き

配食サービス事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.17.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 事業の見直しについて【意見】

##### (現状及び問題点)

配食サービス事業は、民間事業者がサービス対象としない中山間地域でお弁当を届け、安否の確認を行うサービスである。唯一地域で実施可能な受託者によって実施されるが、利用希望者が多く、受託者の厨房設備のみでは製造できるお弁当の数に限界があり、希望者全員に希望通りのサービスを提供できず、配食の調整を行っている。配食サービス事業は懸案事項とされているが、有効な改善策は打ち出せていない。また、季節ごとに大きく異なるとの事だが、年間を通してなどの需要量や供給量については把握できていない。

本市は市域が広く、特に都市地域と中山間地域では大きく事情が異なる。都市部の高齢者が当たり前で享受できるサービスを、中山間地域の高齢者は享受できないのであれば、そこに公金を手厚く支出しても、公平性に反することではないと思われる。

##### (提案)

民間事業者が中山間地域で配食サービスを展開できるよう補助金制度を創設するなど、高齢者の生活に対する支援の在り方を様々な面から検討することが望まれる。



3.18 訪問理容・美容サービス事業 (252)

名称	訪問理容・美容サービス事業			
目的	寝たきり、認知症等のため、理容店又は美容院へ行くことが困難な在宅の高齢者等に対し、出張によりこれらのサービスを提供する。			
根拠法令	長野市訪問理容・美容サービス事業実施要綱			
要件	<p>1. 次の要件に該当する 65 歳以上の在宅の者</p> <p>(1) 寝たきり高齢者 常に寝たきりの状態が 6 月以上続いており、日常生活に介護を必要とする者</p> <p>(2) 認知症高齢者 認知症と診断された者又は日常生活の中で認知症によるものと判断される問題行動がある者で、日常生活に介護を必要とする者</p> <p>2. 利用料 本人負担額 1,500 円/回</p>			
給付内容	<p>1. 利用回数は、年 6 回以内</p> <p>2. 理容師又は美容師が自宅を訪問し、サービスを提供する。</p>			
申請手続	<p>1. 申請先 地域包括ケア推進課、各支所</p> <p>2. 申請方法 民生児童委員を通じて訪問理容・美容サービス券の交付を市へ申し込む。</p> <p>3. 利用方法 理容・美容組合加盟店等へ直接申し込む。</p>			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成 30 年度の主な取組み	平成 30 年度実績 理容 3500 円×314 件 美容 3500 円×162 件			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	印刷製本費	16 千円	理美容券印刷	
	扶助費	1,666 千円	理美容実施料	
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	3,016	2,178	1,942
	決算額	1,951	1,682	—
備考				

### 3.18.1 手続き

訪問理容・美容サービス事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.18.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 利用者のニーズの把握について【意見】

(現状及び問題点)

訪問理容・美容サービス事業の利用者数は以下のとおりである。

	単位	H. 25 年 度	H. 26 年 度	H. 27 年 度	H. 28 年 度	H. 29 年 度	H. 30 年 度
年間利用者数 理容	回	789	591	552	399	343	314
美容	回	281	264	281	219	210	162
総数	回	1,070	855	855	618	553	476

利用者数は年々低下傾向にある。主な要因として、デイサービス等の利用時に同様のサービスが受けられる機会が増えているためと推測しているが、その原因については把握できておらず、理容・美容組合から訪問理容・美容サービスの利用者数低下を危惧してアンケート調査実施の申し出があったが、組合側の準備が整わない、利用を希望しない者にアンケートを実施することは困難との理由から、未実施である。確かにアンケートの実施方法については検討を要するが、利用者数低下の原因を特定できていない現状から、事業の課題を洗い出し、改善点を見つけるためのアンケート調査は不可欠である。

(提案)

訪問理容・美容サービス事業についてアンケート調査を実施するなどして改善点の把握に努めることが望まれる。あわせて、自己負担額の在り方など制度の目的に応じた受益者負担についても研究することが望まれる。

### 3.19 在宅福祉介護料 (253)

名称	在宅福祉介護料			
目的	介護は必要な高齢者を在宅で介護している介護者に対し、介護の労をねぎらうとともに介護に必要な費用の一部として介護料を支給し、在宅介護を支援する。			
根拠法令	長野市在宅福祉介護料支給条例			
要件	市内に引き続き1年以上居住し、要介護3・4・5の状況にあると認められる高齢者等を通算6か月(180日)以上在宅で介護している介護者 基準日 7月1日又は1月1日			
給付内容	1. 介護料 第1種 要介護4・5 35,000円 第2種 要介護3 25,000円 2. 支給方法 口座振込 3. 支給時期 9月又は3月(9月に支給された者を除く)			
申請手続	1. 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2. 申請方法 在宅福祉介護料受給資格認定申請書を提出する。 3. 申請時期 7月中又は1月中			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	平成30年度実績 第1種 35,000円×673人 第2種 25,000円×510人			
事業費の主な内容(当事業全体)	平成30年度決算額		主な内容	
	社会保険料・賃金	1,330千円	臨時職員(パートタイム)	
	消耗品費	17千円	文具類	
	印刷製本費	119千円	郵送用窓あき封筒	
	通信運搬費	453千円	認定結果通知	
	扶助費	36,305千円	介護料	
3年間の事業費の推移(単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	57,521	45,782	43,667
	決算額	44,350	38,238	—
備考				

#### 3.19.1 手続き

在宅福祉介護料事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.19.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 事業の廃止について【意見】

##### (現状及び問題点)

平成12年4月の介護保険制度導入時、介護の社会化が重視され、家族に対する現金給付は家族介護の固定化を招くという理由で導入されていない。在宅福祉介護料に類似の事業は多くの自治体で実施されていたが、介護保険制度の導入を契機に廃止・縮小を行っている自治体が多い。本市の在宅福祉介護料事業は現在まで継続しているものの、支給金額の減額、支給対象の縮小が続いている。例えば第1種介護料については、平成12年度135,000円から繰り直し見直され、平成21年度より現在の35,000円まで縮小された。継続することにつき、施策として特段の積極的理由を持ち合わせていることもなかった。

また、長野市在宅福祉介護料支給条例第9条は、受給者は介護に努めることとしているが、申請から支給決定までの事務手続きマニュアルの検証、質問をしたところ、現在の方法では介護者が実際に介護していることの確認はできず、虚偽や虐待といった不適切な申請についても、形式要件を満たしていれば支給されてしまうことが確認された。担当課もこれを課題としており、制度上の問題ともしている。確かに1,000人を超す申請者全ての介護実態を確認する現実的手立てはなく、解決は難しいが、制度上、重大な欠陥であることは間違いない。

##### (提案)

在宅福祉介護料事業については、介護保険制度創設前の、家庭で介護せざるを得ない状況において開始された事業であるという経緯、その後、施設、在宅のいずれの介護サービスも大幅に充実し、誰もが介護サービスを選択できる環境が整ったことに伴う政策的整合性の点等を総合的に勘案し、廃止に向けて検討することが望まれる。

### 3.20 在宅介護者リフレッシュ事業（254）

名称	在宅介護者リフレッシュ事業			
目的	在宅で介護を行っている介護者の疲労とストレスの解消を図るとともに介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等を行う長野市社会福祉協議会の事業に補助し、介護者の心身のリフレッシュを図る。			
根拠法令	長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金交付要綱			
要件	在宅で要介護高齢者等を介護している介護者			
給付内容	1. 在宅介護者リフレッシュ事業 介護者の相互交流や介護技術の研修をおこなうもの			
申請手続	1. 申込先 長野市社会福祉協議会（地域福祉課） 2. 申込時期 開催について別途案内がされる。			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	H30年度参加者 一泊 92人 日帰り 26人			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額	主な内容		
	170千円	補助金		
3年間の事業費の推移（単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	170	170	170
	決算額	170	170	—
備考				

#### 3.20.1 手続き

在宅介護者リフレッシュ事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合规性等を検証した。

#### 3.20.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

##### （1）事業の見直しについて【意見】

##### （現状及び問題点）

在宅介護者リフレッシュ事業は、長野市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が行う介護者相互の交流、相談、介護技術の学習等により介護者の心身の元気

回復を図る事業に対し補助金を交付する事業である。具体的には日帰り又は宿泊を伴う温泉旅行であり、参加者負担金は宿泊 3,000 円、日帰り 1,000 円である。市社協の平成 30 年度在宅介護者リフレッシュ事業決算書より、事業費は 2,901,509 円、うち 170,000 円を本補助金、500,000 円を企業寄付金、残りを市社協負担金により賄っている。事業費に占める補助金の割合は 5.8%に過ぎず、その点だけ見れば、補助の必要性は低いと言えるが、廃止には至っていない。事業の経緯を確認しても、これまで廃止を含め、減額や宿泊を伴う事業方法等の見直し等の検討はなされているが、市社協としては宿泊自体が介護者のリフレッシュにつながり、効果も大きいとの見解であり、協議が折り合わず予算措置が続いている。そして、なぜ市が縮小方向の見直しを進めるかについて質問したが、財政事情を考慮した上での優先度によるとの回答に留まり、具体的な理由は示されなかった。

(提案)

事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま、財政事情を理由とするのではなく、市社協の主張する見解について検証することが望まれる。

### 3.21 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業（255）

名称	はいかい高齢者家族支援サービス助成事業			
目的	民間事業者が提供する位置情報検索サービスを利用するのに必要な費用を助成し、はいかい高齢者の迅速な保護と介護者の負担軽減を図る。			
根拠法令	長野市はいかい高齢者家族支援サービス助成事業実施要綱			
要件	市内に居住し、65歳以上の認知症ではいかい行動があり、要介護認定を受けている高齢者を在宅または通いで介護する者			
給付内容	1. 助成率及び助成限度額 初期費用 10分の10以内（上限8,000円） 月額利用料 10分の10以内（上限700円）			
申請手続	1. 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2. 申請方法 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業利用申込書及び同意書を提出する。			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	平成30年度実績 給付対象者 18人 支給額 89,738円			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	扶助費	89千円	助成金	
3年間の事業費の推移（単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	390	282	291
	決算額	88	90	—
備考				

#### 3.21.1 手続き

はいかい高齢者家族支援サービス助成事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.21.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 事業目的のための手段について【意見】  
(現状及び問題点)

はいかい高齢者家族支援サービス助成事業の認定件数は以下の通りである。

	単位	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
認定件数	件	22	23	29	28	23	33

介護保険認定調査結果によると、平成 30 年度認知症高齢者は 12,815 人であり、はいかい行動が見られる人数は正確には不明だが、それでも数字は低迷しているように見える。より積極的な周知活動が求められるが、普及率が上がらない理由として、GPS による位置情報検索サービスは GPS 機器をはいかい高齢者が持って出かけないと効果がなく、携帯させるための工夫等、有効に利用するための対策が必要なことも挙げている。現在、別の方策として、所持品や洋服などにあらかじめ QR コードを印刷したタグやシールを付けておき、高齢者がはいかいした場合に、発見者等が、QR コードを読み取ると検索を依頼した家族に通報される仕組みの検討も行っている。ただこれも、発見者が QR コードを読み取らないと効果がないという。

決定的な手段がないのであれば、玄関への人感センサーの設置を推奨するなど、二重三重の手段を検討する必要がある。QR コードについては、地域住民への周知は必要であるが、外回りの多い事業者の協力事業である見守り SOS ネット事業の参加事業者が認知しているだけでも、一定の効果は見込められると思われる。はいかい対策に地域住民の協力は不可欠であり、機器による見守りと同時に、地域による見守りを啓発していくことも重要となる。

(提案)

はいかい高齢者の迅速な保護と介護者の負担軽減という事業目的は非常に必要性が高く、有益である。GPS 端末による位置情報検索サービスと合わせて、QR コードその他の方策も取り入れるべきであり、事業目的達成のため更なる周知、啓発を図っていくことが望まれる。



### 3.22 介護者教室 (256)

名称	介護者教室																			
目的	寝たきり、認知症の予防講習や介護技術の習得及び介護者の相互交流を図るための介護者教室を開催し、介護予防及び在宅介護を支援する。																			
根拠法令	介護保険法第 115 条の 45 第 3 項 2 号																			
要件	長野市に居住する希望者 教室ごとに対象者を設定																			
給付内容	1. 市内の地域包括支援センター・在宅介護支援センターで開催 2. 参加費無料（教材費等実費負担あり） 3. 開催日、会場等については別途																			
申請手続	1. 開催する地域包括支援センター・在宅介護支援センターへ直接申込み																			
担当課	地域包括ケア推進課																			
平成 30 年度の主な取組み	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">介護者教室</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開催総数</td> <td colspan="2">57 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>参加人数</td> <td colspan="2">1,182 人</td> </tr> </table>					介護者教室				平成 30 年度				開催総数	57 回			参加人数	1,182 人	
	介護者教室																			
	平成 30 年度																			
	開催総数	57 回																		
	参加人数	1,182 人																		
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容																	
	1,710 千円		介護者教室実施委託料																	
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																
	当初予算	2,160	2,160	2,160																
	決算額	1,890	1,710	—																
備考																				

#### 3.22.1 手続き

介護者教室事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.22.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

- (1) 委託料支払い基準について【意見】  
(現状及び問題点)

地域包括支援センター業務仕様書において、介護者教室の委託料は年3回まで、40歳以上の参加者が1回あたり10人以上の場合に支払うと定めている。40歳に満たない者が参加できない趣旨ではないものの、介護の社会化、幅広い年代による介護支援の必要性を考慮すると、不合理である。当該規定は、第2号被保険者の加入年齢以上のものを対象としているとのことだが、その根拠は不明確であった。

(提案)

40歳以上の参加を委託料の支払い基準とする仕様書の要件の再検討を行うことが望まれる。

## (2) 利用者のニーズの把握について【意見】

(現状及び問題点)

地域包括支援センター業務仕様書では介護者教室の目的を、介護方法や介護予防又は介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得としている。各包括支援センターが実施している介護者教室の内容について実施報告書により調査したところ、おおむね目的に沿った講座が開催されていた。しかし、高齢者を介護する者が受講する介護者教室の参加者は、自らの介護予防を目的として受講する介護予防教室の参加者との重複が多くみられ、本来介護者教室が対象とする介護者の参加は少ない。センター職員が介護者を教室に誘ってもなかなか来てくれないといったケースも報告されている。また、平成28年度に実施された長野市高齢者等実態調査において、介護者が困っていることについてのアンケート結果では「精神的なストレスがたまっている」が最も高く、介護の知識不足、技術不足に関連する項目は上位10項目に入っていない。こうした事情から、現状の介護者教室は事業目的が介護者のニーズに合致しておらず、事業の有効性の観点から問題がある。

一方で実施報告書からは、介護者教室開催後に参加者の交流や意見交換の時間を設けているセンターがあり、介護者が経験談や乗り越え方を話し合い、介護者としての気持ちを学ぶことができたとの報告もあり、そうした時間や経験の共有こそが介護者にとって有益であることが読み取れる。事業として本来応えるべきニーズではないかと思われるが、そうした実際の介護者のニーズを掴むことも必要である。

(提案)

事業目的が介護者のニーズに合致していないことから、メニューの見直しを含め、事業を抜本的に見直すことが望まれる。

### 3.23 家庭ごみ処理手数料減免 (257)

名称	家庭ごみ処理手数料減免	
目的	紙おむつ等を使用する世帯の経済的負担を軽減するため、一定枚数の可燃ごみ指定袋を交付する。	
根拠法令	長野市家庭ごみ処理手数料の減免に関する要領	
要件	<p>市内に住所を有し、紙おむつを常時使用する人で又は在宅で腹膜透析を実施する人等で、以下のいずれかに該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている人</li> <li>2. 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人</li> </ol> <p>※施設入所等により紙おむつ等を家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合は対象とならない。</p> <p>※「紙おむつ」はリハビリパンツ、尿とりパッド等を含むが、外出時のみ使用する等一時的に使用する場合は対象とならない。</p> <p>※在宅で腹膜透析を実施する人等とは、医療廃棄物等を1年間で可燃ごみ(大)30ℓ指定袋を概ね20枚程度家庭ごみとしてごみ集積所に出す人が対象となる。</p>	
給付内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 紙おむつ使用者 可燃ごみ(大)30ℓ袋 60枚/年 又は 可燃ごみ(大)20ℓ袋90枚/年</li> <li>2. 在宅腹膜透析実施者等 可燃ごみ(大)30ℓ袋 20枚/年 又は 可燃ごみ(大)20ℓ袋30枚/年</li> </ol> <p>※年度途中に対象となった場合は交付枚数が異なる。</p>	
申請手続	<p>下記1、2、3、を持参して市役所生活環境課(第二庁舎3階)又は各支所で申請をおこなう。(代理人の申請可、土、日曜・祝日を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか</li> <li>2. 紙おむつ又は在宅医療用具の使用が確認できるもの(レシート(申請日以前6ヶ月以内のもの)又は公的な証明書等)</li> <li>3. 申請に来る者の印鑑</li> </ol>	
担当課	生活環境課	
平成30年度の主な取り組み	高齢化社会に伴い、紙おむつ利用者も増加傾向にあるため、より正確な事務手続き、利用者の満足度向上に努めている。	
事業費の主な内容	平成30年度決算額	主な内容
	委託料 1,393千円 扶助費 1,218千円	減免用指定袋梱包配送委託料 手数料減免用指定袋購入費

3年間の事業 費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	3,819	3,016	3,790
	決算額	2,507	2,612	—
備考	1. 1度申請すると、翌年度(4月)からは袋が自宅に配達される。			
	2. 指定袋の容量ごとの給付枚数と申請者数の推移			
	指定袋容量	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	減免用指定袋 (30%)	105,640枚	106,740枚	103,300枚
		1,752人	1,767人	1,709人
	減免用指定袋 (20%)	30,840枚	34,650枚	39,690枚
		342人	385人	441人
合 計	136,480枚	141,390枚	142,990枚	
	2,094人	2,152人	2,150人	

### 3.23.1 手続き

家庭ごみ処理手数料減免に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.23.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 適切な在庫管理について【意見】

##### (現状及び問題点)

減免用指定袋の残余分については、配送委託業者が契約期間終了後に市が指定する場所に移管することとなっている。その後、担当課では、減免用指定袋の残余分、返還分等を勘案して次年度以降の予算編成を行っているとのことである。

しかし、実際は在庫管理をしておらず、棚卸書類も作成していないのでは、予算編成の正確性が担保されていない可能性があると思われる。

##### (提案)

本事業が、物品支給事業である以上、予算編成にあたって在庫管理を行い、棚卸書類を作成したうえで正確な予算編成を行うことが特に重要である。したがって、今後は予算編成時に残余分、返還分等の適切な在庫管理を行い、棚卸書類も作成したうえで予算編成を行うことが望まれる。

3.24 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (271)

名称	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業			
目的	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を送ることができよう高齢者に配慮された賃貸住宅に入居する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認等のサービスを提供する。			
根拠法令	長野市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱			
要件	<p>1. 入居者の要件</p> <p>(1) 単身者：65歳以上で日常生活動作に支障のない程度の者</p> <p>(2) 二世帯：2人とも65歳以上(この場合のうち、配偶者についてはおおむね60歳以上)で、日常生活動作に支障のない程度の者</p> <p>2. 入居者の負担</p> <p>前年の所得税額により、生活援助員の派遣に要する費用を負担</p>			
給付内容	<p>1. 生活援助員による次のサービス</p> <p>(1) 生活指導、相談</p> <p>(2) 安否の確認</p> <p>(3) 一時的な家事援助</p> <p>(4) 緊急時の対応</p> <p>(5) 関係機関との連絡</p> <p>(6) その他日常生活上必要な援助</p> <p>2. 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)入居者用団欒室等の利用</p>			
申請手続	1. シルバーハウジングへの入居は、施設の設置者へ申し込みを行う。市営住宅今井団地 長野県住宅供給公社へ			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	入居者 室数(人数) 20室(21人)			
事業費の主な内容(当事業全体)	平成30年度決算額		主な内容	
	通信運搬費	6千円	入居者負担金決定通知、安心確保協議会開催通知	
	事務事業委託料	2,251千円	生活援助員派遣事業業務委託	
3年間の事業費の推移(単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	2,261	2,261	2,282
	決算額	2,255	2,258	—

備考	
----	--

### 3.24.1 手続き

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.24.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 時流を踏まえた事業の見直しについて【意見】

##### (現状及び問題点)

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、昭和62年より国が推進するシルバーハウジングプロジェクトに基づいて実施されている。生活援助員が常駐して安否確認や一時的な家事援助を行うが、現在では介護保険制度による通所サービスの充実、さらに平成28年より開始した生活支援体制の整備と地域作りの推進により、支援の枠組みは整っているため、代替サービスによる支援の継続が十分に可能である。また、居住者は制限なく介護サービスを楽しむことから、サービスが重複する可能性もある。事業の予算は大部分が生活援助員の人件費であるが、利用が居住者に限定されるサービスのために専属の生活援助員を常駐させる費用対効果も相対的に低下しており、事業の継続について必要度は低い。

しかし、事業の見直しについては住宅マスタープランとの整合を図る必要があり、また居住者の同意も必要であることなど課題も多く、現在まで事業の見直しについての協議は実施されていない。

##### (提案)

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、代替サービスの検討、募集停止や一般公共住宅への契約変更など、住宅課と連携しながら順次見直しを進めることが望まれる。

### 3.25 特別措置事業 (289)

名称	特別措置事業			
目的	家族による虐待や無視などにより、介護保険サービスを受けることができない高齢者等に対し、措置により介護保険サービス等を提供する。			
根拠法令	老人福祉法第10条の4、第11条			
要件	家族による虐待や無視など、保護が必要な高齢者			
給付内容	介護保険サービスの利用等			
申請手続	1. 相談先 地域包括ケア推進課、福祉政策課篠ノ井分室			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	高齢者虐待の被虐待者や介護保険サービスの利用困難者を、やむを得ない事由による措置により介護保険施設への入所及び養護老人ホームへの短期入所を実施した。			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
	扶助費	9,012千円	特別養護老人ホーム入所 9件 特別養護老人ホーム短期入所 4件 グループホーム入所 2件 養護老人ホーム短期入所 9件	
3年間の事業費の推移（単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	9,925	12,124	12,124
	決算額	5,666	9,012	—
備考				

#### 3.25.1 手続き

特別措置事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.25.2 監査の結果

監査した結果、改善を要する事項は認められなかった。

### 3.26 成年後見制度利用支援事業（290）

名称	成年後見制度利用支援事業			
目的	身寄りのない認知症高齢者等で、判断能力が不十分な者の財産保護、福祉サービス等の利用援助などを行うため、市長が家庭裁判所に成年後見の審判申立てを行うことにより成年後見制度の利用を促進する。			
根拠法令	老人福祉法第32条 長野市要援護高齢者に係る成年後見制度に基づく市長による審判の請求手続きに関する事務取扱要領			
要件	判断能力が不十分であって、本人に代わって契約行為等を行ってくれる親族等のいない者			
給付内容	1. 家庭裁判所への市長による審判申立て 2. 後見人の報酬に対する助成金の交付（市長による審判申立てをした、生活保護受給者等が対象）			
申請手続	1. 相談先 地域包括ケア推進課、福祉政策課篠ノ井分室、地域包括支援センター			
担当課	地域包括ケア推進課			
平成30年度の主な取り組み	身寄りがいない高齢者で施設入所や入院が困難なため、市長による審判の請求手続きを行った。			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成30年度決算額		主な内容	
			市長による審判の請求手続 10件	
3年間の事業費の推移（単位千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	632	532	516
	決算額	21	73	—
備考				

#### 3.26.1 手続き

成年後見制度利用支援事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

#### 3.26.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。



(1) 事業の周知について【意見】

(現状及び問題点)

「あんしんいきいきプラン 21」では、PDCA サイクル実施による数値目標達成のため、節毎に指標名、指標の内容、指標設定の意義が整理され計画に記載されている。第 2 章第 5 節「高齢者の権利擁護の推進」の記載内容は以下のとおりである。

指標名	成年後見制度の相談件数
指標の内容	認知症等で判断能力が不十分な 65 歳以上の高齢者の財産管理及び身上監護等を目的とした成年後見制度についての成年後見支援センターにおける相談件数
平成 28 年度値	882 件
平成 32 年度目標値	1,300 件

相談件数の実績値は平成 29 年度 603 件、平成 30 年度 835 件であり、目標を下回っている。相談件数を増やすためには制度の周知・啓発が重要となる。同プランでは方針・目標として、市政出前講座やリーフレットなどを通じ、更なる啓発に努めるとしているが、相談件数の実績値からは、未だ成年後見制度が市民に広く知られていない現状が伺える。

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見利用促進基本計画」に基づき、本市では現在、利用促進基本計画を策定中であり、今後は計画に沿って支援体制の整備と、利用促進の取組みが推進されていくと思われる。支援体制が整備されても制度の周知が不十分では、効果は限定的である。

(提案)

現在の周知方法と結果を検証し、より効果的、実践的な周知方法を検討することが望まれる。また、成年後見制度の周知について、今後策定する成年後見利用促進基本計画にも反映させることが望まれる。

### 3.27 地域包括支援センター・在宅介護支援センター (292)

名称	地域包括支援センター			
目的	介護予防のマネジメント及び介護に関する総合相談支援など地域の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援			
根拠法令	介護保険法第 115 条の 45、46			
要件				
業務内容	1. 総合相談支援 2. 介護予防ケアマネジメント 3. 権利擁護 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援等 5. 在宅医療介護連携推進 6. 認知症支援 7. 地域ケア会議の充実 8. 生活支援体制整備 9. 指定介護予防支援事業所			
申請手続				
担当課	地域包括ケア推進課			
平成 30 年度の主な取り組み	地域包括支援センター設置数 19 センター 相談支援延件数 37,085 件			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	総合相談支援事業 事務事業等委託料 366,210 千円		包括運営費、高齢者実態把握業務、地域包括ネットワーク会議開催事務費	
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	374,555	374,555	385,105
	決算額	366,568	366,210	—
備考				

名称	在宅介護支援センター			
目的	介護に関する総合的な相談に応じるとともに地域内の関係機関との連絡調整を行う。			
根拠法令	老人福祉法第 20 条の 7 の 2			
要件				
業務内容	1. 各種相談（電話、面接、訪問） 2. 各種保険福祉サービスの利用手続きの支援			

	3. 要援護高齢者の実態把握等			
申請手続				
担当課	地域包括ケア推進課			
平成 30 年度の主な取組み	在宅介護支援センター設置数 6センター 相談支援延件数 4,985 件			
事業費の主な内容（当事業全体）	平成 30 年度決算額		主な内容	
	総合相談支援事業 事務事業等委託料 22,077 千円		在介運営費、高齢者実態把握業務	
3 年間の事業費の推移（単位千円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	22,860	22,860	24,800
	決算額	22,386	22,078	—
備考				

### 3.27.1 手続き

地域包括支援センター・在宅介護支援センター事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.27.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）仕様書に定める内容の不履行について【指摘】

##### （現状及び問題点）

地域包括支援センター業務仕様書には、長野市ケア会議等運営要綱に基づき、個別ケア会議を積み上げることにより、把握した地域課題を地域福祉の推進を図るため、地域ネットワーク会議を行うと定めている。委託料の支払いは年 1 回までとしているが、2 回開催を希望したセンターについては、予算の範囲内で特例として 2 回分の支払いを認めている。総合事業の開始により、地域ネットワーク会議は医療、介護等の専門職をはじめ、民生児童委員、地域福祉ワーカー、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の関係者が集まり、地域課題を洗い出し、地域の高齢者を支援する場として今後より一層重要となる。しかし、2 回開催するセンターがある一方で、平成 30 年度、委託により運営する全 17 センターのうち、7 センターが 1 度も地域ネットワーク会議を開催できていない。

(改善策)

地域ネットワーク会議を開催することの重要性を考慮すれば、仕様書上委託料の支払いを年1回以上可能とすべきであり、また最低でも1回、地域ネットワーク会議の開催を義務づけるべきである。

(2) 収支決算書の集計誤りについて【指摘】

(現状及び問題点)

平成30年度各地域包括支援センターの収支決算をまとめた収支決算書について閲覧、検証したところ、2つのセンターにおいて介護予防教室・介護者教室・高齢者実態把握の各委託料を誤って雑収入欄にも重複して二重に計上していることが発見された。受託者からの報告書及び委託料の支払いには誤りがないものの、市が各センターの収支を地域包括支援センター運営協議会へ報告する資料にまとめる段階で誤りが発生した。事業の収支決算は事業の実施状況を客観的に分析する上で、あるいは委託料の変更を検討する上でも重要な資料である。実際に、その後の地域包括支援センター運営協議会において、この資料を基にセンターの収支に関する議論が行われている。

(改善策)

報告書をまとめる事務手続きにつき、誤りを防ぐ再発防止手段を講じるべきである。

### 3.28 利用者負担援護事業 (302)

名称	利用者負担援護事業
目的	特に生計の困難なものが介護保険のサービスを利用した場合に援護金を支給し、経済的負担を軽減する。
根拠法令	要綱（市単）
要件	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」を利用してもなお生計の維持が困難な者で、次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村民税非課税の世帯で老齢福祉年金を受給している者</li> <li>2. 収入・資産等を勘案して、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる者</li> </ol> <p>※生活保護受給世帯を除く</p>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象サービス 住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）日常生活費などの実費負担額を除く介護給付サービス</li> <li>・支給額 1か月の負担額が3,000円を超えた金額</li> </ul> <p>※高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給額や、訪問介護利用者負担減額等の適用後の利用負担額を対象とする。</p>
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者確認申請</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請先 介護保険課又は各支所</li> <li>2. 必要書類等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者負担援護金支給申請書</li> <li>(2) 家計状況申出書</li> <li>(3) 同意書</li> <li>(4) 介護保険被保険者証</li> <li>(5) 医療保険被保険者証</li> <li>(6) 印鑑</li> <li>(7) 預金通帳の写し（直近1年以上の収入、支出状況が記載されている世帯全員のもの）</li> <li>(8) 年金証書等収入状況が確認できるもの</li> </ol> </li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・援護金支給請求</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請先 介護保険課又は各支所</li> <li>2. 必要書類等</li> </ol>

	(1) 利用者負担援護金請求書 (2) 領収書 (3) 印鑑			
担当課	介護保険課			
平成 30 年度の主な取り組み	市内ほぼすべての事業所に事業についてのメールで一斉配信し、事業の周知徹底に努めている。			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	扶助費	4,211 千円	援護金支給額	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	5,106	4,286	5,997
	決算額	3,327	4,211	—
備考	1. 申請(サービス利用)から支給まで3(4)か月程度かかるため、この間支給額の8割までを貸付する制度がある。			

### 3.28.1 手続き

利用者負担援護事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.28.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 利用者のニーズの把握について【意見】

##### (現状及び問題点)

事業について制度利用者へのアンケート実施など利用者の声を聴く機会を設けていない。利用者から事業について助成金額、交付条件、手続き等に対する要望は特にないとのことから、職員が申請や相談を受けたときに利用者へ十分に説明がなされているように見受けられるが、利用者の意見を聞く機会を設けることも満足度向上を図るためには有効な手段であると思われる。

##### (提案)

利用者の満足度向上を図り利用者にとってより有用な制度とするために、利用者へのアンケートを実施して、積極的に利用者の声を吸い上げることが望まれる。

#### (2) 業務マニュアル作成及び研修実施について【意見】

##### (現状及び問題点)

本事業は社会福祉法人等利用者負担軽減事業を利用してはなお生計の維持が困難な

者であることを大前提としてあり、かつ、支給にあたってその者の収入資産等を勘案するといった複雑な要件を充足するか判断する必要がある。

また、申請から援護金支給までの事務処理も多く、申請に必要な書類も多いため、業務マニュアルの必要性を課としても認識しているが、現在マニュアルは作成されていない。さらに、平成30年度については研修も実施されていない。

(提案)

複雑な制度であるため、より正確迅速な事業運営を図るためにも、業務マニュアルを作成すること及び事業全般の内容や事務処理についての研修を担当職員に向け実施することが望まれる。

### (3) 貸付制度について【意見】

(現状及び問題点)

本事業は、申請から支給まで3か月程度要することから、その間対象者に支給金額の8割まで貸し付ける貸付制度があり、本事業の申請、相談時に職員が貸付制度について説明を行っているが、数年間利用者がいない状態である。貸付制度が必要なりうる方は生活が非常に厳しい方々であり、利用者がいないという理由で生活保護の受給に至らない者を救う唯一の受け皿である制度であるため、セーフティーネットとして制度を存続させておく必要性はあると思われる。

しかし、そもそも貸付制度に利用者負担金援護事業申請者のニーズがあるかどうかは、疑問である。また、貸付制度の要件などが厳しいため、利用者が数年間いないということも考えられるのではないだろうか。

(提案)

貸付制度が、生活が非常に厳しいが生活保護の受給に至らない方々を救う唯一の受け皿であることは確かである。したがって、担当課には、もう一步踏み込んで貸付制度に対する申請者のニーズがあるかどうか把握してほしい。

また、利用者が長期間いない原因を特定したうえで、貸付要件の緩和や事務手続きの簡略化も視野に入れながら、貸付制度を必要とする方がいるならば、利用できる有用な制度とすることが望まれる。

3.29 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）事務費補助（310）

名称	軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）事務費補助			
目的	<p>家庭環境、住宅環境等によって居宅生活が困難な高齢者を低額な料          金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与し、高齢者が健康で明          るい生活を送れることを目的とした軽費老人ホーム（市内：A型1          施設（定員50人）、ケアハウス8施設（定員319人））の事務費を補          助し、入所者の負担軽減を図る。</p> <p>※A型：食事の提供その他日常生活の世話・看護師を配置          ケアハウス：食事の提供その他日常生活の世話</p>			
根拠法令	老人福祉法第20条の6			
要件	<p>（軽費老人ホームの入居要件）</p> <p>1. 満60歳以上であること。（同居する配偶者等にあつてはこの限          りでない。）</p> <p>2. 施設が定める入居者の要件を満たすこと。</p> <p>【事務費補助金の算定方法】          事務費基本額又は対象費用の実支出額のいずれか少ない額－本人          徴収額</p>			
給付内容	軽費老人ホームの運営に係る事務費を施設に対して補助			
申請手続	<p>【入居の申請手続】</p> <p>1. 入所申込先          施設へ直接</p> <p>2. 利用料          施設ごとに定めてある生活費及び事務費等を納入する。ただ          し、入所者の所得により事務費の軽減がある。ケアハウスで          は、管理費入居一時金が必要。</p> <p>【補助金申請】          交付申請書を施設単位で市に提出。</p>			
担当課	高齢者活躍支援課			
平成30年度の 主な取組み	申請に基づく補助金の交付を例年通り行っている。			
事業費の主な 内容	平成30年度決算額		主な内容	
	補助金	256,283千円	軽費老人ホーム事務費補助	
3年間の事業 費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算	262,923	267,634	267,318
	決算額	255,129	256,283	—
備考	1. 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）の定員数			



【A型】豊寿苑 定員数				単位：人
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
市内施設の定員数	50	50	50	
長野老人保健福祉圏域定員	50	50	50	
【ケアハウス】定員数				単位：人
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
エマオ	30	30	30	
いなさと	50	50	50	
悠悠	24	24	24	
フォンティーン	27	27	27	
あさひ	40	40	40	
レインボーわかつき	50	50	50	
リンゴの里	18	18	18	
南長野	80	80	80	
市内合計	319	319	319	
市外2か所	80	80	80	
長野老人保健福祉圏域定員	399	399	399	

### 3.29.1 手続き

軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）事務費補助に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.29.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### （1）長野県との情報共有について【意見】

##### （現状及び問題点）

各施設との会議の場を年1回設け、各施設と情報交換を行っている。その会議で挙げられた要望議事録では、消費税増税、人件費に対する補助額の増額、熱中症対策として夏季加算として夏季の補助金の増額を望むなど様々な要望がある。それらの要望に対し、市は県と連携して検討するといった趣旨の回答が散見されるが、県と情報共有する機会は今時点ではほぼないとのことである。

##### （提案）

施設から多くの要望があるなかで、県と連携して検討するといった趣旨の回答をしている以上は、要望に対する回答どおり、要望について県と積極的に情報共有し、連携していくことが望まれる。

### 3.30 有料老人ホーム（監査対象外）

名称	有料老人ホーム			
目的	高齢者が暮らしやすいよう配慮した住まいに、「食事の提供」、「介護の提供」、「家事」、「健康管理」のいずれかのサービスを提供する、民間事業者が設置した施設			
根拠法令	老人福祉法第 29 条			
要件	1. 満 60 歳以上であること。（配偶者はこの限りでない。） 2. 施設が定める入居の要件を満たすこと。			
給付内容	各施設により異なる			
申請手続	1. 入居申込先 施設へ直接 2. 利用料 施設により異なる			
担当課	高齢者活躍支援課			
平成 30 年度の主な取組み	なし			
事業費の主な内容	平成 30 年度決算額		主な内容	
	-		-	
3 年間の事業費の推移 (単位千円)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	当初予算	-	-	-
	決算額	-	-	-
備考				

#### 3.30.1 手続き

有料老人ホームに関しては、施設の認可や相談業務のみを行っているため、監査対象外とした。

### 3.31 高齢者生活福祉センター（311）

名称	高齢者生活福祉センター				
目的	地域において、ひとり暮らし等で見守りがなければ自宅で日常生活を送ることが困難な高齢者等が利用する施設。住居の提供と、各種相談・助言を行い、緊急時の対応を行う。				
根拠法令	長野市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例 H17. 1. 1				
要件	1. 60歳以上のひとり暮らし、又は夫婦のみの世帯に属する者で、高齢等のため独立して生活することが困難な者 2. 60歳以上の者で、家族による援助を受けることが困難で高齢等のため独立して生活することが困難な者				
給付内容	高齢者生活福祉センターへの入居・利用				
申請手続	1. 利用相談先 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 2. 利用料 条例に定める使用料の外、光熱水費等				
担当課	高齢者活躍支援課				
平成30年度の主な取り組み	なし				
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容		
	委託料	37,009千円	指定管理料（高齢者共同生活支援施設を含む。）		
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	当初予算	37,044	37,035	37,172	
	決算額	37,029	37,009	—	
備考	1. 各施設の利用状況				
	施設	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	やすらぎ（鬼無里）	人	107	68	76
	ことぶき荘（大岡）	人	13	24	26
	いこいハウス（中条）	人	72	72	76

#### 3.31.1 手続き

高齢者生活福祉センターに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.31.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 事業担当課の見直しについて【意見】

##### (現状及び問題点)

施設利用希望者からの利用相談、面談等の一部業務については、地域包括ケア推進課が担当しており、必要に応じて地域包括ケア推進課と連携して事業を行っている状況である。

##### (提案)

2課合同で1事業を担当すると、1つの課単独で事業運営を行う場合に比べ、課間の連絡や調整を図る必要が単独運営よりも多くなる傾向にある。その点を考慮すると、より効率的な運営を行うためには、両課で協議し、適切な引継ぎを行ったうえで、事業担当課を高齢者活躍支援課又は地域包括ケア推進課どちらかにするという選択肢もあるのではないだろうか。効率性の観点から、事業担当課の見直しについて検討することが望まれる。

### 3.32 高齢者共同生活支援施設（312）

名称	高齢者共同生活支援施設					
目的	地域において、ひとり暮らし等で見守りがなければ自宅で日常生活を送ることが困難な高齢者等が利用する施設。住居の提供と、各種相談・助言を行い、緊急時の対応を行う。					
根拠法令	長野市高齢者共同生活支援施設の設置及び管理に関する条例 H17.1.1					
要件	1. 60歳以上のひとり暮らし、又は夫婦のみの世帯に属する者で、高齢等のため独立して生活することが困難な者 2. 60歳以上の者で、家族による援助を受けることが困難で高齢等のため独立して生活することが困難な者。					
給付内容	高齢者共同生活支援施設への入居・利用					
申請手続	1. 利用相談先 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 2. 利用料 条例に定める使用料の外、光熱水費等（戸隠高齢者共同生活支援施設は食費も加わる。）					
担当課	高齢者活躍支援課					
平成30年度の主な取り組み	なし					
事業費の主な内容	平成30年度決算額		主な内容			
	委託料	37,009千円	指定管理料（高齢者生活福祉センターを含む。）			
3年間の事業費の推移 (単位千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
	当初予算	37,044	37,035	37,172		
	決算額	37,029	37,009	—		
備考	1. 各施設の利用状況					
		施設	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	利用者延べ人数	ひまわり1号（戸隠栃原）	人	107	68	76
ひまわり2号（戸隠豊岡）		人	13	24	26	

#### 3.32.1 手続き

高齢者共同生活支援施設に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、事務手続きの合規性等を検証した。

### 3.32.2 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていたが、一部是正改善を要する事項が認められたので、以下に記載する。

#### (1) 事業担当課の見直しについて【意見】

##### (現状及び問題点)

施設利用希望者からの利用相談、面談等の一部業務については、地域包括ケア推進課が担当しており、必要に応じて地域包括ケア推進課と連携して事業を行っている状況である。

##### (提案)

2課合同で1事業を担当すると、1つの課単独で事業運営を行う場合に比べ、課間の連絡や調整を図る必要が単独運営よりも多くなる傾向にある。その点を考慮すると、より効率的な運営を行うためには、両課で協議し、適切な引継ぎを行ったうえで、事業担当課を高齢者活躍支援課又は地域包括ケア推進課どちらかにするという選択肢もあるのではないだろうか。効率性の観点から、事業担当課の見直しについて検討することが望まれる。

#### 第4章 監査を終えて

平成31年1月1日現在の長野市の総人口は377,967人、0～14歳の年少人口は47,750人、長野市人口全体に占める割合は、12.6%となっており、8人に1人の割合となる。また、65歳以上の老年人口は、109,861人で、長野市人口全体に占める割合は、29.1%である。4人に1人の65歳以上がいることになり、年少人口の倍の人数となる。徐々にではあるが少子化と高齢化の傾向にあり、生産年齢人口も減少傾向にある。長野市全体の人口推移を見ても、平成27年1月1日現在384,409人の市民をカウントしたが、平成31年1月1日現在では、6,442人減の377,967人と毎年減少傾向にある。

将来の人口推計を行う場合、出生と死亡、社会増減による変化を意識して行うこととしている。この3要素を意識して人口減少が進んだ場合を推計すると、生産年齢人口(15歳～64歳)は減少し、2040年には154,845人となり、2060年には117,671人と49.2%の減少が予測されると公表されている。

人口減少が予測されるということは、今から次の課題を真剣に考えなければならない。

- ・ 需要の減少と経済の縮小
- ・ 公共交通機関の縮小や廃止
- ・ 経済の縮小（税収の縮減）
- ・ 従業者の減少
- ・ 少子化の進展
- ・ 高齢化の一層の進展

今年度の包括外部監査では、子ども子育てと高齢者福祉について監査を実施したが、長野市の将来を見据えると、「少子高齢化」の言葉に表されるように、子ども子育て関連事業と高齢者福祉事業は、双方が財政上の重要な課題であり、少子高齢化による高齢者への社会保障関連費は今後も増え続けると思われ、いずれか一方のみの監査ではその監査効果が薄れるところである。

事実、長野市の健全な財政を考えると、生産年齢人口の増加を目指さなければならず、そのためには少子化対策を急務とし、子育てしやすい環境の整備が重要である。また、高齢者は平均寿命の延長により、今や100歳を視野に入れた時代になったことから、健康で自立できる高齢者を目指すことが肝心である。

福祉を実現するために、これまで築き上げてきた保育と介護、加えて支援を逆行させてはならないはずであるが、今後の人口推計から財源の確保は明らかな問題であり、現在の行政サービス水準を維持すること自体にその難しさが予測される。

特に、支出が義務付けられ任意に節減できない人件費や社会保障費などの扶助費については、長野市行政改革大綱により人員の削減を試みてはきたが、行政サービスの複雑化と増大化の現状からは、維持を前提とすればこれ以上の人員削減も望めないのではないかと思われる。

監査の結果として全体的な側面から意見を述べたい。

### (1) 子ども子育ての充実 【意見】

人口減少による少子化の問題は、長野市だけの問題ではなく全国的な問題としての認識がある。よって、長野市が独自に解決できるような特効薬となる施策があるわけではなく、一見すると個別事業は単独事業として成り立っているように見受けられるが、実は相互に連携されて初めて効果が期待できるものとなっている点に意識付けが必要である。他課あるいは他部署との連携は行われているとしているが、常にこれを意識し、より効果の高い事業にしていく責任を負う。

そもそも子ども子育てに関連する個別事業は、長野市の政策からスタートし、政策から個別施策へ、個別施策から個別事業へとコマを進めるようなイメージである（第2章参照）。当然のことながら、個別事業を担当する課は複数の課にまたがっており、各課が効果的に動くには事業計画やマニュアル、実施要領等の指導書がないとスムーズな進行は果たせない。長野市行政改革大綱等により職員が減少する中業務をこなそうとする努力は認めるべきであり、ある程度効果が出るのに時間が必要なことも理解はできる。しかし即効性についても期待されるものであり、そのためにはどうあるべきかを検討する必要がある。

#### 【提案1】

長野市行政改革大綱により自治体職員の減少も当然考えられるべきであり、多様化している子育て支援ニーズに応えるにはどうあるべきかを考えると、人材不足が課題として挙がってくると思われる。ならばその対処法として、やらないことを決め作業を絞ってみること、そしてその作業が補助金の活用や、業務委託等の手段により成立するかどうかの検証・対応をしてほしい。

なお、補助金は公益性が認められる活動を支援する事で、行政が抱える課題を解決するための有効な手段にはなりうるが、制度化してしまうと廃止することは難しく、社会情勢が変化しているにも関わらず、依然として既得権化されてしまう傾向にあるので留意されたい。

#### 【提案2】

長野市には信州大学の一部の学部、長野県立大学、清泉女学院大学、長野女子短期大学、長野保健医療大学等幾つかの大学があり、そこに通う学生たちは貴重な資源であることを認識し、若者の子育てに関する意識や諸課題を中心とした施策フレームの構築を目指すことが望まれる。学生たちが情報を共有し、対話を重ね、企画の段階から実行まで、子ども子育てに関してともに取り組む施策フレームが構築されることを期待する。



## (2) 高齢者福祉政策の見直し【意見】

### ア 65歳から75歳までの年層に対する政策

高齢化による高齢者への社会保障関係費は今後も増え続けていくことが予測され、逆に税収は減ることが予測される。この社会保障関係費は、現役の労働人口により支えられる一面を有しているが、人口減少による高齢化の進行は、将来においてこの関係性を崩すことに結び付く。つまり、今から何らかの手当てを講じなければ、社会保障関係の制度は維持できなくなる可能性がある。

長野市では、「65歳＝高齢者」を改め、「75歳以上を高齢者」と呼ぶことを提言している。この提言は、高齢者施策の年齢要件等の変更を前提としたものではないとし、65歳を過ぎてからも元気に活躍しようという意識を持っていただくことを目指すとしている。人生100年と言われるように寿命が延びつつあるこの時代において、市の財政の健全化を視野に入れば、65歳から74歳までの年齢層に対する福祉政策について影響の少ないところから改善していかねばならないと思われる。

### 【提案1】

75歳以上を高齢者と呼ぶ提言は、時代に即したものであると思われる。また高年齢者雇用安定法により企業は希望者全員を65歳まで雇用することが義務付けられており、その後新たな人生を健康的に送りたいと考える市民が今後も増えるはずである。

よって高齢化が長野市財政に与える影響を考慮すると、行政サービスの低下につながるような改善ではなく、65歳から74歳までの市民が望む行政サービスが何であるか、高齢者目線による行政サービスの要否を見極め、行政サービスのあり方も含めて再検討と研究が望まれる。

### 【提案2】

65歳から74歳の市民が望む行政サービスの一つに、まだまだ元気で働ける意欲ある者への職場の提供があると思われる。市の所有する公共施設の休館日や閉庁日に従事することで、施設利用者へのサービスの向上を図りつつ、従事する高齢者には社会に必要とされる意識を持つことで、寝たきりや認知症の予防効果も期待でき、結果的に医療費等の減少にもつながると思われる。当然、公共施設の中には、指定管理者や業務委託先も含まれるが、これらの施設についても同様に休館日等の対応をすることによって、市側の立場をより明確に主張したサービスの提供に心がけるきっかけとなる。

よって、65歳から74歳の働く意欲のある市民に対し、市が手本となるべく公共施設等を活用するなど、働く場・就労の機会の提供を検討されることが望まれる。

### イ 在宅介護に対する政策

介護保険制度により、介護の社会化が推進されてきた。

とはいえ、あらゆる介護サービスを介護保険で網羅できているわけではない。

これまで、長野市は在宅介護に関する様々な事業を実施してきたが、財政事情を考慮した上での選択と集中が迫られている一方で、従来の措置の時代からの事業が継続して実施されているものもある。

### 【提案3】

既に受益者がいるなかで、事業を継続していることは理解できるところであるが、行政経営資源が限られている中で、在宅介護者に対する支援について「どこまで」「どうやって」事業を組み立てていくかについて検討が必要である。

そのためにも在宅介護者支援の在り方全体の整理が求められる。

### (3) 子育て支援と高齢者福祉施策の融和 【意見】

長野市に住み、出産・育児を行い、その上で自分のキャリアも中断させないというスタイルを強く望む社会へと変わりつつある中で、これを実現するためにはどうあるべきかと問われれば、地域社会との接点が生育の不安を解消する唯一の方法となる。そして、地域社会との接点は何かといえば、高齢者が大きなカギを握ることになる。

75歳以上を高齢者と呼ぶ背景には、65歳からの人生は「全盛期」と定義付け、健康寿命の延伸と希望や意欲による社会活躍の実現を目指すことにある。実際に65歳以上の市民であって、元気に毎日を暮らしている者は大勢いる。

長野市行政として、真にこれを目指しているのであれば、65歳からの人材を活用しない術はない。もしも子育て支援に高齢者福祉施策が融合できたとすると、その効果は大きいと思われる。子育てと高齢者に対する事業の融和を検討すべきである。

### 【提案1】

子育てと高齢者に係る事業の融和を検討する際に重視しなければならない事の一つに、点で検討するのではなく線で検討することが挙げられる。点で検討するとは、すなわち、個別事業単体での検討となるが、線で検討するとは、個別事業相互の関係性をも含めて検討するということである。それには、個別事業受益者による既得権に捕らわれることなく、融和を意識した事業整理が必要である。

各事業を整理する中で世代間の負担の公平性について検討することも線で検討する重要課題である。

子どもについては少子化でより手厚い施策を展開し、より子育てしやすい環境整備が求められる。一方で高齢者は健康寿命の延伸により、生涯現役の意識に基づく働く環境づくりが求められる。今後の在り方を考えると、事業そのものを見直すと同時に負担の在り方についても見直しが必要である。例えば、公共交通について子どもが半額であるのに対し、高齢者が3割を基準に計算した額という在り方が妥当であるのか。世代間負担の公平性という線をつなげる観点からも見直しを検討することが望まれる。

## 【提案2】

住み慣れた地域で暮らし続ける意義は大きい。そこに住民の連帯や役割分担があれば、尚更の事住みやすさも増大すると思われる。しかし、安定した就業先がなければ生活も困難となる。これらの不安から出産、育児、教育に対して消極的になる若い世代が存在することになる。特に女性の場合、仕事を持っているの出産・育児となると、尚更の事職場復帰は難しいと考え消極的になるのも理解できる。こうした不安を払拭するような子育て支援に応えるには、やはり保育の充実である。保育の充実は出産・育児を考える女性にとって大きな安心と希望を与えることができる。例えば、延長保育や夜間保育、休日保育といったニーズに応えるには、それなりの人材が必要である。しかし、長時間保育の拡大は保育士の激務を意味し、保育士が不足する中で疲弊による労働環境の悪化へとつながりかねない。

今後において、生涯現役の活力ある高齢者が増えることで、地域コミュニティ保育のような子育てという地域貢献の方法を具体的に提案することで、社会参加する高齢者が増え、社会課題の解決に寄与することになる。それは専門家の指導の下に65歳以上の方々に育児経験を活かして活躍してもらおう。当然、それに見合った賃金を支払うのだが、生きがいを持って仕事をしてくれるであろうし、子どもという社会の財産を通したつながりが、世代をつなげるきっかけになると期待する。

## 【提案3】

長野市では、高齢者の社会参加活動・生きがいづくりの一環として、かがやきひろば（老人福祉センター）やシニアアクティブ（高齢者活動）ルーム等がある。これらの施設と地域子育て支援センターが交流する機会の設定をすることで、高齢者は同じ地域に住む子どもと触れ合うことができ、子どもの親は高齢者から子育ての知恵を授かることができる。さらにこの関係性は、地元地域におけるコミュニティの発展につながり、地域の中で地域を支えていく人材を育てる取組につながる。目的別の施設にこだわるのではなく、複数の目的を達成できる仕組みを実施することが望まれる。

また、個別事業や補助金についても縦割りや個別の対象を前提としたものとならないよう、可能な限り融合して実施することが望まれる。

## 【最後に】

本監査を実施途中、令和元年台風第19号災害が長野市内各所において甚大な被害をその爪痕として残した。これにより長野市は非常事態を宣言し、行政が一丸となって災害復旧と被災者支援に注力し、現在もまだ継続中である。

監査人も、マスコミ報道や住所地が被災地に近かったこともあり、避難所や被災地を訪れ、その被害のあまりの大きさに驚きを隠せない状況であった。

特に今回監査対象であった長野市教育委員会は、その所管する公共施設が水害により

損壊したことや避難所対策に追われていたことから、本当に大変な思いをされたと思う。同時に、他課との連携を強く結ぶことは、例え緊急時であっても行政を力強く示し、市民として安心していただける、本当に心の拠り所となることを実感した。

子ども子育て支援関連事業と高齢者福祉事業は、それぞれの事業が独立的な事業として推進されているように見受けられるが、今回の災害のように、一度市民の安全や財産の侵害が発生した場合には、実は単独ではなくお互いに共生した事業であることを自覚し、平常時においてもそれぞれの事業が効果的に市民に反映されるよう今後も努力してほしい。